

令和5年度第1回 松戸市公共施設再編整備推進審議会

日時：令和5年10月31日（火）14:00～
形式：オンライン会議

会議次第

1. 開会

2. 議事

(1) 松戸市公共施設等総合管理計画の改訂について

【資料1】松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版素案たたき台）へのご
意見と対応

【資料2】松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版素案たたき台）

(2) その他について

3. 閉会

松戸市公共施設等総合管理計画（改訂版素案たたき台）へのご意見と対応

資料1

第1章

No	ページ	ご意見	変更	対応方針
1	P2	<u>計画の位置づけについて</u> 松戸市独自の公共施設再編整備のアプローチ（モデル的取組）について、これまでの取組と現状を整理できると良い。	有	総合管理計画の改訂にあたり、公共施設再編整備基本方針（平成27年7月）と合わせて、公共施設再編整備基本計画（平成31年4月）についても、総合管理計画に統合し、公共施設に関しては、公共施設再編整備基本計画として位置づけを兼ねるものとしました。
2	P3	<u>計画期間について</u> 公共施設・インフラ施設ともに長寿命化し、目標使用年数を伸ばしていく方向である中で、総合管理計画の計画期間を短くする。松戸市では公共施設の建設のピークが大体1975年だとすると、その公共施設を更新するピークは計画期間を短縮すると見えなくなる。そのことについて事務局ではどのように考えているのか。	無	昨今の社会情勢の急激な変化に対応することや、他の計画との整合を図るために、総合管理計画については、計画期間を令和20年度までとし、実行計画である個別施設計画では、概ね10年間でローリングしながら取組を推進していきます。
3	P3	<u>表I-1について</u> 主な施設の欄は中分類を記載した方が資料として統一感が出ると思う。	有	表I-1公共施設の分類における主な施設の記載は中分類に修正します。

第2章

No	ページ	ご意見	変更	対応方針
4	P5	<u>図2-2について</u> 5ページには、①人口集中地区が増えたということ②鉄道等の公共交通ネットワークにより市街地が整備されたこと③地域ごとに公共施設の整備をしてきたことの3つが説明されている。この説明したことを見直すべきだと思う。	有	記載のあった人口集中地区に加え、公共交通ネットワークや公共施設について主なものを追加しました。
5		<u>都市計画との連携について</u> 総合管理計画は、経済的視点から数値目標を設定することが多いが、立地に関する方向性が見えにくい。都市計画の状況を踏まえた総合管理計画になるように検討していただきたい。		
6	P6 P17 P19 P42	<u>地域ごとの公共施設の戦略について</u> この審議会で、人口動態から地理的に3つの類型に地域を分類した。水戸街道沿線の地域、以前の人口急増地域、現在の新興住宅地では人口動態の傾向が違い、公共施設の戦略が変わってくると思う。		
7		<u>地域特性を踏まえた取組について</u> 総合管理計画の数値目標として、市全体の延床面積を一律何割以下に削減すると記載するのではなく、これまで議論しているような地域特性を踏まえた上での取組になるように考えると良いと思う。		
8		<u>地域ごとの方針について</u> 施設ごとの現状と方針が示されているが、地域ごとの公共施設再編整備の方針について検討していただきたい。		
9	P10	—	—	<u>公共施設の状況について</u> 関東地方の人口40万人から60万人規模の自治体と本市の公共施設延床面積を比較した表を追加しました。

第3章

No	ページ	ご意見	変更	対応方針
10	P17-23	—	—	<u>第3章構成について</u> 構成の見直しを行いました。
11	P17	<u>新たな課題（DX）</u> 今後の行政サービスを担うにあたっては、DXが施設のあり方についても非常に大きな影響を及ぼし、今後の施設の姿・形は変わっていくと思う。新たな課題への対応として、DXに対応した施設管理や施設のあり方を念頭に置く必要がある。	有	「I. 現状や課題（3）環境変化への対応」にデジタル化などの環境変化への対応として、社会的要請にも対応する公共施設等とする必要であることを記載しました。
12	-	<u>新たな課題（UD）について</u> ユニバーサルデザイン化の推進方針については、公共施設へのアクセスも重要だと感じている。また、サインやジェンダーフリー、インクルーシブ的な視点も検討しても良いと感じる。	無	ご意見は、関係部署と情報の共有を図り、実際の施設整備においての参考にさせていただきます。
13	-	<u>新たな課題（脱炭素化）について</u> 脱炭素化の推進方針については、用途の集約・複合化によって電力のピークカットや徒歩や自転車、公共交通でアクセスできる場所に公共施設を配置することで施設へ移動する際に、脱炭素化に貢献するという内容もあると良い。	無	ご意見は、関係部署と情報の共有を図り、実際の施設整備においての参考にさせていただきます。
14	-	<u>新たな課題（気候変動の適応策）について</u> 暑い日に涼しいところに逃げ込むクライメートシェルターとして公共施設が貢献することや、大雨に備えて敷地の雨水マネジメントを行うという視点も重要と考える。	無	ご意見は、関係部署と情報の共有を図り、実際の施設整備においての参考にさせていただきます。
15	P20	<u>施設の解体について</u> 現在は利活用方針が決まるまでは解体費はつけないという時代になっているようで危惧している。長寿命化をしても将来は必ず解体が必要で、それを将来世代が担うということが、総合管理計画で本来やろうとしていた、次世代の負担を減らすこととは逆行している。総合的、計画的に解体を実施する時代になったということを総合管理計画の中で、正確に伝えた方が良いのではないかと思う。	有	「I) 管理に関する実施方針③安全確保」に建物の除却等を検討する旨を記載しました。

NO	ページ	ご意見	変更	対応方針
16	-	<u>LCCについて</u> 実際に施設を診断したりすると長寿命化するよりも建替えた方がLCCは削減されるという結果がでることが多々ある。長寿命化は慎重に考えていく必要がある。解体して、集約・減築して効率的に入れ替えた方が長期的にはコスト削減になることもある。	無	ご意見は、関係部署と情報の共有を図り、第2期個別施設計画の策定作業の参考にさせていただきます。
17	P21	-	-	<u>統合や廃止</u> 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針に基づき、記載内容の見直しをしました。
18	-	<u>再編整備の取組</u> 再編整備の取組の一例（集約・複合・転用・減築・民間施設の活用・運営方法等）が記載されているが、今後はこれらをもっと積極的に検討しなければならないと思う。このような取組を松戸市ではどのように検討し、どのくらい実現可能性があるのか、現時点での事務局としての評価と今後の展望等があれば教えていただきたい。	無	第1期公共施設個別施設計画において、令和10年度までの取組を示しましたので、これからは進捗管理を行います。また、これまで府内体制の強化を図ってきており、今年度は施設所管課とヒアリングを通して、第1期個別施設計画の進捗管理と合わせて、第2期に向けての取組を行っております。
19	P24-37	-	-	<u>施設類型別の基本方針</u> 記載内容の拡充及び見直しをしました。
20	P26 P30	<u>再配置について</u> 公共施設の再編で最終的に取り組むのは教育施設となるが、最近は「統廃合」という言葉よりも「再配置」という表現を使うことが多い。	有	「統廃合」と記載されていた箇所を「再配置」もしくは「再整備」に変更しました。
21	P38-39	-	-	<u>公共施設等更新等費用試算</u> 公共施設等更新等費用試算を追加しました。公共施設は、松戸市個別施設計画の内容を基に、実績を反映させるなど時点修正を行い、10年間の試算を記載しました。インフラ施設は、各個別施設計画に基づき、20年間の試算を記載しました。

第4章

NO	ページ	ご意見	変更	対応方針
22	P41 P91-92	<u>市民・議会への説明</u> 総合管理計画（改訂版素案たたき台）の41ページに記載の(2)市民・議会への説明について、地域と一緒に考えていく姿勢が表現できると良いと思う。	有	<u>市民との情報共有</u> 市民参加の取組を追加するなど、記載内容を拡充しました。
23	-	<u>進捗管理</u> 総合管理計画（改訂版素案たたき台）の42ページに記載のPDCAサイクルにおけるA（アクション）は自治体においては予算要求することではないかと思う。本来は、もう一つ小さなサイクルがあって、予算が付いた段階で、この実行計画を作る必要があるということを府内の職員が認識を持つと良いと思う。図に記載の大きなPDCAサイクルで話を終わらせると「あつたらいいな計画」と所管課は思いがちになる。	無	ご意見は、関係部署と情報の共有を図り、進捗管理を行う際の参考にさせていただきます。
24	-	<u>数値目標について</u> 総合管理計画は品質面と財務面を確保するということであり、究極の目標は総量削減することではなく、安全を確保すること。定量的な数値目標についても、安全を確保するための数値を掲げて、本質を捉えている自治体もある。	無	現在は目標値については記載しておりませんが、ご意見を踏まえて引き続き、検討をしていきます。
25	P42	-	-	<u>進捗管理</u> 計画の見直しのイメージ図を追加しました。

参考資料

NO	ページ	ご意見	変更	対応方針
26	P44-47	-	-	<u>過去に行った対策の主な実績</u> (1) 新たな施設整備に松戸市リサイクルセンター、(3) 更新に松戸市立東部小学校体育館、(4) 廃止・解体・売却に六和クリーンセンター及び旧向新橋青年館を追加しました。
27	P55	-	-	<u>有形固定資産減価償却率</u> 公共施設等の老朽度を把握する指標の一つである有形固定資産減価償却率の表を追加しました。
28	P56-58	-	-	<u>地域別の状況について</u> 内容を整理し、参考資料にとりまとめました。
29	P59-66	-	-	<u>アンケート結果</u> 利用者アンケート及び市民アンケートの内容を追加しました。
30	P67-88	-	-	<u>公共施設の一覧</u> 第2章 2. 公共施設等の状況で示したグラフ等に対応するデータを追加しました。
31	P93-100	-	-	<u>用語集</u> 計画の理解を深めるため、用語集（五十音順）を追加しました。

資料2

松戸市公共施設等総合管理計画

(改訂版素案たたき台)

※内容が確定したものではありません。
※前回審議会からの変更箇所を**赤字**で
記載しております。

平成 29 年 3 月策定

(令和●年●月改訂)

松 戸 市

※ドラフト版

目 次

第1章 公共施設等総合管理計画について	- 1 -
1. 計画の背景と目的	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 2 -
3. 計画期間	- 3 -
4. 対象施設	- 3 -
第2章 松戸市の現状と将来の見通し	- 4 -
1. 本市の状況	- 4 -
2. 公共施設等を取り巻く環境	- 7 -
3. 公共施設等の状況	- 10 -
第3章 管理に関する基本的な考え方	- 17 -
1. 現状や課題	- 17 -
2. 基本的な方針	- 18 -
3. 公共施設等更新等費用試算	- 38 -
第4章 計画の推進	- 40 -
1. 取組体制	- 40 -
2. 進歩管理	- 42 -
参考資料	- 43 -
1. 過去に行った対策の主な実績	- 44 -
2. 公共施設の内訳	- 48 -
3. インフラ施設の内訳	- 51 -
4. 長寿命化の基本的な考え方（公共施設）	- 54 -
5. 有形固定資産減価償却率	- 55 -
6. 地域別の状況	- 56 -
7. アンケート結果	- 59 -
8. 公共施設の一覧（令和4年4月1日現在）	- 67 -
9. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱	- 89 -
10. 公共施設再編に係る市民参加型ワークショップ等の開催状況	- 91 -
11. 用語集	- 93 -

第1章 公共施設等総合管理計画について

1. 計画の背景と目的

松戸市（以下「本市」という。）では、昭和30年代の後半から道路や橋梁、上下水道などの社会インフラの整備が急速に進み、昭和40年代から50年代にかけての人口急増期には、多くの公共施設を集中的に整備してきました。

これらの公共施設及びインフラ施設（以下「公共施設等」という。）は、本市のまちづくりにおいて市民生活の基盤や地域コミュニティの形成等に重要な役割を果たしてきたところです。

これまで整備してきた公共施設等では、老朽化が進んでおり、今後、これらの維持管理や機能更新などが集中的に発生した場合には、本市財政への影響も懸念されているところです。また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、頻発化する大規模災害等への対応などにより社会情勢は大きく変化しており、公共施設等に求められるニーズも多様化しています。

国においては、平成25年11月「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議）を策定し、インフラ老朽化対策を推進しており、地方公共団体に対しても、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について（平成26年4月）」（総務省）により全ての公共施設等を対象とした管理に関する基本的な考え方などを示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。

本市では、平成29年3月に、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した、「松戸市公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）」を策定しました。

本計画では、公共施設等の全体を把握するとともに、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、将来的な財政負担の縮減と平準化を図り、公共施設等の最適な施設規模と配置を目指しています。

そして、本計画の策定後、一定期間が経過したことや公共施設等の個別施設計画の策定が進んでいること、また、国の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（平成26年4月22日策定）」が令和4年4月に改訂されたことから、本計画の見直しを実施することとしました。今般の見直しでは、本計画に基づき策定した公共施設等の個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることや新たな課題への方針を示すことなどにより、本計画の内容を拡充するものです。

今後も、公共施設等の最適化はまちづくりの礎であるという認識のもと、本計画に基づき、総合的かつ計画的な取組を行うことにより、安全で快適な市民生活に資するとともに、本市の持続可能なまちづくりを進めています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の状況や公共施設等を取り巻く現状や課題などを踏まえ、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性について定める計画です。

また、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」において策定することが求められている「インフラ長寿命化計画（行動計画）」として位置付けます。

個別施設毎の具体的な取組内容等は、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」においてお示します。

なお、松戸市公共施設再編整備基本方針（平成27年7月）**及び**松戸市公共施設再編整備基本計画（平成31年4月）は、内容を継承した上で本計画に統合し、**公共施設**に関しては、**公共施設再編整備基本計画**としての位置づけを兼ねるものとします。

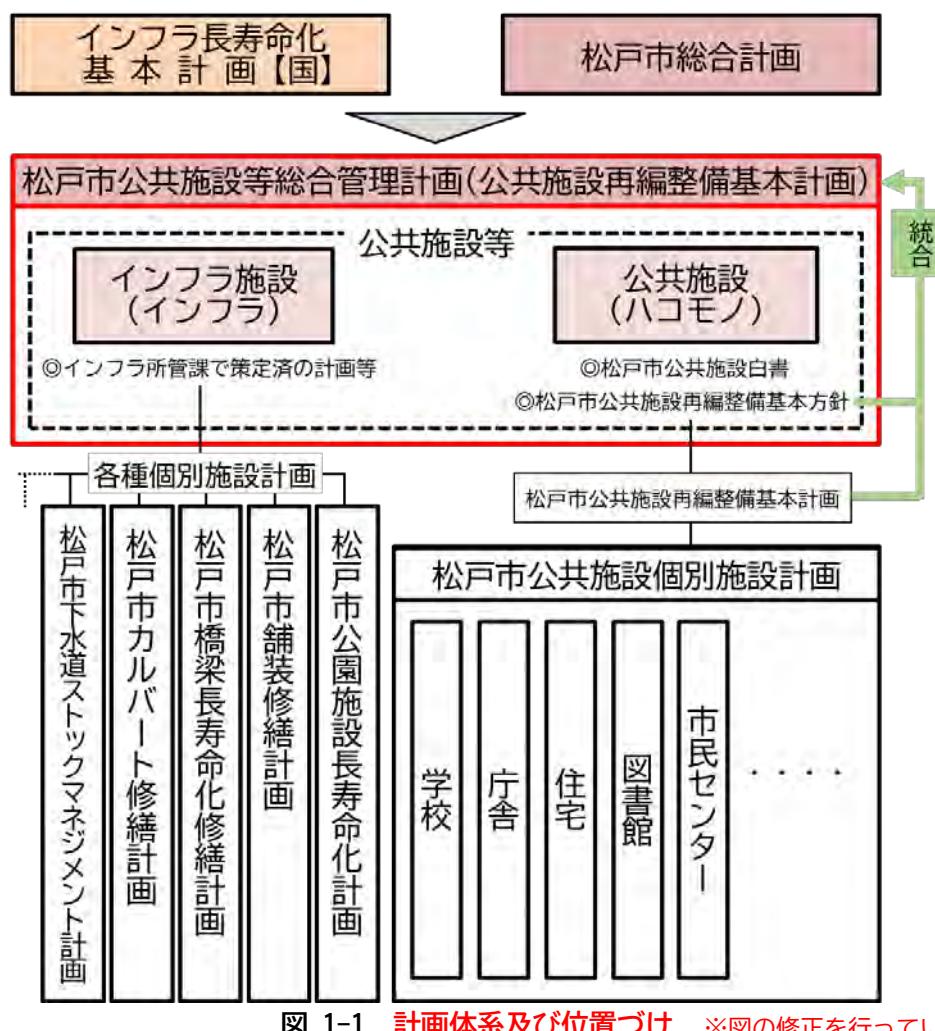


図 1-1 計画体系及び位置づけ ※図の修正を行っています。

-SDGsとの関係-

本計画では、公共施設等の管理に関する基本的な考え方や取組の方向性を示し、本市の持続可能なまちづくりを進めいくものであることから、本計画を通して、SDGsの達成に貢献していきます。

未 来 へ 翼 ば た け !



まつど SDGs みらいとし
MATSDUDO SDGS FUTURE CITY

3. 計画期間

平成 28 年度（2016 年度）～令和 20 年度（2038 年度）

本計画の期間は、昨今の急激な社会状況の変化などを鑑み、今後、公共サービスや公共施設等のあり方が変化していくことが予想される中、実態に即した計画とするため、計画期間を令和 20 年度までとします。

ただし、社会状況の変化や他の計画との整合性の確保など、計画期間内であっても、柔軟に計画の見直しを行います。

4. 対象施設

本計画における対象施設は、以下の公共施設とインフラ施設です。

公共施設：インフラ施設や防災倉庫等を除いた建築物、いわゆる「公共建築物」を対象とします。

インフラ施設：主に社会基盤を形成する施設とし、公園施設、道路施設、河川施設、上水道施設、下水道施設を対象とします。

※施設の詳細については、「参考資料 2. 公共施設の内訳」及び「参考資料 3. インフラ施設の内訳」を参照)

表 1-1 公共施設の分類

大分類	中分類
行政サービス施設	本庁舎、支所、消防施設、その他行政サービス施設
集会施設	市民センター、その他集会施設
文化施設	図書館、社会教育施設、ホール・劇場、博物館等
教育施設	小学校、中学校、高等学校、その他教育施設
児童施設	放課後児童クラブ、保育所、その他児童施設
福祉施設	高齢者対象施設、身体障害者対象施設
保健・医療施設	病院施設、保健センター
スポーツ施設	体育館等、競技場・球場、プール
公園施設	公園管理施設等
住宅施設	市営住宅
環境施設	クリーンセンター、リサイクルセンター、処分場
その他施設	自転車駐車場、自動車駐車場、斎場等、その他

表 1-2 インフラ施設の分類

分類	主な施設
公園	都市公園・遊具等
道路	道路、橋梁、カルバート、法面、道路照明、道路標識
河川	河川、都市水路、雨水管等、雨水貯留池、排水機場
上水道	管路、浄水場、配水場等
下水道	管路、中継ポンプ、マンホールポンプ、下水道終末処理場、雨水ポンプ場等

※公共施設等は多岐にわたるため、便宜上、機能別に分けて分類しています。

第2章 松戸市の現状と将来の見通し

1. 本市の状況

(1) 広域的立地条件と本市の都市構造

本市は、都心へ 20km 圈、千葉県の東葛地域（北西部）に位置しています。

西側は江戸川を挟んで東京都葛飾区・江戸川区・埼玉県三郷市に隣接し、南側は市川市、東側は鎌ヶ谷市、東側から北側にかけて柏市・流山市と隣接しています。

松戸の市域面積は 61.38 km²で、市域は東西 11.4km、南北 11.5km と、ひし形状の広がりとなっています。

交通をみると、東京外かく環状道路の松戸インターチェンジや国道 6 号（水戸街道）を中心とした道路網、JR 常磐線、JR 武蔵野線、新京成線、北総線等の鉄道網が充実し、松戸駅から東京駅まで最短 24 分と交通の利便性が非常に高い位置にあります。そのため東京都区部への通勤・通学者が多い住宅都市の性格が非常に強くなっています。



図 2-1 本市の位置

本市の都市構造は、首都圏の急激な人口増加を背景に東京のベットタウンとして団地整備が始まった昭和30年代後半から急速に都市化が進み、昭和35年頃から人口集中地区が増えました。当初は本庁地域や矢切地域の一部でしたが、平成12年頃には市のほとんどのエリアが人口集中地区になりました。これは本市の強みである充実した鉄道・バスの公共交通ネットワークにより、地域単位で市街地が形成されたものです。

このような都市構造においては、地域ごとに市民生活に必要となる様々な公共施設を整備しており、将来人口の推計も鑑みながら、公共施設の整備を検討していく必要があります。

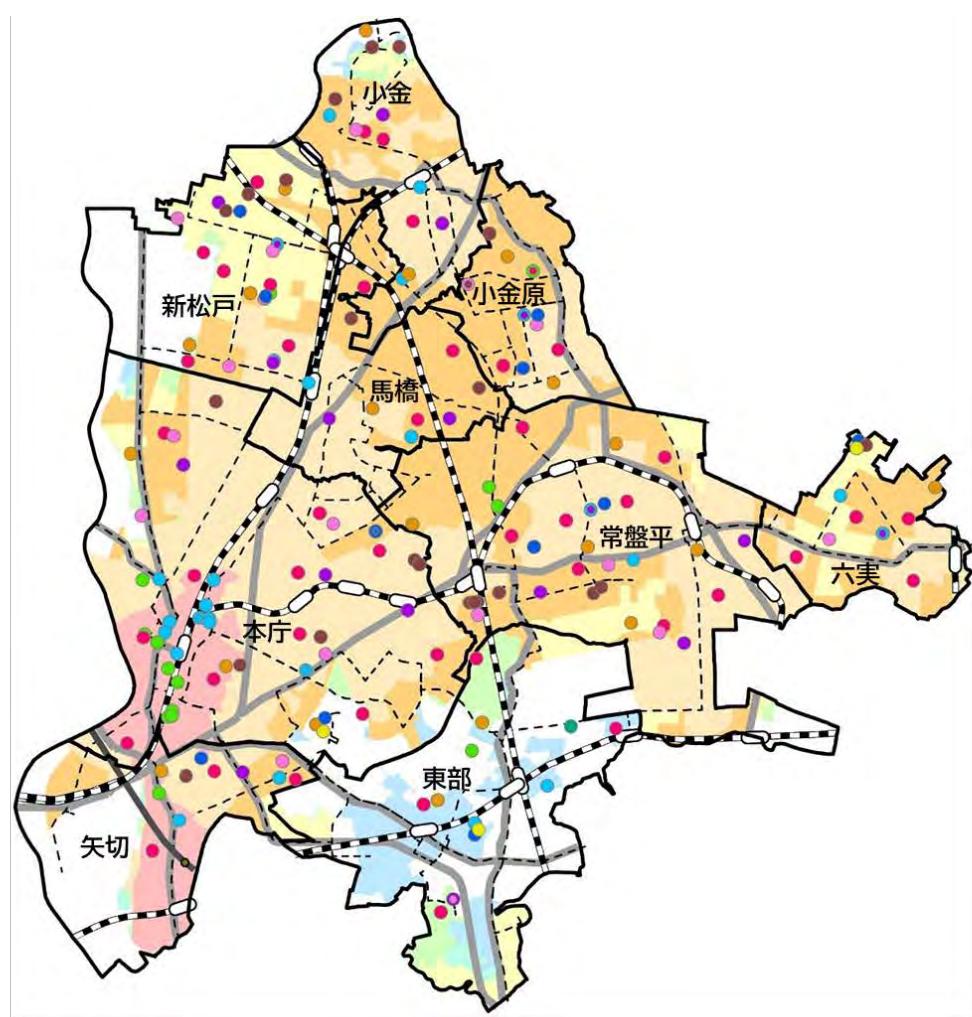


図 2-2 本市の都市構造

(2) 都市づくりの考え方

「松戸市都市計画マスターplan」(令和4年4月)や「松戸市立地適正化計画」(平成30年3月)における都市づくりの考え方では、本市の活力を維持し、持続可能な都市としていくためには、松戸駅周辺等の機能更新の到来や周辺都市の成長などによる魅力や賑わいの低下、身近な生活環境の安全性・快適性の低さなどの問題点を解決していくだけでなく、生活利便性の高さや多様な住宅ストック、水・みどり・歴史の多彩な資源などを生かし、これらの質をさらに向上させて、松戸ならではの個性や魅力=「ブランド」にまで高め、誰もが住みたい・働きたいと思える都市を目指していくこととしています。

公共施設等の最適化を検討するに当たっては、こうした都市づくりの考え方を踏まえた取組が必要です。

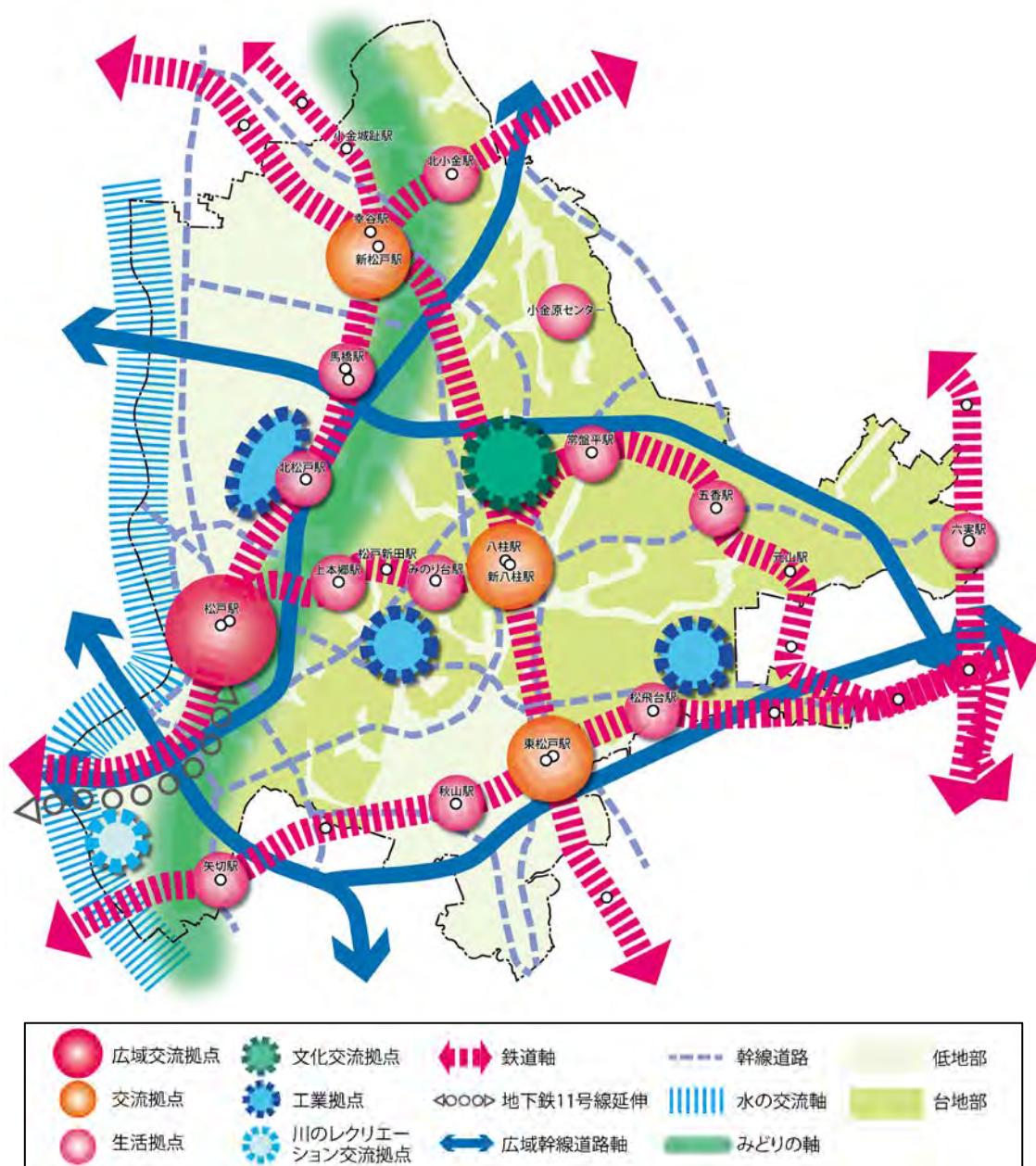


図 2-3 本市の将来都市構造

出典：松戸市都市計画マスターplan

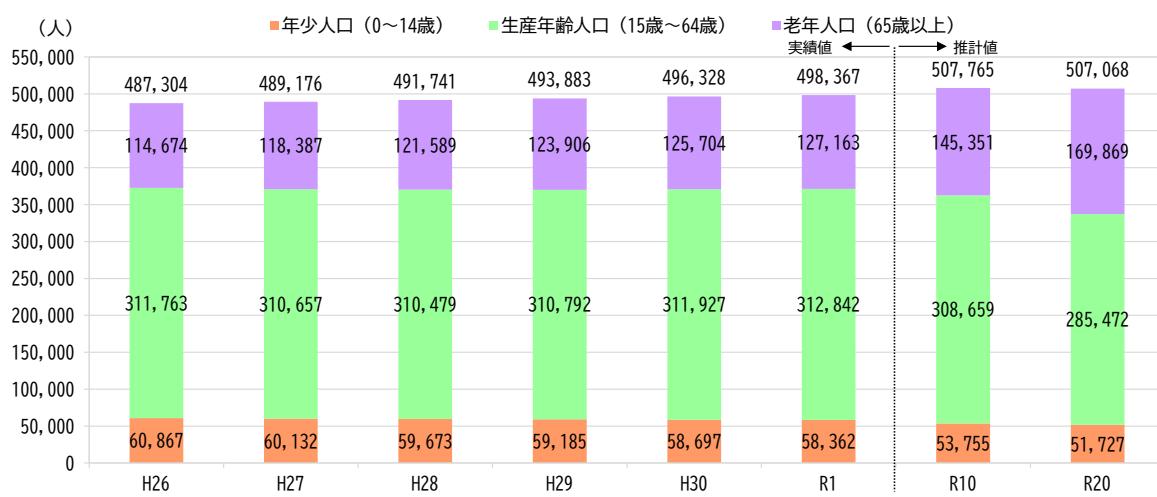
2. 公共施設等を取り巻く環境

(1) 本市の人口と将来動向

本市の令和元年度時点の人口は、約 49.8 万人になっています。

松戸市総合計画（令和 4 年 4 月）の将来人口の展望では、目標年次の令和 12 年（2030 年）において人口 50 万人規模を維持することとしています。これを受け、本計画では、令和元年以降人口はほぼ横ばいに推移し、令和 20 年（2038 年）時点で約 50.7 万人と見込んでいます。

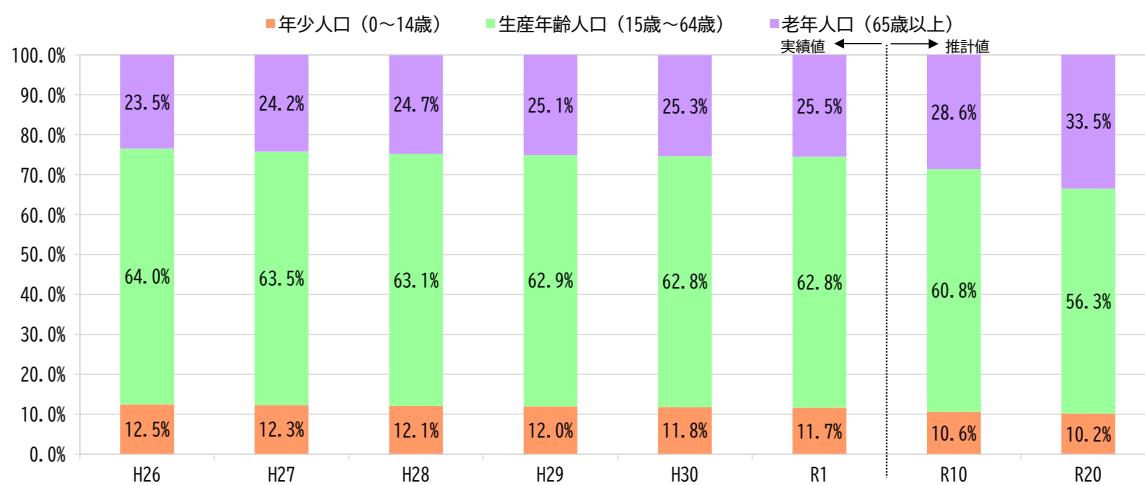
また、年齢 3 区別人口を見ると、年少人口（0～14 歳）は約 5.2 万人、生産年齢人口（15～64 歳）は約 28.5 万人であり、減少することが見込まれますが、老人人口（65 歳以上）は約 17.0 万人であり、増加することが見込まれます。



※令和元年までは、各年 9 月末日現在の住民基本台帳人口を記載しています。

※将来人口の推計は、松戸市総合計画における松戸市将来人口の展望と同条件で試算を行っています。

図 2-4 年齢 3 区別人口の推移と将来動向

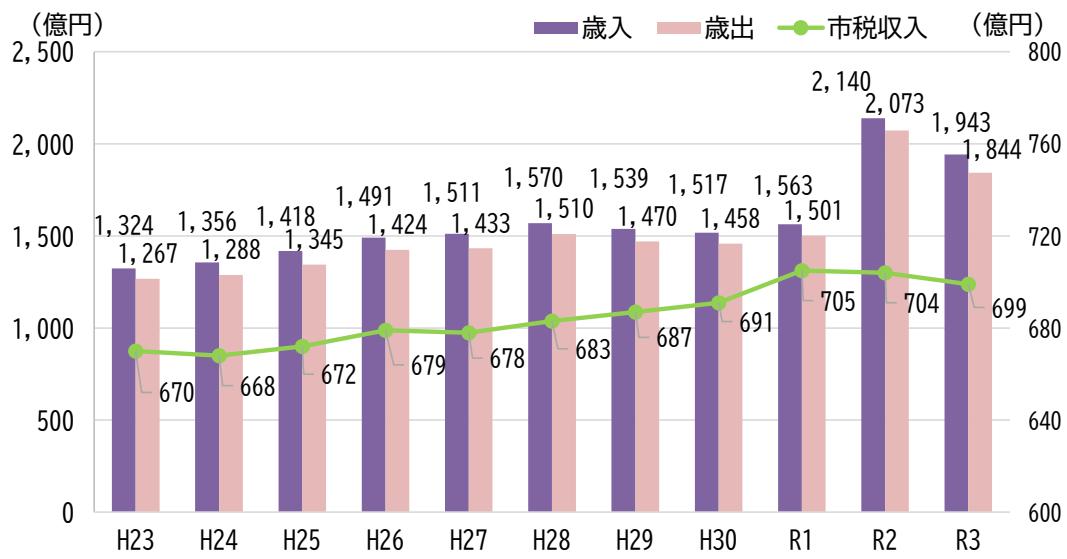


※端数処理により四捨五入しているため合計は 100 でない場合があります。

図 2-5 年齢 3 区別人口割合の推移と将来動向

(2) 財政状況

本市の歳入の主要な部分に占める市税収入は、個人市民税や固定資産税等の安定的な収入の確保により、近年は約 700 億円で推移しています。一方で、歳出については、少子・高齢化の進展等により社会保障経費が増加傾向となっていますが、投資的経費の増減に伴い平成 26 年度以降（令和 2 年度・令和 3 年度除く）は、約 1,500 億円で推移しています。なお、令和 2 年度・令和 3 年度の歳入・歳出決算額が突出しているのは、新型コロナウイルス感染症対策の事業実施等により増加したものです。



出典：松戸市財政のあらまし及び松戸市の財政状況より作成

市債残高は、普通建設事業等の実施に伴う普通債の増加及び臨時財政対策債等の発行の影響により、近年は約 1,200 億円で推移しています。一方で、資産としての財政調整基金の積立て額は、堅調に推移しています。



図 2-7 市債残高の推移 ※図の修正を行っています。
出典：松戸市財政のあらまし及び松戸市の財政状況より作成

公共施設等の社会資本の整備にかかる経費である普通建設事業費については、その年々に行う事業の内容により、事業費の総額や比率に多少の増減はあるものの、歳出全体の概ね10%前後で推移しています。

まちを再生し、賑わいに満ちた選ばれる持続可能なまちを目指すには、**公共施設等の整備にかかる将来的な財政負担を考慮しつつ、経済的・効率的な整備手法を用いるなど、公共施設等を適正に管理しながら、将来の発展に資する事業に対し、適切な投資を行うことが求められます。**

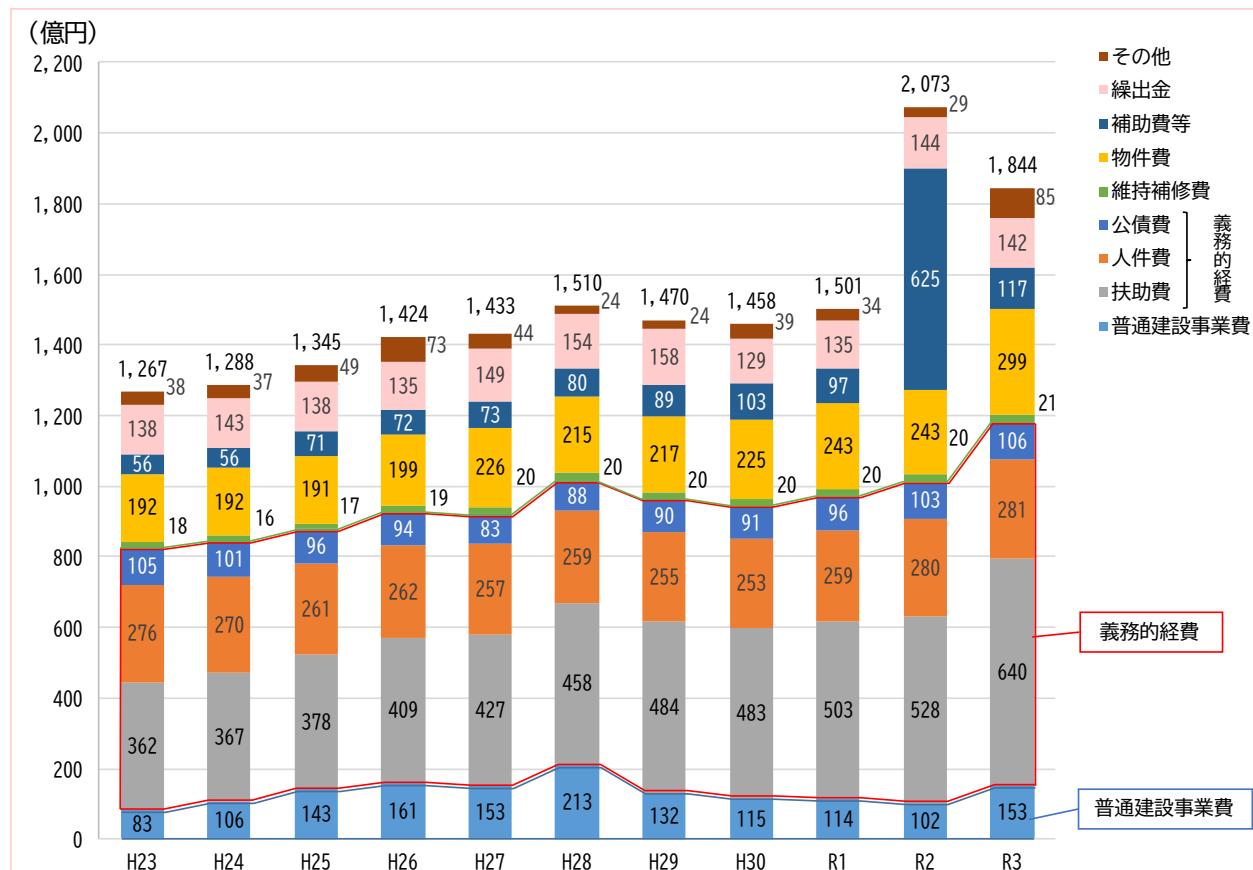


図 2-8 費目別歳出の推移 ※図の修正を行っています。

出典：総務省「平成23年～令和3年度市町村別決算状況調」より作成

3. 公共施設等の状況

(1) 公共施設

1) 大分類別の施設数・延床面積

本市の公共施設は、令和4年4月1日現在、**414**施設です。延床面積は、約98.6万m²で、そのうち約**95.7%**は、市が所有しています。行政サービス施設、児童施設、住宅施設などの一部において民間施設を利用しています。

表 2-1 大分類別の施設数・延床面積

大分類		施設数		延床面積 (m ²)	
		市所有	民間等	市所有	民間等
行政サービス施設	77	65	12	65,688.47	53,057.84
集会施設	19	17	2	22,252.13	19,942.83
文化施設	35	31	4	55,715.89	53,457.96
教育施設	68	68	0	507,822.55	507,822.55
児童施設	86	74	12	24,829.88	22,207.47
福祉施設	9	8	1	11,055.14	10,961.25
保健・医療施設	13	11	2	74,326.45	73,120.91
スポーツ施設	13	13	0	36,041.31	36,041.31
公園施設	12	12	0	3,168.76	3,168.76
住宅施設	24	17	7	104,025.73	84,254.59
環境施設	8	8	0	42,371.17	42,371.17
その他施設	50	47	3	38,774.19	37,497.67
公共施設全体	414	371	43	986,071.67	943,904.31
					42,167.36

※市所有は行政財産、普通財産の面積を示し、民間等は、民間建物、区分所有の面積を示しています。

【参考】

関東地方の人口40万人から60万人規模の市における公共施設の状況は次のとおりです。

表 2-2 公共施設の状況

団体名	住民基本台帳人口(人)	延床面積 (m ²)		団体名	住民基本台帳人口(人)	延床面積 (m ²)	
		市所有公共施設	市民1人当たり			市所有公共施設	市民1人当たり
千葉県 船橋市	645,718	1,239,573	1.92	千葉県 市川市	490,843	941,661	1.92
埼玉県 川口市	605,545	1,472,964	2.43	神奈川県 藤沢市	443,053	804,696	1.82
東京都 八王子市	561,758	1,118,994	1.99	千葉県 柏市	431,267	809,639	1.88
栃木県 宇都宮市	519,136	1,507,548	2.90	東京都 町田市	430,385	850,999	1.98
千葉県 松戸市	496,899	884,074	1.78				

※令和3年度市町村公共施設状況調査（総務省）より作成しました。

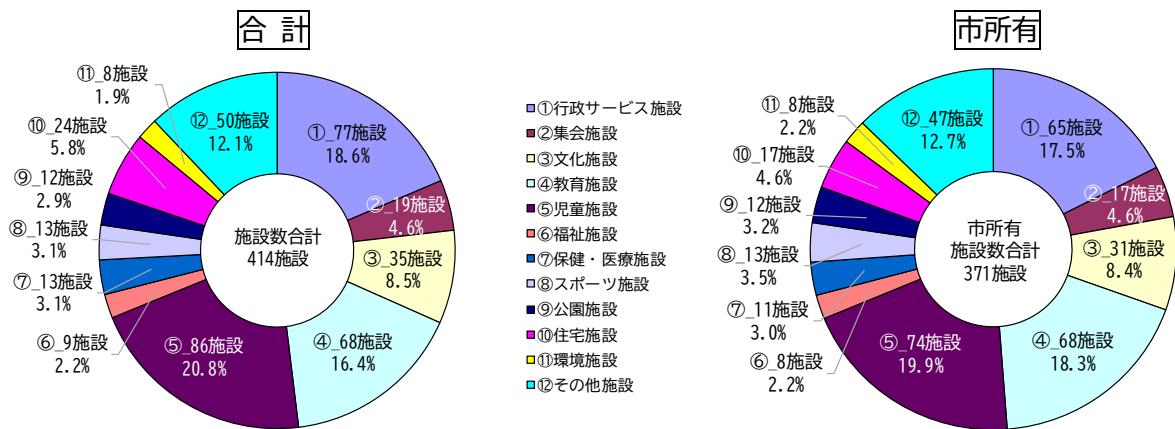
※住民基本台帳人口は、令和4年1月1日現在の人口を記載しています。

※延床面積は、財産に関する調書中、行政財産及び普通財産の建物にかかる面積を記載しています。

（企業会計が含まれないなど、本計画における公共施設の延床面積合計とは異なります。）

2) 大分類別の施設数・延床面積の割合

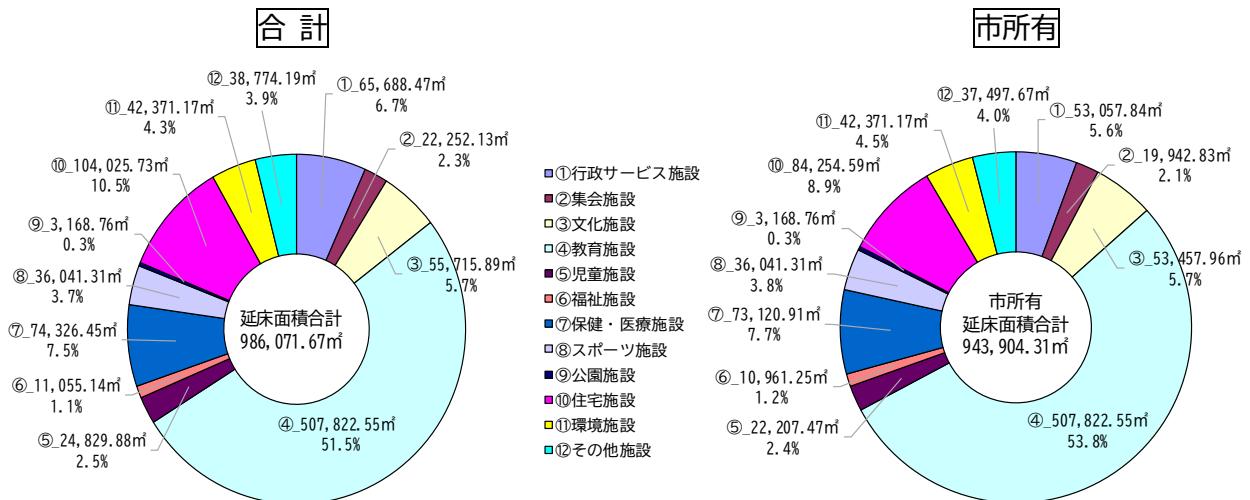
公共施設の施設数割合は、児童施設、行政サービス施設、教育施設が多く、3つの大分類合計で約6割となりますが、施設延床面積割合では、教育施設のみで公共施設全体の半分以上となります。なお、市が所有している施設も同様の傾向です。



※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合があります。

図 2-9 大分類別の施設数割合

※内容を精査し、数値を修正しています。



※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合があります。

図 2-10 大分類別の施設延床面積割合

※内容を精査し、数値を修正しています。

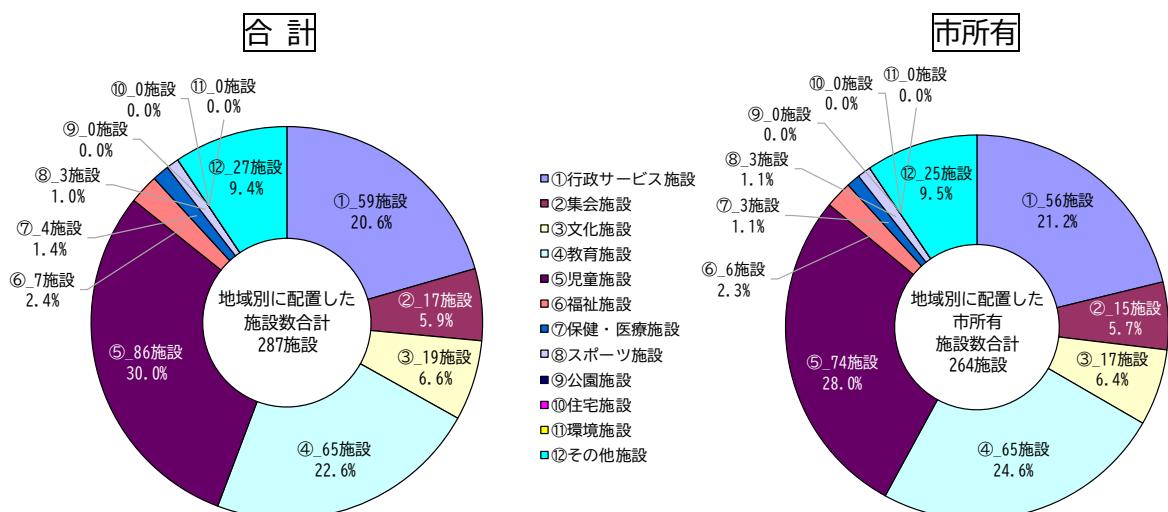
本市の公共施設は、利用圏域別に市域全域を対象とした施設（本庁舎、博物館等）と、対象地域を意識して地域別に配置した施設（市民センター、小中学校等）に分類されます。利用圏域別の施設数及び延床面積は、以下のとおりです。

表 2-3 利用圏域別施設数と延床面積

	施設数	施設数割合	延床面積	延床面積割合
市域全体を対象とした施設	123 施設	29.7%	392,206.3 m ²	39.8%
うち市所有	103 施設	27.8%	358,826.48 m ²	38.0%
対象地域を意識して地域別に配置した施設	287 施設	69.3%	590,952.65 m ²	59.9%
うち市所有	264 施設	71.2%	582,165.15 m ²	61.7%
その他施設	4 施設	1.0%	2,912.68 m ²	0.3%
うち市所有	4 施設	1.1%	2,912.68 m ²	0.3%

※端数処理により四捨五入しているため合計は100でない場合があります。

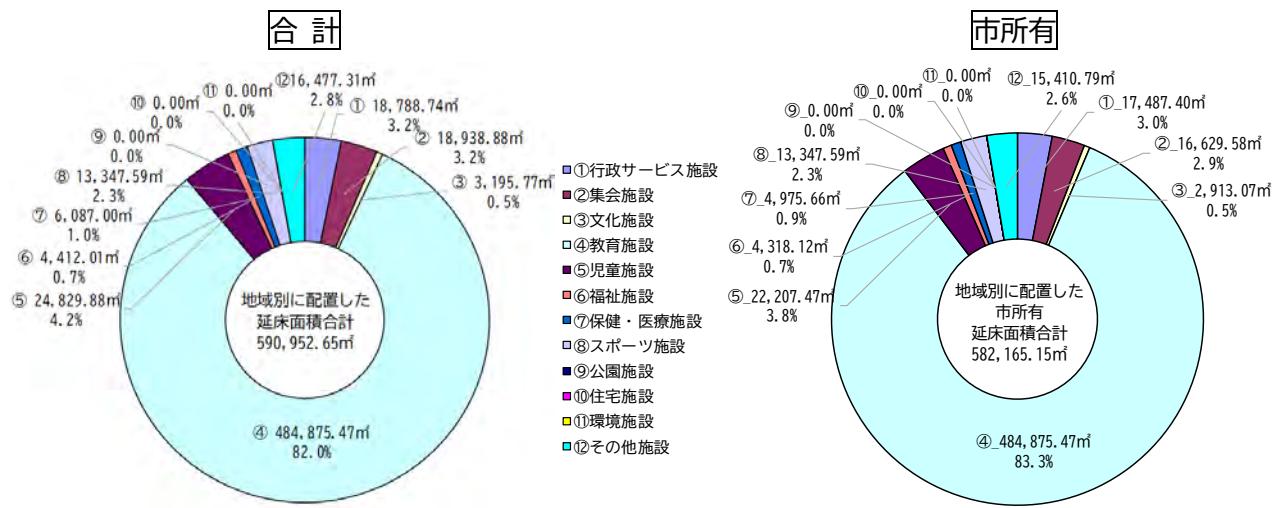
次に、対象地域を意識して地域別に配置した公共施設の施設数割合は、児童施設、教育施設、行政サービス施設が多く、3つの大分類合計で約7割となりますが、施設延床面積割合では、教育施設のみで約8割となります。なお、市が所有している施設も同様の傾向です。



※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合があります。

図 2-11 大分類別の施設数割合（対象地域を意識して地域別に配置した施設）

※内容を精査し、数値を修正しています。



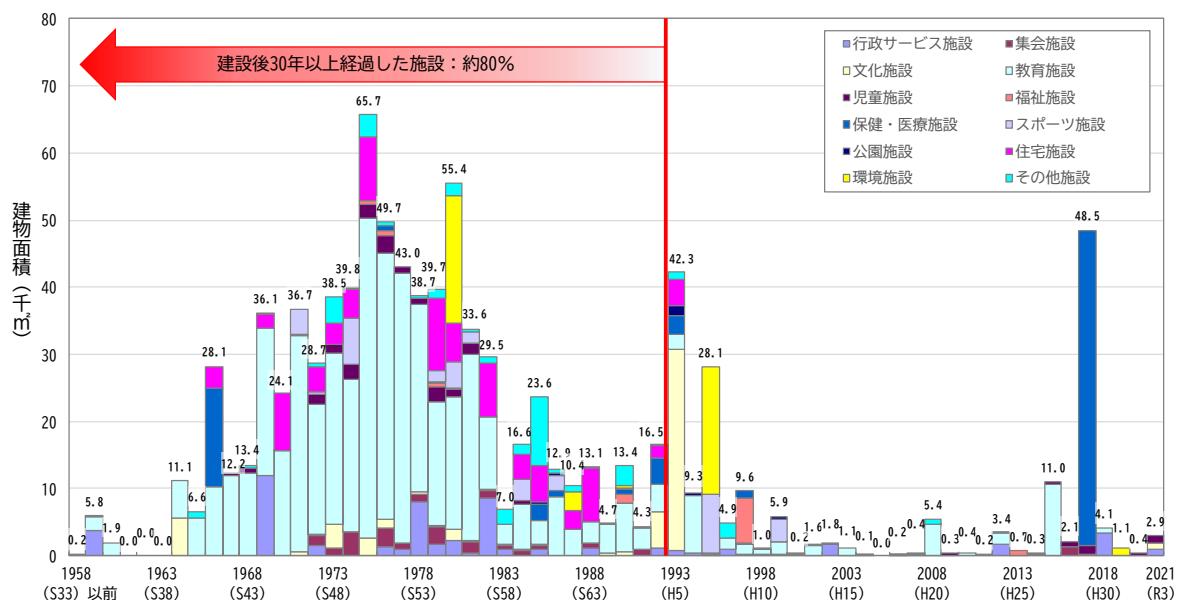
※端数処理により四捨五入しているため割合の合計は100でない場合があります。

図 2-12 大分類別の施設延床面積割合（対象地域を意識して地域別に配置した施設）
※内容を精査し、図の修正を行っています。

3) 建築年度別に見た大分類別の延床面積の分布

本市が所有する公共施設大分類別の延床面積を建設年度別に見ると、高度経済成長期の人口増加に対応して、昭和40年代から50年代頃に教育施設を中心とした施設整備が集中的に行われました。また、平成5年には文化会館、平成7年には和名ヶ谷クリーンセンター、平成29年には市立総合医療センターが整備されたため、年度別の延床面積の分布が大きくなっています。

令和4年度時点で、本市が所有する公共施設だけでみた場合には、建設後30年以上を経過した施設が約8割となります。



※本庁舎及び学校施設は棟ごとに集計しています。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合及び共用部分の面積は、建物を所管している施設の延床面積に計上しています。

図 2-13 建設年度別に見た大分類別の延床面積の分布

(2) インフラ施設

① 公園

本市における公園緑地整備は、昭和 30 年より始まり、都市の公園・緑地は、市民のレクリエーションの場として提供され、健康で潤いのある生活環境を与えてくれると共に、公害や災害の軽減に役立つ多様な機能を持ち、良好な都市環境を形成していく上で欠くことのできない都市施設です。

本市の公園 423 箇所のうち、設置から 30 年以上経過した公園が約 30% を占め、令和 11 年頃には約 60% に達する見込みです。これまで公園施設の更新はほとんど行われておらず、公園施設の老朽化が顕在化してきています。

② 道路

本市の道路は、市内一円に道路網が整備されており、どこからでも幹線道路にアクセスしやすくなっています。

道路は、私たちが日常生活の中で、車を利用して買い物に出かけたり、歩くや自転車で会社や学校などに行ったりする場合には、必ず利用するとしても重要な施設です。また、道路には火災のときに延焼を防いでくれる「空間」としての機能、大規模な地震が発生した場合における避難、救助、物資の供給、諸施設の復旧活動に資する機能や街区を形作るなど「市街地形成」としての機能も併せ持っています。

本市の管理道路約 1,128km のうち、主要幹線市道は、約 165km（約 15%）、一般市道（主要幹線市道以外）は、未舗装路を含み約 963km（約 85%）です。主要幹線市道の内訳は、一級市道が約 54km（約 33%）、二級市道が約 111km（約 67%）となっています。

道路施設の舗装路面状態は、令和 3 年度に主要幹線市道を対象として調査した結果、全体の約 80% が望ましい管理水準の区間となっています。また、平成 30 年度に舗装済みの一般市道を対象として調査した結果、ひび割れやわだち掘れは大きく進行していないことを確認しました。

③ 橋梁

本市が管理する橋梁は、1980 年代中頃の建設をピークに、331 橋に達しています（横断歩道橋 7 橋を除く）。**老朽化**の目安とされる建設後 50 年を経過する橋梁は、令和 5 年度には約 15% 程度になりますが、令和 20 年頃には急激な**老朽化**が進み、90% 以上が建設後 50 年を超えることとなります。これより、一斉に架替え時期を迎えることが予想され、短期間に集中して大きな財政負担が生じる可能性が考えられます。

④ 河川

本市における河川の流域は、江戸川に沿った低地を中心とする坂川流域、市川市を下流域とする真間川流域及び手賀沼を下流域とする手賀沼流域に分類されます。

本市は、行政面積に対する河川の延長が長い都市です。親水性を配慮した整備を実施するとともに、環境学習などの市民参加による水辺活用プロジェクトを推進し、こうした豊かな水の資源を都市の魅力づくりに生かしています。

なお、異常気象による大雨から流域内の浸水被害を軽減していくために、適切な維持管理をしていくことが必要です。

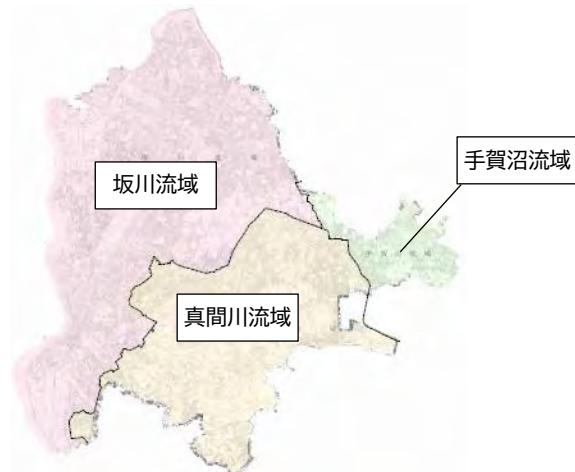


図 2-14 松戸市の河川流域図

⑤ 上水道

本市の上水道は、江戸川の表流水を水源とする千葉県営水道と、深層地下水及び北千葉広域水道企業団からの供給用水を水源とする松戸市営水道、根木内的一部分に供給している流山水道事業の三つの水道事業体が供給しています。そのうち市営水道は、小金地域（流山市的一部分を含む。）と常盤平地域に給水しています。

令和3年度末現在の上水道施設は、14本の深井戸と小金浄水場、常盤平浄水場、幸田配水場の3浄配水場及び導配水管が215,880m布設されています。令和20年頃には、施設については6割以上、管路については約2割が耐用年数を迎える予定となっています。今後は、維持管理、修繕により長寿命化を図るなど、耐用年数を経過した施設の老朽化対策が必要です。

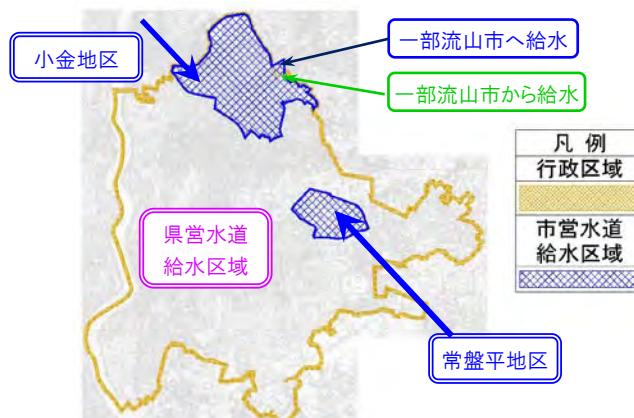


図 2-15 松戸市内の給水区域図

出典：松戸市水道事業新基本計画

⑥ 下水道

本市の下水道は、**分流処理方式である**流域関連公共下水道の江戸川左岸処理区と手賀沼処理区、**合流処理方式である**単独公共下水道の金ヶ作処理区に分かれており、各終末処理場において処理されています。

令和3年度末の本市における下水道普及状況は処理区域面積4,032ha、普及率は87.8%となっており、未普及地域の解消が課題です。

維持管理状況としては、昭和35年の供用開始より60年以上が経過した施設もあり、老朽化が課題となっています。また、金ヶ作処理区については、**分流化後に**流域下水道へ編入する計画となっています。流域下水道へ編入後は、金ヶ作終末処理場を廃止する予定です。

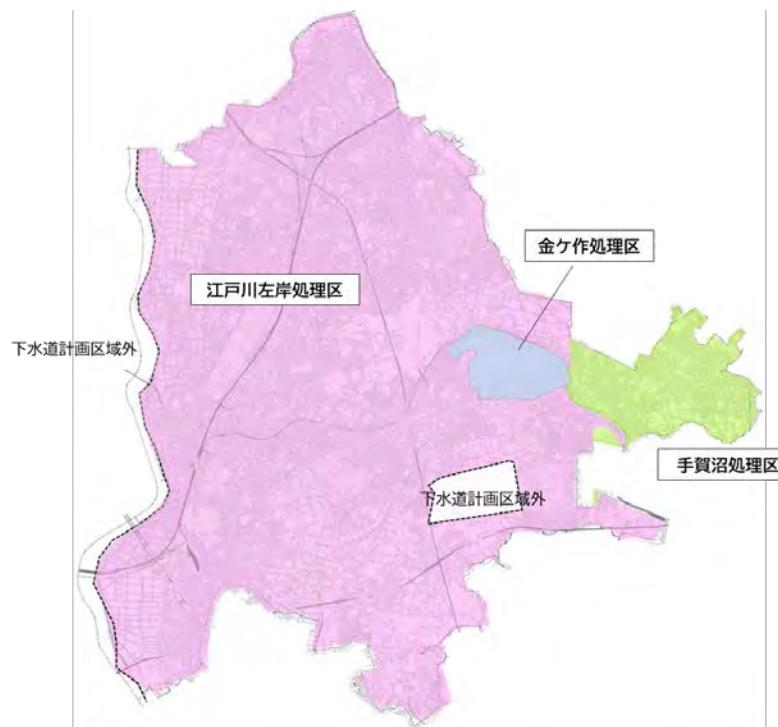


図 2-16 松戸市の下水道処理区界図

第3章 管理に関する基本的な考え方

1. 現状や課題

公共施設等の現状や課題について整理しました。

(1) 老朽化

公共施設等は老朽化が進んでおり、多額の更新等経費（大規模改修や建替え費用）が発生すると見込まれます。

- 本市が所有する公共施設は、その多くが整備後30年以上を経過しており、老朽化に伴う大規模改修や建替えへの適切な対応が必要となることから、計画的な予防保全等により建物の長寿命化を図るとともに、耐震化やバリアフリー化を行う建物を適切に選定して費用の節減に努めながら安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供することが必要です。
- インフラ施設も公共施設と同様に老朽化が進んでいます。社会基盤施設として既存機能の維持・更新を基本とし、インフラ施設の長寿命化、維持管理コストの縮減及び予算の平準化を進めていくことが必要です。

(2) 配置状況

本市が、これまでに整備を行ってきた市域全域を対象とした施設と対象地域を意識して地域別に配置した施設それぞれの特性を踏まえ、整備の手法や時期等を検討していく必要があります。

- 市域全域を対象とする施設は、建物の立地や提供サービスを踏まえ、改修・建替えの時期までの間において、効果的・効率的な整備の手法等について検討を行うことが必要です。
- 対象地域を意識して地域別に配置した施設のうち、市内各地域に配置された小学校と中学校は、対象地域を意識して地域別に配置した施設の合計延床面積の大半を占めていることから、地域拠点としての建物の有効活用等について検討を行う必要があります。
- 本市の活力を維持し、持続可能な都市としていくための都市づくりの考え方を踏まえた公共施設等の最適化の検討を行うことが必要です。

(3) 環境変化への対応

市内各地域の人口増減傾向、年齢構成、市民ニーズ等は、公共施設等を集中的に整備した高度経済成長期と比べて変化しているため、将来的な人口動向等を踏まえ適切に対応していく必要があります。

- 地域別に概ね各種公共施設が配置されていますが、将来的な地域別の人団動向に対応した建物利用や転用を検討し、適切な提供サービスと効率的かつ市民ニーズに的確に対応した公共施設とすることが必要です。
- 施設のバリアフリー化、脱炭素化の取組、防災基盤の充実、デジタル化などの社会的要請にも対応する公共施設等とすることが必要です。

(4) 財政運営

生産年齢人口の減少による税収の減、老人人口の増加による社会保障費の増等、社会経済情勢の変化に対応した財政運営が求められています。

- 指定管理者制度の活用や外部委託などにより、民間のノウハウの活用とコスト縮減を推進するとともに民間施設との適切な役割分担について検討を進めていくことが必要です。
- 使用料収入の適正水準について検討を行い、適切な料金の徴収により受益者負担を浸透し、公共施設等の健全な運営に結び付けることが必要です。

2. 基本的な方針

本市の現状や課題を踏まえ、公共施設等を計画的に維持管理するとともに、将来にわたり、サービス水準を確保していくための基本的な方針を定めます。

(1) 共通事項（公共施設・インフラ施設）

1) 民間活力の導入

民間による整備（改修・更新）、維持管理・運営が可能なサービスを有する公共施設等については、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、市民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、積極的に民間活力の導入を検討します。

民間活力の導入に当たっては、「松戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程（平成 30 年 4 月 1 日策定）」に基づいて、対象事業の選定、PPP/PFI（官民連携事業）の導入検討等を図っていきます。

【松戸市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程】 ※一部抜粋

（優先的検討の開始時期）

第 4 条 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- (1) 松戸市公共施設再編整備基本計画の「個別施設計画」を策定又は改定を行うとき
- (2) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知）第 2 の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- (3) 第 2 号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- (4) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (5) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第 5 条 次の各号に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - ア 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - イ 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- (2) 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
なお、この基準に該当しない事業であっても、必要に応じて導入を検討する。
 - ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
 - イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

（対象事業の例外）

第 6 条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- (1) 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- (2) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- (3) 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- (4) 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

2) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインは、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず様々な人に配慮して、全ての人が利用しやすい施設、環境、サービスを作ろうとする考え方です。

本計画では、本市の「松戸市人にやさしい公共施設整備設計指針」（平成 20 年 4 月）及び国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながら、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります。

3) 脱炭素化の推進方針

「松戸市地球温暖化対策実行計画」（令和 4 年 3 月）における事務事業編に基づき、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、公共施設等への太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入を積極的に進めています。

特に収容避難所として指定されている施設においては、災害時の非常用電源やエネルギー源として、太陽光発電システムやコーチェネレーション等の先導的な導入を検討します。

さらに、施設の新設や大規模改修の際は、ZEB 化に向けた検討を行うなど、環境に配慮した設計や資材、エネルギー消費効率のよい設備の導入を検討することで温室効果ガスの削減に努めます。

4) 都市計画との連携方針

「松戸市都市計画マスタープラン」や「松戸市立地適正化計画」で示した都市づくりの考え方を踏まえた公共施設等の最適化の推進を図ります。

(2) 公共施設

利用者の安全安心を確保することを第一に、施設の長寿命化を図りながら、必要な機能を維持していくとともに、建替え等の際には他の施設との複合化などを検討することで、適正規模・適正配置を図ります。なお、必要な機能や規模の見直しは継続的に行うほか、新たな政策課題への対応など再編整備の基本方針に基づく取組を推進していきます。

1) 管理に関する実施方針

① 点検・診断等

建物の維持管理には、日常の清掃、定期的な保守点検、劣化部分の修繕、法により義務づけられている維持管理・検査等があります。

本市では、各施設管理者が建築関係技術職員とともに安全点検や様々な点検等を実施して、建物の状況を把握し、適切な改修や修繕等を計画的に進めるべく施設の維持管理に努めています。

② 維持管理・更新（建替え）等

毎年、施設管理の実務者を対象に維持管理、日常管理の説明会等を開催して管理意識や知識の普及を図っています。

改修・修繕、**建替え**等の予算化に当たっては、法定点検を始めとした諸点検の結果や利用者からの要望等により、緊急度を勘案しながら対応をしていきます。

施設の**建替え**に当たっては、施設の老朽化・コスト・利用状況等をもとに優先順位を定めて実施するほか、統合や廃止の実施方針との整合を図りながら、民間活力の導入を検討の上で実施していきます。

③ 安全確保

今後、大規模改修・建替えへの対応が必要となることから、計画的な予防保全等により、建物の長寿命化を図るとともに、耐震化やバリアフリー化する建物を適切に選定して費用の節減に努めながら安全で安心して利用できる公共施設サービスを提供していきます。

また、点検・診断等により安全性に課題のある施設や老朽化が著しい施設等を供用廃止した際は、安全確保の観点から、必要な対策を講じるとともに、売却や解体による建物の除却について検討します。

なお、建物を市で除却（解体）する場合は、財政負担を平準化するため、除却債等の活用を検討します。

④ 耐震化

現在の耐震基準は、昭和 56 年の建築基準法改正により定められました。それ以前の旧耐震基準により建築した建築物については、個別に耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うことにより、耐震性能の確保を図っていく必要があります。

本市では、「松戸市耐震改修促進計画（令和 5 年 3 月一部改定）」及び「松戸市市有建築物耐震対策要綱（令和 5 年 4 月 1 日改訂）」に基づき公共施設の耐震化を推進しています。

松戸市耐震改修促進計画に定める市有建築物については、多数の市民が利用されることや、震災時の応急活動拠点等になることから、計画的に耐震診断及び耐震改修を行ってきました。

今後、耐震化未対応の市有建築物につきましては、老朽化に伴う修繕・建替え時期も考慮しながら施設の整備方針を検討し、より一層の耐震化に取り組みます。

⑤ 長寿命化

既存の建物の健全度が保たれているものは、適切な長寿命化策を検討し、建替え時期の延伸による財政負担の平準化を図り、建物に求められる機能や性能確保に努めます。

今後は、建物をより長期に渡って使用することを基本として、建物の構造、使用年数、改修状況及び周辺環境の状況等を考慮しながら長寿命化に向けた改修を**推進します。**

長寿命化に向けた改修では、建物を構成する各種部位を修繕するだけでなく、耐久性を高めることに加え、省エネルギー化やバリアフリー化等の社会的 requirement 水準の高まりにも対応し、鉄筋コンクリート造などの建物における目標使用年数を原則 80 年以上としていきます。

※長寿命化の詳細については、「[参考資料4. 長寿命化の基本的な考え方（公共施設）](#)」を参照

⑥ 統合や廃止

公共施設の再編整備を進めるに当たっては、再編整備の基本方針に基づき、公共施設の総量の適正化及び適正配置、既存施設や民間施設及び余剰資産の有効活用を検討します。

施設の老朽化・コスト・利用状況等をもとに行った施設評価において、評価が低い施設については、地域や政策上の課題等、数値化が難しい定性的な要素についても考慮し、総合的な観点から事業の見直しや施設の廃止等を検討します。

⑦ サービス水準向上

各施設に対する市民・利用者のニーズを把握し、[デジタル化の推進など](#)施設機能や提供サービスの維持・向上に向けて対応することで、市民の様々な活動を支える公共施設としての利便性の向上に努めます。

維持管理やサービス提供において民間ノウハウを活用することや適時・適切な保全活動の実施、環境に配慮した省エネルギー対策の推進などにより、公共施設の維持管理コストの縮減を図ります。

更なるサービス向上に資するよう、民間の類似サービスにおける利用料や公共施設の維持管理コストに見合った料金設定など、施設利用者のサービス享受に対する適切な受益者負担を検討します。

2) 再編整備の基本方針

公共施設再編整備に向けた取組についての方針は、以下のとおりです。

【再編整備の基本方針】

① 公共施設総量の適正化

将来的な人口動向などに配慮し、公共施設の利便性を高めつつ、公共施設の延床面積の5割以上を占める教育施設の適正規模化や多機能化等により、総量の最適化を図ります。

② 公共施設の適正配置

既存公共施設は、建物性能や施設機能等に着目するだけでなく、コミュニティや人口構成など地域性も考慮し、地域ごとの公共施設の適正量と機能を見極めた上で、適正配置を図ります。

③ 新たな施設整備

新規の施設は、既存施設の有効活用や民間施設の活用等の検討も行った上で、新たな政策課題や地域別の人口動向等から必要と認められる場合には整備を行います。

④ 有効なストック活用

公共施設の再編整備により生じた余剰資産は、他の用途への活用を検討した上で、今後利用見込みのない建物・用地は、良好なコミュニティの維持に配慮した貸付け・売却などを実施し、有効活用を図ります。

公共施設再編に向けた時系列の流れは、下図のとおりになります。

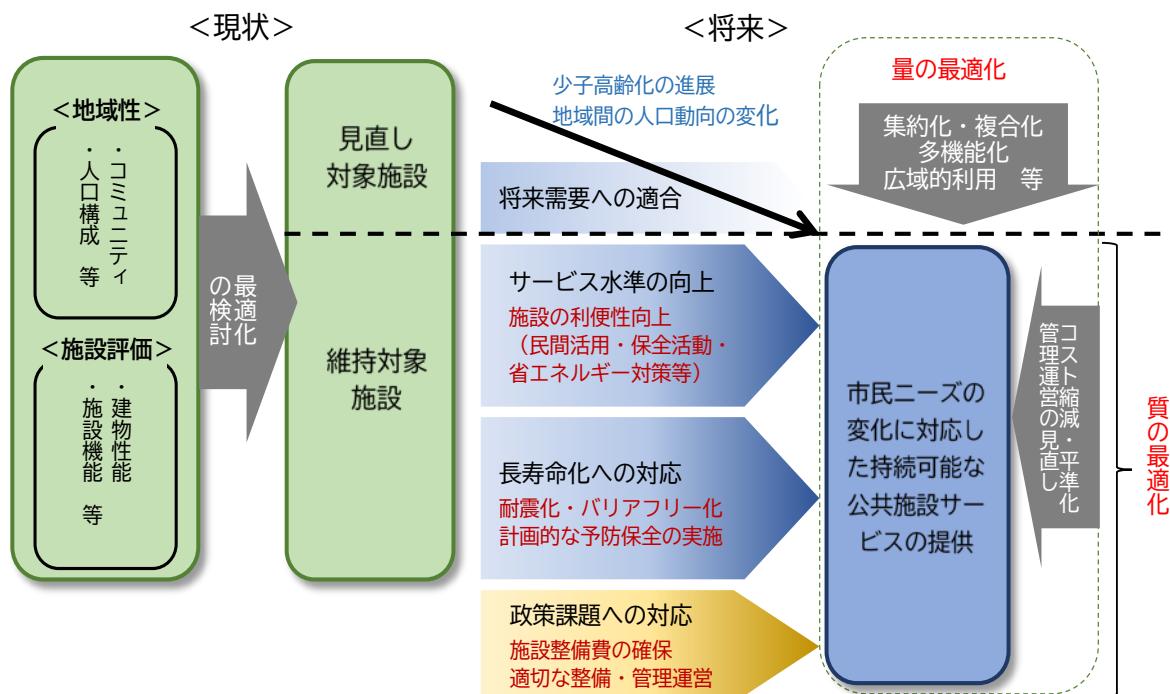


図 3-1 公共施設再編整備に向けた流れ

再編整備の手法については、下表に示した一例のように、既存施設の有効活用、新規建物整備への制限など状況に応じた再編整備を検討・実施し、ソフト・ハードの両面から施設としての効率性の向上を図ります。

表 3-1 再編整備の手法の一例

手法	イメージ	説明
集約		同一用途の複数施設を統合し、一体の施設として整備する。
複合		異なる用途の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する。
転用		既存の公共施設を改修し、他の施設として整備する。
ダウンサイ징 (減築)		建替えや改修時に、面積を減らして整備する。
民間施設の活用		民間が整備した施設に公共が賃料を払って、テナントとして入居する。
事業手法の検討		既存施設の管理運営方法の変更や PFI 等を活用した事業手法を検討する。

3) 施設類型別の基本方針

施設類型別の基本方針は、以下のとおりです。

なお、個別施設に係る具体的な取組内容等は、「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」において定めます。

① 行政サービス施設

ア 本庁舎 【関連計画：市役所機能再編整備基本構想】

【施設の現状及び課題】

- 市が保有する本庁舎は、施設の老朽化による維持費の増加、分散化・狭あい化による市民サービスの低下、耐震性能の不足による災害対応機能の課題など、継続運用していくに当たり、様々な課題を抱えています。

【施設類型別基本方針】

- 老朽化等の課題に対応しつつ、これからの中長期における市役所機能のあり方に基づき、早期に市役所機能の再編整備を進めます。

イ 支所

【施設の現状及び課題】

- 多くの施設は、建築後30年以上が経過しているため、計画的に維持保全をするなど対策が必要です。他の施設と複合されている支所は、今後の施設老朽化に伴い、施設全体での検討・再編整備を行う必要があります。

【施設類型別基本方針】

- 長寿命化や建替えにより機能の維持を図ります。
- 建替えの際は、集約・複合化や民間施設の活用等、再配置を検討します。

ウ 消防施設（消防署、消防センター等）

【施設の現状及び課題】

- 消防局庁舎及び消防署のうち半数以上の施設が、建築後30年以上を経過しており対策が必要です。また、多くの消防センターが、今後10年以内に建築後30年を超えることからも、機能維持を基本として優先度を検討し、計画的な修繕の実施が課題です。

【施設類型別基本方針】

- 消防署は、10消防署の配置を基本に、現施設の長寿命化や建替えを図ります。
- 二十世紀が丘消防署は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。
- 他の消防署及び消防局においては、これまでの改修状況を考慮して長寿命化を図ります。
- 消防センターは、軽量化による建替えを図ります。

エ その他行政サービス施設（勤労会館、男女共同参画センター等）

【施設の現状及び課題】

- 勤労会館、男女共同参画センターともに建築後40年以上が経過しており、耐震性等がなく、ハード面に課題があります。

【施設類型別基本方針】

- 機能のあり方を見直し、集約・複合化など再配置を検討します。

② 集会施設

ア 市民センター

【施設の現状及び課題】

- 多くの施設は、建築後30年以上が経過しているため、計画的に維持保全をするなど対策が必要です。
- 市民センターはコミュニティ活動の中心の場となっています。施設全体の稼働率が低い施設については、管理運営状況の改善や、利用区分及び機能の見直し等が必要です。

【施設類型別基本方針】

- 長寿命化や建替えにより機能の維持を図ります。
- 建替えの際は、集約・複合化や民間施設の活用等、再配置を検討します。

イ その他集会施設（まつど市民活動サポートセンター、市民交流会館）

【施設の現状及び課題】

- まつど市民活動サポートセンターは、計画的な対策と機能や規模の見直しが必要です。
- 市民交流会館（文化施設）は、計画的な予防保全が必要です。

【施設類型別基本方針】

- まつど市民活動サポートセンターは、需要動向に応じて、機能や規模の適正化を検討します。
- 市民交流会館（文化施設）は、長寿命化を見据え、計画的な保全を進めます。

③ 文化施設 【関連計画：松戸市社会教育計画】

ア 図書館（図書館、子ども読書推進センター）【関連計画：松戸市図書館整備計画】

【施設の現状及び課題】

- 図書館本館は、建築後45年以上が経過し、耐震性等がなく、ハード面に課題があります。
- 多くの図書館分館は、建築後30年以上が経過しているため、計画的に維持保全するなど対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- 図書館本館は、老朽化が進行しているため建替えを図ります。
- 図書館地域館は、松戸市図書館整備計画等に基づき整備を図ります。
- 図書館分館は、学校施設の建替えに合わせて、併設した市民センターとの複合化を図る場合は、学校図書館との一体的整備の可能性について検討します。
- 施設の老朽化や本市の財政事情を踏まえた継続的かつ安定的な図書館経営などについて多角的に検討します。

イ 社会教育施設（公民館、青少年会館等）

【施設の現状及び課題】

- 全ての施設で建築後30年以上が経過しており、長寿命化に向けた改修や建替えが必要です。貸館業務が中心となっている施設は、事業の必要性や規模等の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

- それぞれの施設の特性に応じて、機能や規模の適正化を検討します。

ウ ホール・劇場（市民会館、市民劇場、文化会館）

【施設の現状及び課題】

- ・市民会館は、建築後 55 年以上が経過しているため、対策が求められます。
- ・市民劇場は、建築後 40 年以上が経過しており、バリアフリーに未対応であることから対策が求められます。
- ・文化会館は大ホール、小ホール、それ以外の施設の需要が異なるため、それぞれの稼働効率や収益性を高める必要があります。

【施設類型別基本方針】

- ・市民会館は、老朽化が進行していることから機能等を見直しの上、建替えを図ります。
- ・市民劇場、文化会館は、現施設の長寿命化を図ります。

工 博物館等（博物館、戸定歴史館等）【関連計画：松戸市文化財保存活用地域計画、松戸市立博物館リニューアル基本構想・基本計画】

【施設の現状及び課題】

- ・歴史的建造物を除く施設は、老朽化が進行しているため、計画的に維持保全をするなどハード面の長寿命化が課題です。歴史的建造物は、適切に保存・活用する必要があります。

【施設類型別基本方針】

- ・博物館、戸定歴史館は、現施設の長寿命化を図ります。
- ・戸定邸は、保存活用計画を定め、適切に維持管理していきます。

④ 教育施設

ア 小学校・中学校【関連計画：松戸市学校施設長寿命化・再整備計画、学びの松戸モデル】

【施設の現状及び課題】

- ・建築後 30 年以上を経過した施設が多くを占め、内部や設備の劣化が著しい状況にあり、老朽化対策として改修、建替えを進めることはもとより、創造的な学習空間づくりの実現に向けた対応を図る必要があります。
- ・トータルコストの縮減、財政負担の平準化及び建替えサイクルの適正化を図るために、利用形態や適正規模の見直しが必要となります。

【施設類型別基本方針】

- ・多くの施設で老朽化が進行していることを踏まえ、長寿命化と建替えを組み合わせて再整備を検討します。
- ・少子化の進展など、今後の児童・生徒数の動向を踏まえた上で、再配置を検討します。（2030 年度以降に向けて検討）
- ・これからの中学校と学校施設の在り方や求められる機能などを様々な視点から検討します。
- ・児童・生徒の安全確保を目的とした外壁改修工事を行います。
- ・生徒の熱中症対策や避難所運営の施設環境改善を目的として、中学校体育館に空調設備を設置します。
- ・小中学校に設置されているプールのあり方について、民間施設や市民プールの活用、学校プールの集約も含めて検討していきます。
- ・トイレ改修工事を計画的に行います。
- ・学校施設の開放を進め、地域の拠点として地域の施設等との複合化を検討します。

イ 高等学校

【施設の現状及び課題】

- ・建築後 45 年以上が経過しており、計画的な対策が必要です。トータルコストの縮減、財政負担の平準化及び更新サイクルの適正化を図るために、利用形態等の見直しが必要となります。

【施設類型別基本方針】

- ・高等学校は、老朽化が進行しているため、**長寿命化と建替えを組み合わせて、地域との連携を含めた再整備**を検討します。

ウ その他教育施設（旧古ヶ崎南小学校等）

【施設の現状及び課題】

- ・旧古ヶ崎南小学校は、松戸市教育支援センター「ふれあい学級」、夜間中学校などへの一部転用による活用がされています。
- ・今後、利用方針の方向性の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・各施設の有効活用を検討します。

⑤ 児童施設 【関連計画：松戸市子ども総合計画】

ア 放課後児童クラブ

【施設の現状及び課題】

- ・小学校の余裕教室に設置された施設は、老朽化が進行しています。今後、需要の増加が見込まれるため、機能確保の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・1 学校区につき 1 施設を原則に整備します。
- ・**小学校の再整備に合わせて検討します。**

イ 保育所

【施設の現状及び課題】

- ・多くの施設は、建築後年数の経過とともに老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・今後の保育需要の動向に応じて施設数や規模の適正化を**検討します。**

ウ その他児童施設（常盤平児童福祉館、おやこ DE 広場等）

【施設の現状及び課題】

- ・常盤平児童福祉館は、建築後 **55 年**以上が経過しており、バリアフリーに対応していない箇所があるなど課題があります。
- ・おやこ DE 広場は、施設の一部を利用しているため、施設全体の対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・少子化の進展など、今後の児童数の動向や需要を踏まえた上で、**集約化・複合化など再配置**を検討します。

⑥ 福祉施設

ア 高齢者対象施設（老人福祉センター等）
【施設の現状及び課題】
・計画的な対策と機能や規模の見直しが必要です。
【施設類型別基本方針】
・需要動向に応じて、高齢者福祉機能や規模の適正化を検討します。
イ 身体障害者対象施設（こども発達センター等）
【施設の現状及び課題】
・健康福祉会館（こども発達センター・障害者福祉センター）は、建築後25年以上が経過しており、計画的な対策が必要です。
・運営面では、今後の需要動向に応じた各施設の機能や規模の適正化を図る必要があります。
【施設類型別基本方針】
・需要動向に応じて、障害者福祉機能や規模の適正化を検討します。

⑦ 保健・医療施設

ア 病院施設（市立総合医療センター等）【関連計画：松戸市病院事業再編計画】
【施設の現状及び課題】
・市立総合医療センターは、平成29年に建設され大きく老朽化が進行していませんが、24時間稼働であることから、一般的な施設と比べ老朽化の進行は早くなると想定されるため、計画的な予防保全が必要です。
・東松戸病院・梨香苑は、老朽化が著しく、耐震性能も脆弱な状況です。病院事業の集約化等、機能・規模の適正化を図る必要があります。
【施設類型別基本方針】
・病院事業の集約化等、機能・規模の適正化を図ります。
・市立総合医療センターは、長寿命化を見据え、計画的な保全を進めます。
・東松戸病院・梨香苑は、令和5年度をもって廃止します。

イ 保健センター

【施設の現状及び課題】
・建築後年数の経過とともに老朽化が進行しており、計画的な対策を行う必要があります。
【施設類型別基本方針】
・需要動向に応じて、公共医療・保健機能の必要規模の適正化を検討します。

⑧ スポーツ施設【関連計画：松戸市スポーツ推進計画】

ア 体育館等、競技場・球場、プール
【施設の現状及び課題】
・体育館等は、稼働率は高いが、会議室や和室等の稼働率が低いため、機能等の見直しを検討する必要があります。
・競技場、球場、プールは、建築後年数の経過とともに老朽化が進行しており、計画的な対策を行う必要があります。
・既存の施設では対応できない、多様なニーズに対応していく必要があります。

【施設類型別基本方針】

- ・利用状況や維持管理費等も踏まえた改修や適正配置の検討、新たなニーズに対応した施設に関する調査等、計画的な施設整備を推進します。
- ・需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を検討します。

⑨ 公園施設 【関連計画：松戸市公園施設長寿命化計画】**ア 公園管理施設等（21世紀の森と広場等）****【施設の現状及び課題】**

- ・公園に附属する施設であることから、公園の需要動向に応じて、各施設の機能や規模を検討する必要があります。
- ・ユーカリ交通公園は、バリアフリーに対応できていない箇所があるため、対応策の検討が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を検討します。

⑩ 住宅施設 【関連計画：松戸市公営住宅等長寿命化計画、松戸市住生活基本計画】**ア 市営住宅****【施設の現状及び課題】**

- ・市営住宅の一部は、民間住宅等の借上げ方式で実施しています。市が保有する市営住宅は、老朽化が進行しており、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・既存ストックの長寿命化を図り、建替えを行わない方針とします。
- ・建替え時期を目途に、既存のUR賃貸住宅や民間住宅を活用し、再整備を図ります。

⑪ 環境施設 【関連計画：松戸市ごみ処理基本計画、松戸市生活排水処理基本計画】**ア クリーンセンター****【施設の現状及び課題】**

- ・和名ヶ谷クリーンセンターは、長寿命化を目的に基幹改良工事及び強じん化整備工事を実施しています。新焼却施設の稼働開始まで、適正稼働を維持する必要があります。

【施設類型別基本方針】

- ・焼却処理施設は令和元年度までの2施設体制を、令和2年度以降は1施設体制とします。
- ・和名ヶ谷クリーンセンターは、稼働停止まで、毎年実施する定期整備工事により適正稼働を維持します。
- ・令和元年度に稼働停止したクリーンセンターは、和名ヶ谷クリーンセンターの稼働停止を見据え、建替えを図ります。
- ・圧縮梱包処理施設、ごみ中継施設、東部クリーンセンターは、日常的な点検と定期的な整備を実施し、施設の処理能力を適正に維持します。

イ リサイクルセンター**【施設の現状及び課題】**

- ・旧資源リサイクルセンターは、令和4年3月31日に稼働停止し、解体を予定しています。

【施設類型別基本方針】

- ・**旧資源リサイクルセンター**の機能は、新設した松戸市リサイクルセンター（粗大ごみ等処理施設）に機能集約を図ります。

ウ 処分場**【施設の現状及び課題】**

- ・**日暮最終処分場**は、老朽化が進行しており、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・周辺環境に配慮した適正な維持管理を行うとともに跡地利用計画を検討します。
- ・直営最終処分場の確保の可能性について検討します。
- ・安定的かつ継続的に最終処分を行うため、関係自治体や民間最終処分事業者と良好な関係を維持し、最終処分先の確保に努めます。

⑫ その他施設**ア 自転車駐車場 【関連計画：松戸市自転車駐車場運用基本計画】****【施設の現状及び課題】**

- ・多くの施設は、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・各駅での需要動向や民間自転車駐車場の整備状況に応じて、規模の適正化を検討します。

イ 自動車駐車場 【関連計画：松戸市駐車場事業経営計画】**【施設の現状及び課題】**

- ・**松戸駅西口地下駐車場**は、供用開始から35年以上経過しており、設備改修が必要です。
- ・建設に伴う貸付金及び起債の償還が、平成17年度をもって終了し、以降は、一般会計からの繰入に依存せず、独立採算性の原則に基づいた事業運営を行っています。

【施設類型別基本方針】

- ・施設や設備機器等の老朽化が進行しているため、定期的な設備機器の点検や改修診断調査を行い、必要な**設備機器等**の更新や**施設**の修繕等を実施することで長寿命化を図ります。

ウ 斎場等（斎場、白井聖地公園管理事務所等）**【施設の現状及び課題】**

- ・斎場及び北山市民会館は、老朽化が進行しており、修理等の施設維持管理費が嵩んでいること、また、安全面からも、今後の整備の方向性を再検討する必要があります。
- ・白井聖地公園管理事務所等については、老朽化が進行しているため、計画的な対策が必要です。

【施設類型別基本方針】

- ・現施設の長寿命化や建替えにより機能の維持を図ります。

エ その他（集会所、公衆便所等）**【施設の現状及び課題】**

- ・建築後30年以上を経過した施設が多くを占めています。各施設の需要を踏まえて、**規模の適正化等**を含めた再配置を検討する必要があります。

【施設類型別基本方針】

- ・需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を検討します。

(3) インフラ施設

将来に渡り安全で快適な市民生活を支えるために、施設の長寿命化を図りながら必要な機能を維持していきます。施設毎の管理に関する実施方針は、以下のとおりです。

1) 公園 【関連計画：松戸市公園施設長寿命化計画】

更新の際は、長寿命化計画に沿って実施することを基本とし、公園の需要動向に応じて、各施設の機能や規模の適正化を図ります。

① 点検・診断等

一般施設、土木構造物等は、日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行います。また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新等を位置づけた上で措置を行います。

遊具は、日常点検及び年1回実施する定期点検により、施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行います。また、定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行います。

② 維持管理・更新等

維持保全（清掃・保守・修繕など）や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障が確認され、求められる機能が確保できないと判断された時点で、撤去・更新を行います。

また、公園の運営・管理についても、維持管理業務受託者によるものほか、地域による公園愛護活動を推進します。

③ 安全確保

「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（平成26年6月）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する規準（平成26年6月）」（一般社団法人日本公園施設業協会）を基に遊具の点検を実施し、安全確保に努めます。

④ 長寿命化

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全（清掃・保守・修繕など）に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行います。

⑤ サービス水準向上

公園施設の更新に当たっては、「松戸市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年松戸市条例第40号）」に基づき、バリアフリーに対応したものとします。また、遊具については、近年、複合遊具や子どもが喜ぶ個性的なデザインのものを望む声が高まっていることや、障がいがある人も健常者も一緒に遊べる遊具の設置についても、今後、社会情勢をみながら検討を進めています。

2) 道路 【関連計画：松戸市舗装修繕計画、松戸市カルバート修繕計画、松戸市法面等修繕計画、 道路付属物長寿命化修繕計画、松戸市横断歩道橋修繕計画】

定期的な路面性状調査に基づき修繕計画を更新することで、計画的かつ効率的に道路の管理を行っていきます。また、日常的な点検や市民等からの情報提供に基づき、局所的な道路の破損や不具合についても隨時補修を行い、道路の適正な管理に努めます。

① 点検・診断等

定期点検や日々パトロールによる状況把握により健全度を早期に把握します。その中で、道路や橋梁において車両通行、歩行者の利便性、安全性を損なうおそれのある状況に対しては修繕工事による改善を行います。

また、対象施設の規模や健全度等により区分された管理基準や点検要領に沿った管理を行います。

② 維持管理・更新等

維持管理においては、従来行われてきた、損傷が顕在化してから修繕を実施する対症療法型から損傷が顕在化する前に計画的な修繕を実施する予防保全型の維持管理に転換することで、長寿命化や維持管理コストの縮減を図ります。

③ 安全確保

交通事故を未然に防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、道路照明灯、ガードレール・カーブミラー・警戒標識の適切な維持管理を行います。

また、老朽化した標識等の施設の転倒や、標識板の落下などによる第三者被害を未然に防ぐため、計画的に対策を進め、道路利用者にとって安心・安全な道路空間を確保します。

④ 長寿命化

道路舗装等の維持管理においては、重要路線における予防保全への取組など、メリハリをつけた効率的な管理を行います。

また、施設の長寿命化を推進することにより、長期的な維持管理のトータルコストの最小化、将来の財政的負担の平準化を進めます。

⑤ 統合や廃止

道路施設は、生活に密接なものであるため、廃止については、施設の利用状況や耐用年数、社会情勢や地域性を踏まえて判断していきます。

3) 橋梁 【関連計画：松戸市橋梁長寿命化修繕計画】

松戸市橋梁長寿命化修繕計画（令和4年3月改訂）に基づく予防保全型の維持管理により、橋梁の長寿命化及び維持管理のコスト削減を行うとともに予算の平準化を図り、計画的な維持管理を行います。

① 点検・診断等

定期点検や日常的な維持管理によって得られた情報に基づき、橋梁の損傷状況、健全性を早期に把握します。

- ・平成21年度から平成23年度に初回点検を実施し、全橋梁の現状把握を行いました。
- ・平成26年度から平成30年度には「橋梁定期点検要領(平成26年6月)」(国土交通省 道路局国道・防災課) 及び「道路橋定期点検要領(平成26年6月)」(国土交通省 道路局)に基づき5年に1回の周期となる定期点検の1回目を実施し、全橋梁の損傷状況の把握を行いました。
- ・令和元年度から令和4年度には、平成31年2月及び3月に改訂された前述の点検要領に基づき、2回目となる定期点検を実施しています。

	橋が低い時にはしごを使って橋の下から診ます。		橋が高い時に橋の下に人が乗れる場所を作つてから診ます。
	橋が高い時に点検の車を使って診ます。		橋の下が川の時にボートを使って診ます。

図 3-2 インフラの点検の実施（橋梁）

② 維持管理・更新等

日常パトロールによる橋面の状況把握を行い、5年周期の定期点検間における対象施設の概ねの状況を把握します。

また、車両通行、歩行者の利便性、安全性を損なうおそれのある状況に対しては修繕工事による改善を行います。

- ・5年周期の定期点検間については、日常パトロールを実施し、車両・歩行者通行の利便性や安全性を損なうおそれのある舗装・伸縮装置・高欄の異常の把握・改善を図ります。

③ 安全確保

予防保全型の管理を実施することで橋梁の安全性を確保しながら事業費の縮減を目指します。

④ 耐震化

本市では、橋長 2m 程度の小規模な橋梁から橋長 100m を超える長大橋梁まで多種多様な橋梁を管理しています。これらの橋梁の規模、架橋位置、路線特性等を考慮しながら、耐震化に向けて検討していきます。

⑤ 長寿命化

- ア 橋梁の予防保全型の修繕に関する有り方(管理方針)を明確化します。
- ・損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を実施する予防保全型の管理を行い、橋梁の長寿命化を図ります。
- ・計画的、効率的管理の推進による更新時期の平準化と橋梁長寿命化によって維持管理コストの最小化を目指します。
- イ 橋梁の立地条件、損傷状況を踏まえた予防的な対策を実施します。
- ・跨線橋等、重要度の高い橋梁について優先的に修繕を実施します。
- ・諸元重要度及び総合評価（損傷度）を勘案した優先度評価により修繕を実施します。
- ウ 公表した個々の橋梁の予防保全型修繕の実施を徹底します。
- ・予防保全型修繕の進捗管理を徹底します。

⑥ 統合や廃止

橋梁は、交差する施設を跨いで横断するための重要な道路であり、他の道路施設と違って統合や廃止することでの影響が大きくなる施設となります。

橋梁の規模や架橋位置、路線の利用状況などにも考慮しながら、今後検討していきます。

4) 河川

定期点検や日常点検等により適切な予防保全に努め、施設の長寿命化を図ります。

① 点検・診断等

点検及び診断は、定期点検、日常点検、臨時点検に区分し、設備区別に点検方法を分けて実施します。点検等の頻度及び目的は下表のとおりです。

表 3-2 河川施設の点検等の頻度及び目的

点検名	頻度	目的
定期点検	1回/年	構成する装置、機器の健全度の把握、システム全体の機能確認、劣化・損傷などの発見
日常点検	1回/月	設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持 ※管理運転ができない場合は、目視点検として設備条件に適合した内容で点検
臨時点検	地震、台風などが発生した場合	日常点検に追加して設備への外的要因による異常、損傷の有無の確認

② 維持管理・更新等

点検及び診断の結果より、設備の維持管理と更新における予防保全の計画を策定し定期整備を実施します。

定期整備は、機器ごとの修繕や更新の実績、機器別の更新目安とし、機器の点検及び診断に基づいた評価結果と設備の稼働条件により計画を策定し実施しています。

③ 安全確保

点検による予防保全を計画的に実施することにより、施設を安定的に運用し、安全確保に努めます。

④ 耐震化

排水機場は、地震による損傷の程度によって修復が困難になることから、施設の健全性、機能保持が可能な施設を想定した耐震化の計画をしていきます。

⑤ 長寿命化

定期点検や日常点検の結果、予防保全計画を踏まえて長寿命化を実施します。

5) 上水道 【関連計画：松戸市水道事業新基本計画、松戸市水道事業施設耐震化計画、 松戸市水道事業アセットマネジメント】

維持管理、修繕により長寿命化を図りながら、耐用年数を経過した老朽化施設を更新していく予定です。また、水道施設の更新時には、水道施設のダウンサイ징や配水場等の施設の統廃合について検討し、適正な規模の施設整備を進めます。

① 点検・診断等

日常の点検や定期点検を継続し、適切かつ積極的な保守・点検等の維持管理を実施することで、施設の健全性を保持します。また、上水道施設の築年数や構造、改修履歴等の結果を蓄積することで施設の状況を把握していきます。

② 維持管理・更新等

今後、法定耐用年数を超える施設・管路が増加するため、保守・点検等の維持管理を実施し長寿命化を図ります。

施設については、定期的な点検等に基づき修繕及び予防保全型の更新を進めていきます。

管路については、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新を進めていきます。

③ 安全確保

市営水道利用者がいつでも安心して水道水が使えるよう、日常の点検や定期点検等に基づき修繕及び予防保全型の更新、併せて耐震化を進めることにより、施設の安全確保に努めます。

④ 耐震化

災害に強い水道施設を構築していくために、浄配水場及び管路について、「松戸市水道事業施設耐震化計画（平成29年度）」に則り、耐震化を進めていきます。なお、耐震化を進めるときには、水道施設の規模の適正化についても併せて検討していきます。

浄配水場については、今後、常盤平浄水場の配水池更新を検討していきます。管路については、重要度の高い基幹管路の耐震化と優先度の高い老朽管の更新から進めます。

⑤ 長寿命化

「松戸市水道事業アセットマネジメント（平成29年度）」に基づき、耐用年数で一律に更新せず、点検・調査等の結果から維持修繕等を行うことで長寿命化を図ります。

⑥ 統合や廃止

水道施設の更新時には、人口動向や節水機器の普及や節水意識の浸透による水需要の減少を踏まえ、水道施設のダウンサイ징や配水池等の施設の統廃合について検討し、適正な規模の施設整備を進めます。

⑦ サービス水準向上

水道利用者へのサービス向上のため、水質の適正管理、配水管や浄・配水場などの水道施設の更新・耐震化のほか、経営の合理化・効率化による経営の健全化を図り、安定給水に努めます。

6) 下水道 【関連計画：松戸市下水道ストックマネジメント計画】

施設状況を客観的に把握・評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、計画的かつ効率的に管理します。

① 点検・診断等

目視調査を始めとする各種調査・点検により、異状の有無を把握します。調査・点検頻度は下表のとおりです。

表 3-3 下水道施設の調査・点検頻度

施設種別	施設名称	調査・点検頻度
管路施設	ヒューム管(污水施設)以外	30年に1回調査
	ヒューム管(污水施設)	20年に1回調査
	腐食環境下の施設	5年に1回点検、20年に1回調査
ポンプ場等施設		5年に1回調査
処理場施設	污水ポンプ本体・水処理施設・汚泥処理施設	3年に1回調査
	雨水ポンプ本体・躯体	10年に1回調査

② 維持管理・更新等

機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設については、施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法である、状態監視保全により維持管理を行います。

機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設については、施設・設備の特性に応じて予め定めた周期により対策を行う管理方法である、時間計画保全により維持管理を行います。

上記の対象以外の施設については、施設・設備の異常の兆候や故障の発生後に対策を行う方法である、事後保全により維持管理を行います。

③ 安全確保

効率的・効果的な点検・調査を実施し、施設の劣化状態を把握する予防保全管理を行うことにより、施設の安全性を確保していきます。

④ 耐震化

松戸市下水道総合地震対策計画（令和2年度改訂）に基づき、防災・減災対策を実施しています。緊急輸送道路・災害時重要道路に対して、地震時のマンホール浮上防止対策を講じています。

⑤ 長寿命化

長寿命化対策工法の有無を確認し、施設の長寿命化が図れ、ライフサイクルコストが安価になる合理的な手法を採用していきます。

⑥ 統合や廃止

単独処理区である金ヶ作処理区については、現在合流式で処理しているため、分流化を実施し江戸川左岸流域下水道へ接続を予定しています。流域下水道へ接続後、金ヶ作終末処理場は廃止していきます。

⑦ サービス水準向上

下水道施設の機能を確保するため、適切な維持管理を実施します。なお、未普及地区である高塚新田地区については、流下先である市川市と協議を進め整備していきます。

また、地震時の減災対策として避難場所・収容避難所である市内の小中学校のうち、下水道計画区域内の学校において、簡易水洗式トイレ（マンホールトイレ）を整備しています。

3. 公共施設等更新等費用試算

本市が保有する公共施設及びインフラ施設(公園、道路、橋梁、河川、上水道及び下水道)を対象とした、各種個別施設計画の内容を踏まえた事業費の見通しは、次のとおりです。

(1) 公共施設

第1期個別施設計画の内容を基に実績を反映させるなど時点修正を行っています。

令和元年度から令和10年度までの事業費の見通しは、約550億円です。市役所庁舎整備に関しては、現時点において個別に事業化の検討が行われていることから、事業費には含まれていませんが、今後の検討状況を踏まえ、適切に反映させていきます。

また、令和11年度以降については、第2期以降の個別施設計画において、市全体の財政の見通しなどとの整合を図りながら、概ね10年ごとに各施設の取組内容や事業費について精査していきます。

公共施設は、将来にわたり市民生活を支える施設であることを念頭に、国や県からの補助金等を積極的に活用するとともに、基金、地方債を効果的に活用し、安全で安心な公共施設サービスを維持していきます。

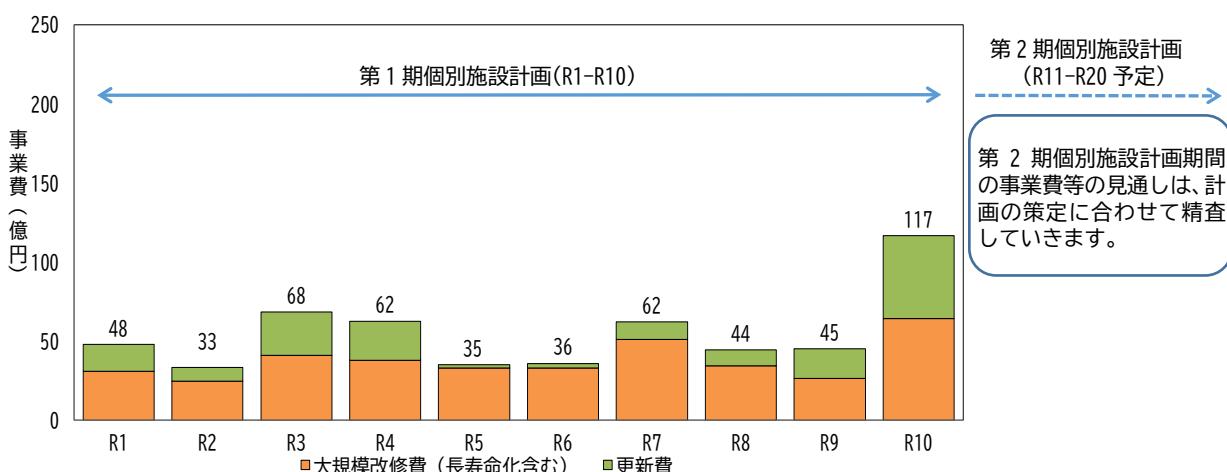


図 3-3 長寿命化対策を反映した場合の見込み

–地方債の活用について–

公共施設等は、長期間にわたって何世代もの人が利用します。建設時の住民の方だけでなく、施設を利用する将来の住民の方にも費用を負担していただくことで、世代間の公平性を確保し、利用と負担のバランスをとることができます。

地方債の発行により資金を調達することで、事業の円滑な執行が確保できるとともに、これによる財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有しています。

(2) インフラ施設

各種個別施設計画（長寿命化計画）等に基づく、令和元年度から令和 20 年度までの事業費の見通しは、約 594 億円です。

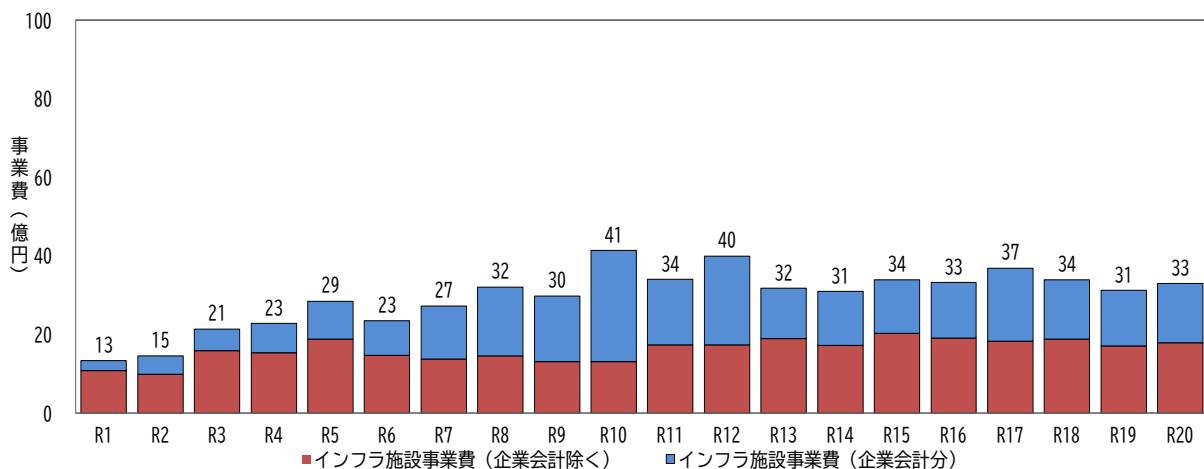


図 3-4 長寿命化対策を反映した場合の見込み

※年度ごとの事業費を端数処理により四捨五入しているため、概算事業費と一致しない場合があります。

インフラ施設については、施設ごとの性質に応じた検討が必要となることや、大きな割合を占める企業会計（水道・下水道）では、料金も含めた収入と費用などを踏まえた検討が必要となることから、適宜、事業費の見直しを行うなど、引き続き、各種個別施設計画（長寿命化計画）における取組の中で詳細な検討を行い、財政負担の平準化を図りながら施設を維持していきます。

第4章 計画の推進

1. 取組体制

(1) 庁内での推進体制

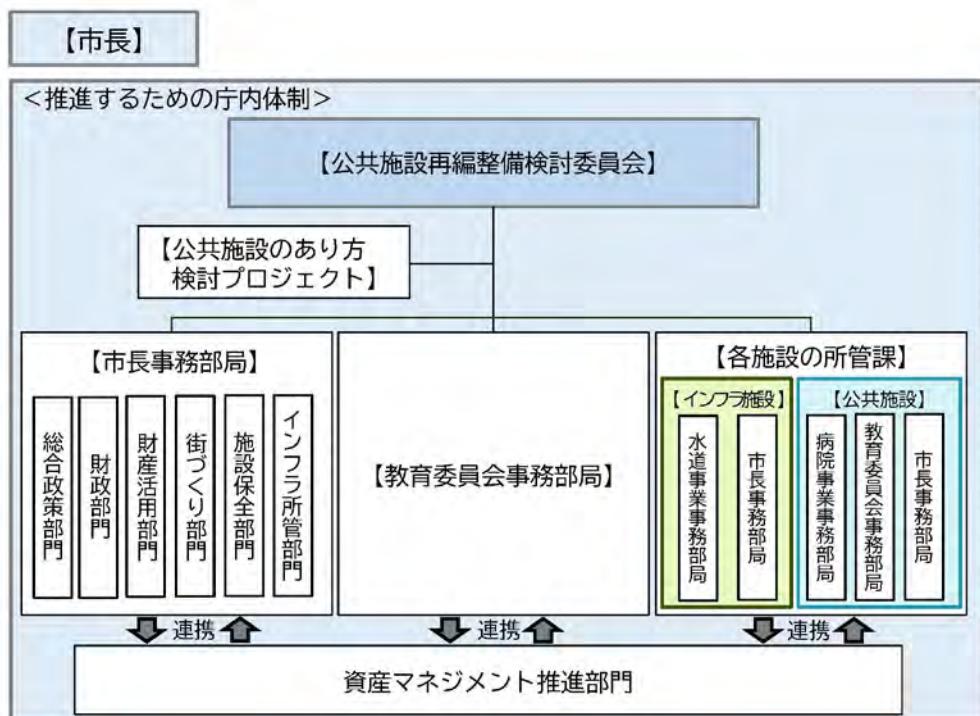


図 4-1 庁内での推進体制

本計画に基づく取組を推進するに当たっては、公共施設再編整備検討委員会^{※1}や公共施設のあり方検討プロジェクト^{※2}の中で府内の横断的な情報共有及び調整を図りながら、具体的な実施策に関する検討等を行っています。

施設評価、サービス水準の向上に向けた具体的な取組は、公共施設等を所管する各部署において実施します。

資産マネジメント推進部門は、企画調整、施策の進捗管理、施設評価のデータ管理、情報収集等について、市長事務部局の関連部門や教育委員会事務部局と連携し、全体のとりまとめを行います。

また、全府的に経営的視点に立った公共施設マネジメントを図るため、先進事例の研究や研修会等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を進め、施設管理やコストに係る意識の向上に努めます。

なお、公共施設等の最適化を推進する観点から、外部有識者の意見等を参考にしながら最適化を推進していきます。

※1・2 設置目的及び構成等については「参考資料 9. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱」に参照

(2) 市民との情報共有

公共施設等の状況について、適時・的確に情報共有を行い、認識の共有に努めます。

施設の更新等に関する事業計画を検討する際は、利用圏域に応じた住民や利用者に対して適時適切な情報提供を行い、課題を共有するとともに、必要に応じて市民参加等の機会を設けるなど、市民ニーズに対応した公共施設等を目指します。

○市民参加の取組

本市では、地域性を踏まえた公共施設再編整備の推進を図っていくため、人口動向や施設保有状況などで特徴的な状況を有する、小金原地域・新松戸地域・東部地域の3地域をモデル地域として定め、地域シンポジウムやワークショップなどの取組を行ってきました。

令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、モデル地域におけるワークショップ等の取組を見送り、市民ニーズ把握のため、施設利用者アンケートや市民アンケートなどを実施しています。

① 小金原地域：将来的な人口減少が見込まれ施設量が比較的多い

小金原地域では、平成29年5月に地元の町会等を中心に地域のまちづくり活動組織「小金原地区まちづくり部」が発足し、地域の将来像や公共施設の再編に向けたワークショップやシンポジウムにより、地域が主体となった具体的な議論・検討が行われています。

引き続き、地域との間で情報共有を図りながら、取り組んでいきます。

② 新松戸地域：人口が概ね横ばいであり施設量が平均的な状況

新松戸地域では、新松戸地域の公共施設とまちづくりについてのシンポジウムを行いました。

今後、新松戸地域における施設整備の状況に合わせて、検討していきます。

③ 東部地域：今後人口の増加が見込まれ施設量が比較的少ない

東部地域では、旧紙敷土地区画整理事業第65街区の東松戸まちづくり用地を検討題材として、官学連携（千葉大学・東京藝術大学）によるトークイベントやシンポジウムなどを行いました。

令和3年度には、東松戸駅周辺の開発などに伴う人口増加に対応するとともに、利用者の利便性向上を図るため、東松戸まちづくり用地に図書館、支所、青少年プラザ（中高生の居場所）といった公共サービス機能を集約した複合施設を建設しました。複合施設の愛称は、公募433作品の中から候補作品5点を選定し、市民の人気投票により「ひがまつテラス」と決定しました。

※ワークショップ等の開催状況については、「参考資料10. 公共施設再編に係る市民参加型ワークショップ等の開催状況」を参照

2. 進捗管理

本計画の実行性を確保するため、P D C A サイクルによる進捗管理を実施します。
本計画のP D C A サイクルは、各種個別施設計画において実施している進捗管理の状況を踏まえて、**公共施設等全体の取組の進捗管理や実効性の検証に活用します。**

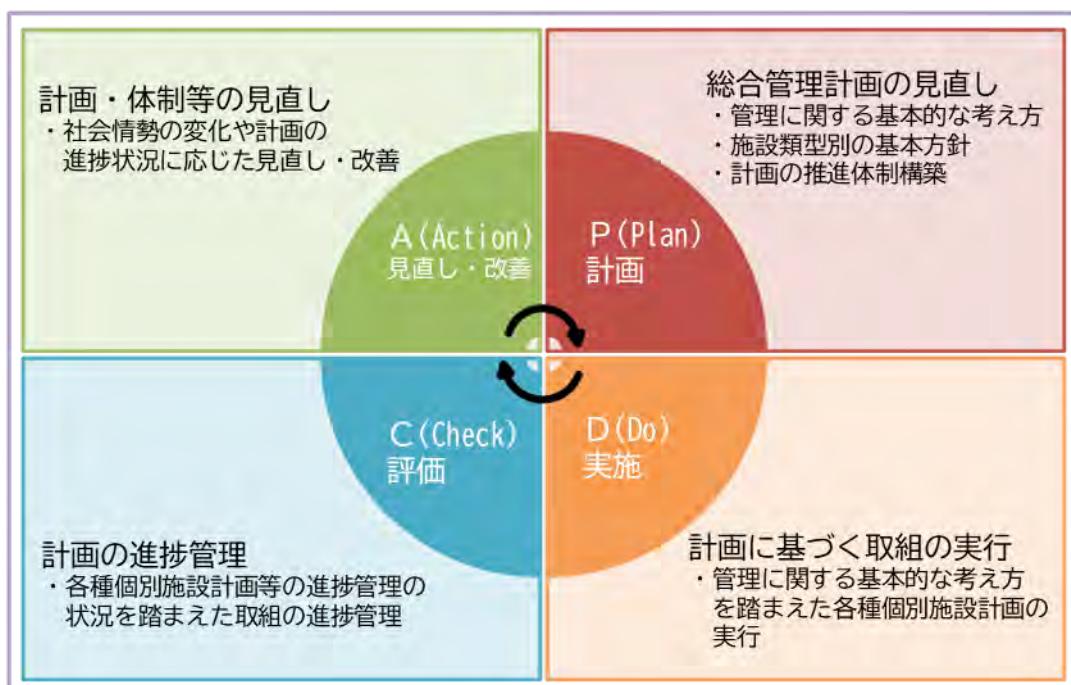


図 4-2 計画の進捗管理（P D C A サイクルのイメージ）

社会情勢の変化や本計画の進捗状況、各種個別施設計画の進捗状況や改訂内容等を踏まえて、適宜見直しを行います。

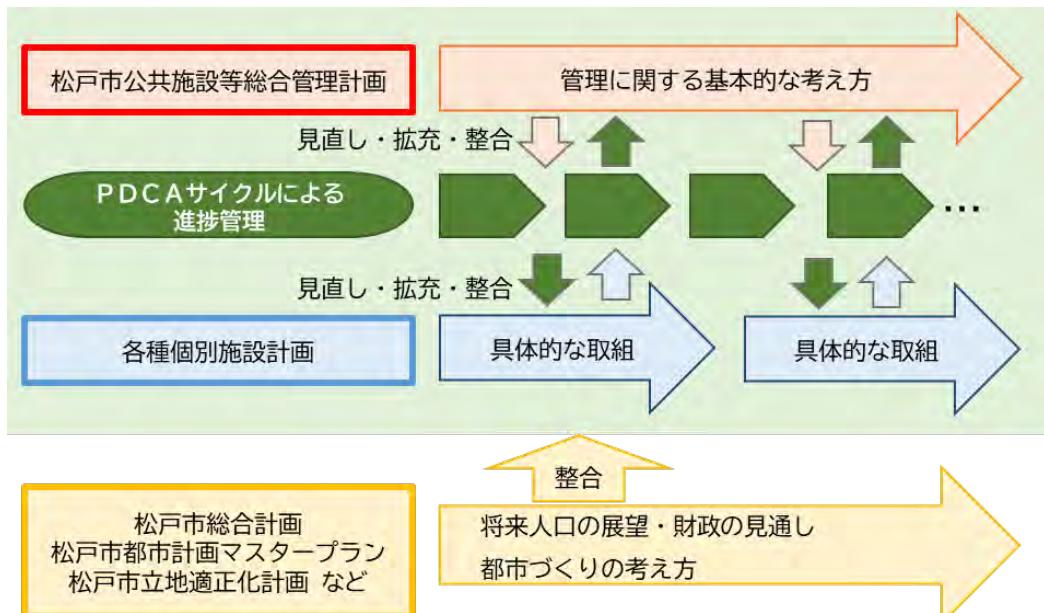


図 4-3 計画の見直しのイメージ

参考資料

1. 過去に行った対策の主な実績

松戸市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月）の策定以降の主な対策・取組事例を対策の手法別に整理しました。

(1) 新たな施設整備

年度	施設名	内容
令和元年度	ごみ中継施設	・可燃ごみの一部を効率的に市外へ運搬し、環境負荷の低減及び運搬経費の縮減を図るため、ごみ中継施設を建設。
令和 3 年度	21 世紀の森と広場	・ガバメントクラウドファンディングにより集めた寄附金を 21 世紀の森と広場遊具等施設整備の一部に充当し、大型遊具を含む「新たな遊び空間」を整備。
令和 4 年度	松戸市リサイクルセンター	・資源リサイクルセンターの老朽化により更新の必要があったことに加え、粗大ごみ処理の効率性に課題があったことから、安定的かつ効率的な処理体制を構築するため、粗大ごみ、不燃ごみ、有害などのごみを 1 施設で処理し、リサイクルすることができる施設を六和クリーンセンター跡地に建設。

(2) 複合化

年度	施設名	内容
令和 3 年度	東松戸複合施設	・東部地域の人口の増加に対応するとともに、利用者の利便性向上を図るため、JR 武蔵野線と北総鉄道北総線の 2 路線が乗り入れる交通結節点である東松戸駅から徒歩 4 分の場所に、図書館、支所及び青少年プラザ（中高生の居場所）といった公共サービス機能を集約した複合施設を建設。

(3) 更新

年度	施設名	内容
平成 29 年度	市立総合医療センター 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 42 年に上本郷に建設された旧国保松戸市立病院は、老朽化が進行し、既存施設での耐震化や新たな医療環境への対応が難しく、大規模災害発生時に災害拠点病院としての機能を確保することが困難であった。そのため、あらゆる状況下で市民により質の高い高度医療を安定して提供することを目的として更新(移転)を実施し、名称を市立総合医療センターとした。
平成 30 年度	北松戸保育所 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性等の課題に対応するため、リース方式により現地建替えを行った。
	中央消防署 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 42 年に開所した旧中央消防署は、老朽化が激しいことから、更新(建替え)を実施。 新庁舎は、千葉県北西部地域から、119番通報を受信するための共同指令センター施設との複合拠点庁舎となっている。
令和元年度	明市民センター 	<ul style="list-style-type: none"> 旧明市民センターの現地建替えが困難であったことから、民間事業者から建物を賃借り移転した。
令和 5 年度	東部小学校体育館	<ul style="list-style-type: none"> 東部小学校体育館の老朽化に伴う、耐力度調査を基に、体育館の建替えを行った。

(4) 廃止・解体・売却

年度	施設名	内容
平成 30 年度	松風荘	<ul style="list-style-type: none"> 旧市立養護老人ホーム松風荘は、老朽化や消防施設の問題により平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止し、平成 31 年に一般競争入札により売却。
	レントゲン車車庫	<ul style="list-style-type: none"> レントゲン車車庫は、平成 30 年度に売却。
	古ヶ崎医師住宅	<ul style="list-style-type: none"> 古ヶ崎医師住宅は、用途廃止により平成 30 年に土地及び建物を一般競争入札により売却。
令和元年度	六和クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none"> 六和クリーンセンターは、用途廃止により令和元年度に解体。
令和 2 年度	旧市立病院 (レントゲンフィルム保管庫含む)	<ul style="list-style-type: none"> 旧国保松戸市立病院は、老朽化対策や災害拠点病院としての機能を確保するため平成 29 年 12 月 26 日をもって廃止し、千駄堀に移転。 旧国保松戸市立病院の跡地及び既存建物は、令和 2 年に公募型プロポーザルにより売却。
	上本郷第一医師住宅	<ul style="list-style-type: none"> 上本郷第一医師住宅は、用途廃止により、令和 2 年度に解体。
	やなぎ町会館	<ul style="list-style-type: none"> やなぎ町会館は、令和 2 年度に解体。
令和 3 年度	旧東部支所	<ul style="list-style-type: none"> 旧東部支所は、支所としての用途を令和 3 年度に廃止。現在は、市の臨時的な事務スペースや物品の保管場所として暫定利用。

	旧小金消防署 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧小金消防署は、消防署としての用途を令和3年度に廃止。現在は、大型物品の保管場所として暫定利用。
	小金原文書庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・小金原文書庫は、文書庫としての用途を令和3年度に廃止。
	旧明市民センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧明市民センターは、現地建替えが困難であったため廃止（機能を移転）し、令和4年に一般競争入札により売却。
令和4年度	旧中内青年館 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧中内青年館は、老朽化のため令和4年度に建物を解体。
令和5年度	旧向新橋青年館 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧向新橋青年館は、老朽化のため令和5年度に建物を解体。

(5) 維持管理

年度	施設名	内容
令和4年度	下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む下水道管路施設の維持管理にサービスレベルの向上、業務の効率化及び適正化を図ることを目的とし、包括的民間委託を導入。

2. 公共施設の内訳

(1) 平成 27 年 4 月 1 日現在 (松戸市公共施設等総合管理計画策定時の対象施設)

表 参-1 公共施設の施設数と延床面積

大分類	中分類	施設数	延床面積 (m ²)		
			市所有	民間等	
行政サービス施設	本庁舎	6	34,452	27,433	7,019
	支所	9	3,139	1,765	1,374
	消防施設	54	19,217	19,217	0
	その他行政サービス	15	20,079	8,713	11,366
集会施設	市民センター	17	16,139	14,721	1,418
	その他集会施設	1	905	905	0
文化施設	図書館	21	5,056	4,878	178
	社会教育施設	8	6,270	4,462	1,808
	ホール・劇場	3	37,246	37,246	0
	博物館等	5	7,074	7,074	0
教育施設	小学校	44	295,435	295,033	402
	中学校	20	177,964	177,964	0
	高等学校	1	16,986	16,986	0
	その他教育施設	4	8,342	8,342	0
児童施設	放課後児童クラブ	44	4,797	4,797	0
	保育所	17	14,961	14,961	0
	その他児童施設	18	2,382	1,281	1,101
福祉施設	高齢者対象施設	9	4,749	4,655	94
	身体障害者対象施設	3	8,101	1,398	6,703
保健・医療施設	病院施設	12	53,257	52,516	741
	保健センター等	4	2,264	38	2,226
スポーツ施設	体育館等	7	27,025	27,025	0
	競技場・球場	3	1,233	1,233	0
	プール	2	911	911	0
公園施設	公園管理施設等	7	2,980	2,980	0
住宅施設	市営住宅	23	99,853	84,237	15,616
環境施設	クリーンセンター	5	44,456	44,456	0
	資源リサイクルセンター	2	2,162	2,162	0
	処分場	1	234	234	0
河川・上下水道施設	河川施設	7	494	494	0
	水道施設	5	5,730	5,730	0
	下水道施設	5	3,650	3,650	0
	その他河川・上下水道施設	2	1,437	1,437	0
その他施設	自転車駐車場	11	11,760	11,760	0
	自動車駐車場	1	7,226	7,226	0
	斎場等	4	5,567	5,567	0
	その他	19	8,876	8,876	0
公共施設全体		419	962,410	912,365	50,045

※市所有は行政財産及び普通財産の施設を、民間等は民間建物及び区分所有の施設を記載しています。

※複合施設で施設専有の延床面積が把握できない場合は、建物を所管している施設の延床面積に計上しています。

(例：おやこ DE 広場ゆうまつどは、建物を所管している男女共同参画センターの延床面積に計上)

(2) 平成 31 年 4 月 1 日現在 (松戸市公共施設個別施設計画の初年度対象施設)

表 参-2 公共施設の施設数と延床面積 ※内容を精査し、数値を修正しています。

大分類	中分類	施設数		延床面積 (m ²)		
		市所有	民間等	市所有	民間等	
行政サービス施設	本庁舎	6	2	4	28,626.86	23,521.10
	支所	9	5	4	3,213.56	1,840.70
	消防施設	54	54	0	21,618.04	21,618.04
	その他行政サービス	9	6	3	13,062.49	7,264.56
集会施設	市民センター	17	16	1	19,030.05	17,612.05
	その他集会施設	2	2	0	3,313.25	3,313.25
文化施設	図書館	22	20	2	5,213.97	4,732.97
	社会教育施設	5	4	1	5,534.16	3,861.93
	ホール・劇場	3	3	0	37,245.59	37,245.59
	博物館等	5	5	0	7,073.83	7,073.83
教育施設	小学校	45	45	0	304,919.19	304,919.19
	中学校	20	20	0	178,320.79	178,320.79
	高等学校	1	1	0	16,513.08	16,513.08
	その他教育施設	2	2	0	6,434.00	6,434.00
児童施設	放課後児童クラブ	45	44	1	5,333.69	5,165.40
	保育所	17	16	1	15,088.02	14,037.72
	その他児童施設	16	10	6	2,097.58	1,083.15
福祉施設	高齢者対象施設	7	6	1	4,412.01	4,318.12
	身体障害者対象施設	3	3	0	8,033.13	8,033.13
保健・医療施設	病院施設	11	10	1	69,696.08	69,601.88
	保健センター	4	3	1	6,087.00	4,975.66
スポーツ施設	体育館等	8	8	0	30,191.20	30,191.20
	競技場・球場	3	3	0	3,759.61	3,759.61
	プール	2	2	0	1,967.48	1,967.48
公園施設	公園管理施設等	12	12	0	3,168.76	3,168.76
住宅施設	市営住宅	24	17	7	103,613.33	84,254.59
環境施設	クリーンセンター	5	5	0	43,904.46	43,904.46
	資源リサイクルセンター	2	2	0	1,660.30	1,660.30
	処分場	1	1	0	96.46	96.46
その他施設	自転車駐車場	16	14	2	14,176.36	13,109.84
	自動車駐車場	1	1	0	7,226.40	7,226.40
	斎場等	5	5	0	4,407.46	4,407.46
	その他	26	25	1	10,930.54	10,720.54
公共施設全体		408	372	36	985,968.73	945,953.24
						40,015.49

※市所有は行政財産及び普通財産の施設を、民間等は民間建物及び区分所有の施設を記載しています。

※平成 27 年 4 月 1 日現在から、施設分類等の見直しを行っています。

(3) 令和4年4月1日現在

表 参-3 公共施設の施設数と延床面積

※内容を精査し、数値を修正しています。

大分類	中分類	施設数		延床面積 (m ²)	
		市所有	民間等	市所有	民間等
行政サービス施設	本庁舎	6	2	4	28,626.86
	支所	9	5	4	3,587.26
	消防施設	53	53	0	20,753.58
	その他行政サービス	9	5	4	12,720.77
集会施設	市民センター	17	15	2	18,938.88
	その他集会施設	2	2	0	3,313.25
文化施設	図書館	22	19	3	6,033.62
	社会教育施設	5	4	1	5,434.16
	ホール・劇場	3	3	0	37,245.59
	博物館等	5	5	0	7,002.52
教育施設	小学校	45	45	0	305,284.86
	中学校	20	20	0	179,590.61
	高等学校	1	1	0	16,513.08
	その他教育施設	2	2	0	6,434.00
児童施設	放課後児童クラブ	45	44	1	6,049.35
	保育所	18	17	1	15,626.28
	その他児童施設	23	13	10	3,154.25
福祉施設	高齢者対象施設	7	6	1	4,412.01
	身体障害者対象施設	2	2	0	6,643.13
保健・医療施設	病院施設	9	8	1	68,239.45
	保健センター	4	3	1	6,087.00
スポーツ施設	体育館等	8	8	0	30,314.22
	競技場・球場	3	3	0	3,759.61
	プール	2	2	0	1,967.48
公園施設	公園管理施設等	12	12	0	3,168.76
住宅施設	市営住宅	24	17	7	104,025.73
環境施設	クリーンセンター	5	5	0	40,614.41
	資源リサイクルセンター	2	2	0	1,660.30
	処分場	1	1	0	96.46
その他施設	自転車駐車場	16	14	2	14,176.36
	自動車駐車場	1	1	0	7,226.40
	斎場等	5	5	0	4,407.46
	その他	28	27	1	12,963.97
公共施設全体		414	371	43	986,071.67
					943,904.31
					42,167.36

※市所有は行政財産及び普通財産の施設を、民間等は民間建物及び区分所有の施設を記載しています。

3. インフラ施設の内訳

(1) 平成 27 年 4 月 1 日現在

表 参-4 インフラの施設数

施設分類		数量	備考
公園	遊具のある公園緑地	288 箇所	
	ブランコ	210 基	
	鉄棒	142 基	
	滑り台	212 基	
	ジャングルジム	42 基	
	グローブジャングル	5 基	
	シーソー	29 基	
	ラダー	11 基	
	ハン登棒	13 基	
	スプリング遊具	88 基	
	複合遊具	35 基	
	アスレチック遊具	33 基	
	石山、人口的な築山	3 基	
	その他遊具	13 基	
	健康遊具	55 基	
	砂場	230 基	
	計	1,121 基	
道路	本数	5,166 本	※横断歩道橋等を含む
	総延長	1,128,139m	
	橋梁	337 橋	
河川	市内河川	6,958m	
	都市水路・雨水管等	551,654m	
	排水機場	5 箇所	
	雨水貯留池	42 箇所	
上水道	総延長	小金地区	※松戸市水道の給水区域は小金地区と常盤平地区
		常盤平地区	
		計	
		160,905.8m	
		54,769.1m	
		215,674.9m	
下水道	管路	1,186,031m	※廃止施設は除く
	中継ポンプ	3 箇所	
	マンホールポンプ	96 箇所	
	下水道終末処理場	1 箇所	
	雨水ポンプ場	1 箇所	
	雨水貯留池	2 箇所	
	地域排水ポンプ（雨水）	67 箇所	

(2) 平成 31 年 4 月 1 日現在

表 参-5 インフラの施設数

施設分類		数量
公園		417 箇所
道路	道路実延長	1,127 km
	橋梁（横断歩道橋含む）	338 橋
	カルバート	6 箇所
	法面	111 箇所
	道路照明	約 3,200 基
	道路標識	約 2,000 基
河川	市内河川	6,958m
	都市水路・雨水管等	199,013m
	雨水貯留池	46 箇所
	排水機場	6 箇所
上水道	庁舎	720.17 m ²
	管路（導水管・配水管）	216,054.5m
	浄水場（休止済施設含む）	3 箇所
	配水場	1 箇所
下水道	管路	1,382,409m
	中継ポンプ	3 箇所
	マンホールポンプ	99 箇所
	下水道終末処理場（廃止済施設含む）	2 箇所
	雨水ポンプ場	1 箇所
	雨水貯留池	2 箇所
	地域排水ポンプ（雨水）	69 箇所

※各種個別施設計画（長寿命化計画）等の対象施設との整合を図り、平成 27 年 4 月 1 日現在から、施設分類等の見直しを行っています。

(3) 令和4年4月1日現在

表 参-6 インフラの施設数

施設分類		数量
公園		423箇所
道路	道路実延長	1,128 km
	橋梁（横断歩道橋含む）	338橋
	カルバート	6箇所
	法面	111箇所
	道路照明	約3,200基
	道路標識	約2,000基
河川	市内河川	6,958m
	都市水路・雨水管等	199,013m
	雨水貯留池	44箇所
	排水機場	6箇所
上水道	庁舎	720.17 m ²
	管路（導水管・配水管）	215,879.98m
	浄水場（休止済施設含む）	3箇所
	配水場	1箇所
下水道	管路	1,418,607m
	中継ポンプ	3箇所
	マンホールポンプ	101箇所
	下水道終末処理場（廃止済施設含む）	2箇所
	雨水ポンプ場	1箇所
	雨水貯留池	2箇所
	地域排水ポンプ（雨水）	69箇所

4. 長寿命化の基本的な考え方（公共施設）

(1) 老朽化した施設の長寿命化への展開

長寿命化の目的は、財政負担の平準化を図り、公共施設に求められる機能や性能を確保することです。今後は、施設をより長期に渡って使用することを基本として、施設の構造、使用年数、改修状況及び周辺施設の状況等を考慮しながら長寿命化に向けた改修を行います。

長寿命化に向けた改修では、建築物を構成する各種部位を修繕するだけでなく、耐久性を高めることに加え、省エネルギー化やバリアフリー化等の社会的要水準の高まりにも対応していきます。

(2) 対象とする施設

長寿命化の対象とする施設は、原則、1981年（昭和56年）の新耐震基準以後に建築された施設とします。ただし、新耐震基準より前に建築された施設であっても、耐震性が確保されている施設で構造躯体の健全性が確認された施設は、長寿命化の対象とします。

(3) 目標使用年数の設定

長寿命化とは、老朽化した建築物の耐用年数を延ばすことをいいます。これまで鉄筋コンクリート造などの建物の耐用年数は60年していましたが、長寿命化対策を実施する建築物については、「建築物の耐久計画に関する考え方」((社)日本建築学会)などを参考に目標使用年数を80年以上に設定します。

ただし、市営住宅については、公営住宅法において建築物の耐用年限が定められているため、目標年数を70年とします。

表 参-7 目標使用年数の設定

構 造	耐用年数	目標使用年数 (長寿命化対策を実施する施設)
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造	60年	80年以上 ※市営住宅は除く



図 参-1 長寿命化改修を実施した施設（八柱市民センター）

5. 有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却資産（土地や物品を除く）の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を示すもので、公共施設等の老朽度を把握する指標の1つになります。

ただし、老朽化した建築物の耐用年数を伸ばすこと目的とした長寿命化対策の効果を反映させるものではないため、この比率が高いことが直ちに公共施設等の建替え（更新）の必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示すものではありません。

表 参-8 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
減価償却率	66.6%	66.7%	67.3%	68.3%	68.8%

※松戸市「統一的な基準による財務書類（令和 3 年度決算）」より作成しました。

※有形固定減価償却率の算出方法は以下のとおりです。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

6. 地域別の状況

公共施設の再編整備を検討する場合においては、地域別の人団動向に配慮する必要があることから、地域別の人団動向等について整理しました。最新の動向に注視しながら、検討を進めていく必要があります。

(1) 地域区分

地域の区分は、本計画の策定時に設定した本庁及び支所管区の9区分（本庁、常盤平、小金、小金原、六実、馬橋、新松戸、矢切、東部）を基本単位として整理しています。



図 参-2
地域区分

(2) 地域別の人口と将来動向

現時点において、総人口は令和20年まで現在の人口規模を維持する見込みですが、地域別では、約半分の地域で人口減少が見込まれます。東部地域及び本庁地域では、2割程度の人口増加が見込まれます。年齢3区別人口では、年少人口は本庁地域を除き人口減少が見込まれます。

表 参-9 地域別年齢3区別人口と将来動向

	人口			年少人口（0～14歳）			生産年齢人口（15～64歳）			老人人口（65歳以上）		
	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年	令和元年	令和10年	令和20年
本庁地域	139,840	155,057	163,173	16,447	17,298	17,674	91,151	99,426	97,530	32,242	38,333	47,969
	—	10.9	16.7	—	5.2	7.5	—	9.1	7.0	—	18.9	48.8
常盤平地域	90,480	87,334	82,611	9,830	8,461	7,639	54,357	49,589	42,333	26,293	29,284	32,639
	—	▲ 3.5	▲ 8.7	—	▲ 13.9	▲ 22.3	—	▲ 8.8	▲ 22.1	—	11.4	24.1
小金地域	43,540	44,991	45,876	5,031	4,872	4,786	27,623	27,340	25,933	10,886	12,779	15,157
	—	3.3	5.4	—	▲ 3.2	▲ 4.9	—	▲ 1.0	▲ 6.1	—	17.4	39.2
小金原地域	27,727	24,007	21,239	3,041	2,411	2,062	15,524	13,122	10,580	9,162	8,474	8,597
	—	▲ 13.4	▲ 23.4	—	▲ 20.7	▲ 32.2	—	▲ 15.5	▲ 31.8	—	▲ 7.5	▲ 6.2
六実地域	29,271	28,109	26,156	3,317	3,030	2,520	18,146	15,676	12,697	7,808	9,403	10,939
	—	▲ 4.0	▲ 10.6	—	▲ 8.7	▲ 24.0	—	▲ 13.6	▲ 30.0	—	20.4	40.1
馬橋地域	40,227	42,580	42,557	4,514	4,232	4,121	26,103	26,591	24,420	9,610	11,757	14,016
	—	5.8	5.8	—	▲ 6.2	▲ 8.7	—	1.9	▲ 6.4	—	22.3	45.8
新松戸地域	59,597	57,955	55,459	6,367	5,798	5,235	37,162	33,484	30,199	16,068	18,673	20,025
	—	▲ 2.8	▲ 6.9	—	▲ 8.9	▲ 17.8	—	▲ 9.9	▲ 18.7	—	16.2	24.6
矢切地域	27,784	22,167	22,086	3,471	2,356	2,290	17,459	13,562	12,712	6,854	6,249	7,084
	—	▲ 20.2	▲ 20.5	—	▲ 32.1	▲ 34.0	—	▲ 22.3	▲ 27.2	—	▲ 8.8	3.4
東部地域	39,901	45,565	47,911	6,344	5,300	5,398	25,317	29,871	29,070	8,240	10,394	13,443
	—	14.2	20.1	—	▲ 16.5	▲ 14.9	—	18.0	14.8	—	26.1	63.1
松戸市	498,367	507,765	507,068	58,362	53,755	51,727	312,842	308,659	285,472	127,163	145,351	169,869
	—	1.9	1.7	—	▲ 7.9	▲ 11.4	—	▲ 1.3	▲ 8.7	—	14.3	33.6

※各地域・各年、上段：人口（人）、下段：令和元年を基準とした増減率（%）を示します。

※令和元年については、住民基本台帳人口（9月末日現在）を記載しています。

※将来人口の推計に当たっては、松戸市総合計画における松戸市将来人口の展望と同じ条件で試算を行っています。

※端数処理をしているため、年齢区別人口の各地域の合計と松戸市全体とでは整合しない場合があります。

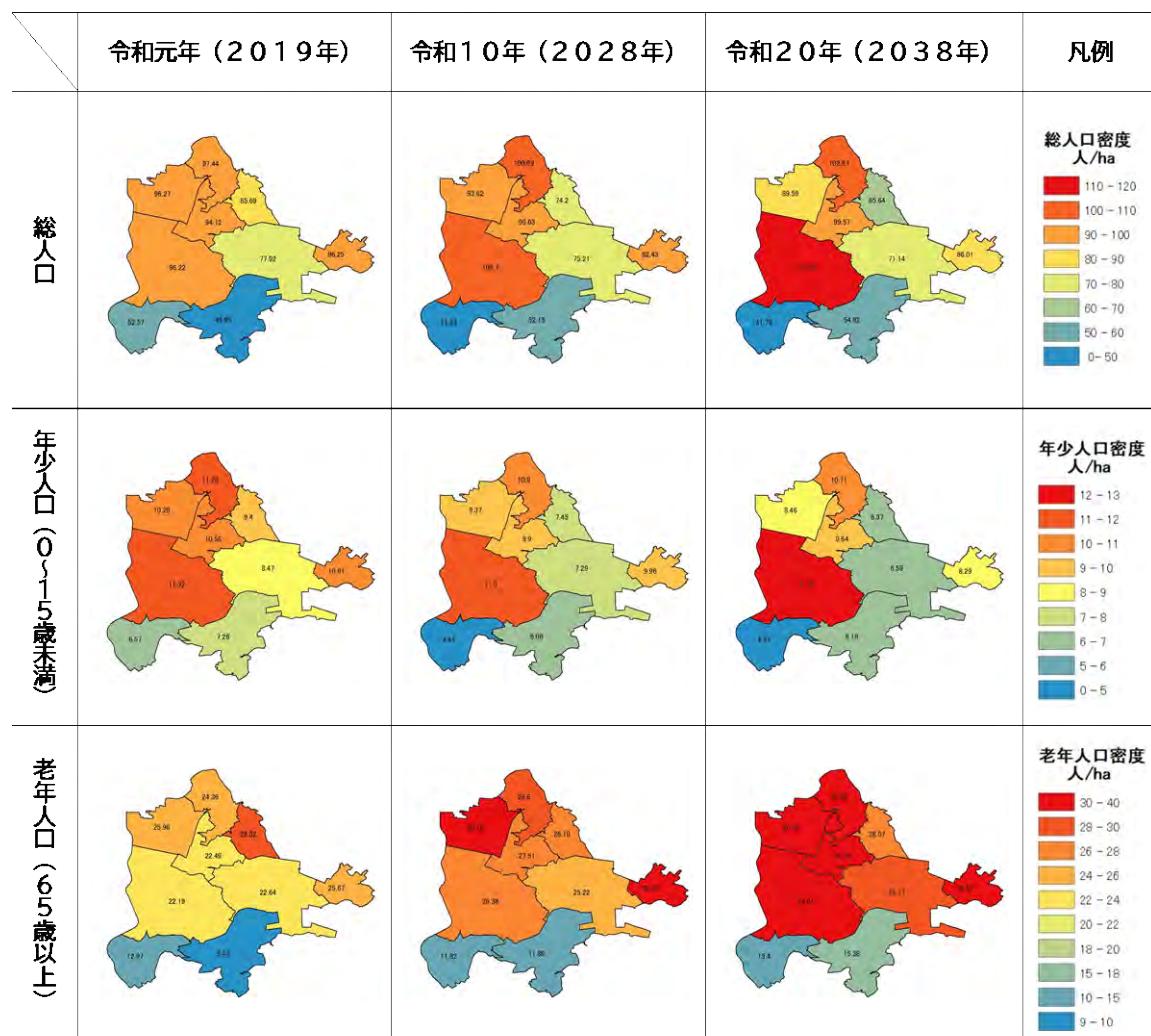
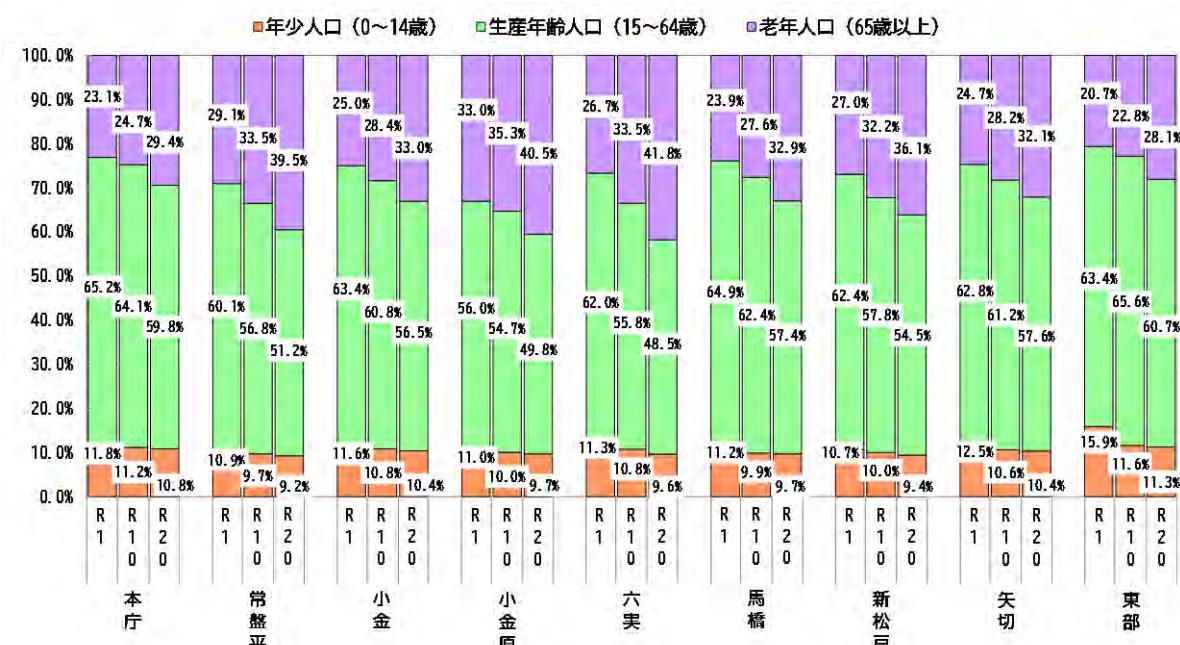


図 参-3 地域別人口と将来動向



※端数処理により四捨五入しているため合計は100でない場合があります。

図 参-4 地域別年齢3区分別人口割合と将来動向

(3) 地域別市民1人当たり延床面積の動向

公共施設の市民1人当たりの延床面積について、平成31年4月1日現在の公共施設面積がそのまま維持されることを前提とした場合、**地域別の人口動向に応じ、市民1人当たりの延床面積は、変化することが見込まれます。**本庁地域、小金地域、馬橋地域及び東部地域では、人口の増加が見込まれるため、市民1人当たりの延床面積は、令和元年から令和20年にかけて減少することが見込まれます。

また、対象地域を意識して地域別に配置した施設の市民1人当たりの延床面積も同様の傾向を示しています。

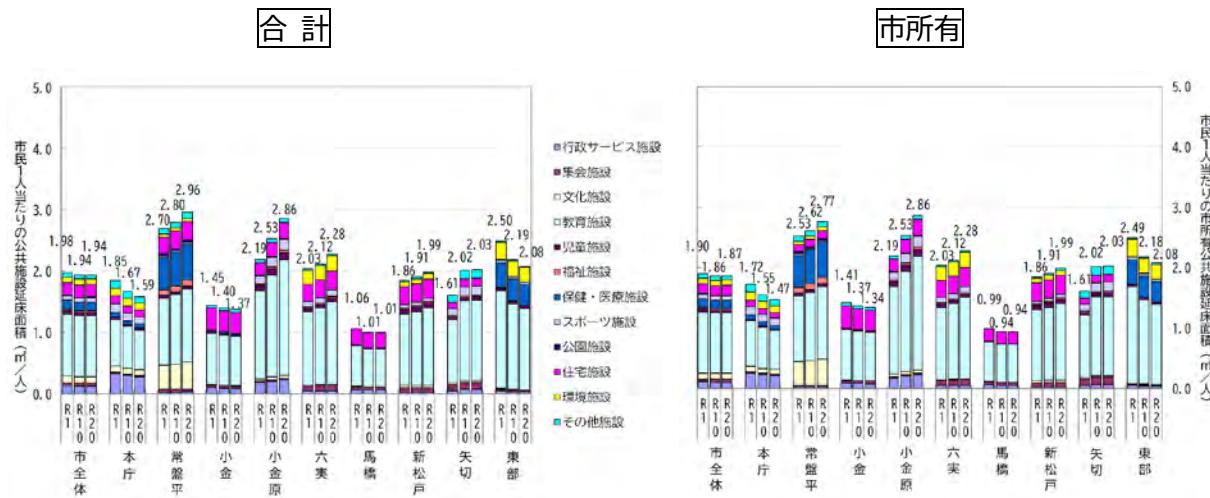


図 参-5 地域別市民1人当たり延床面積の動向

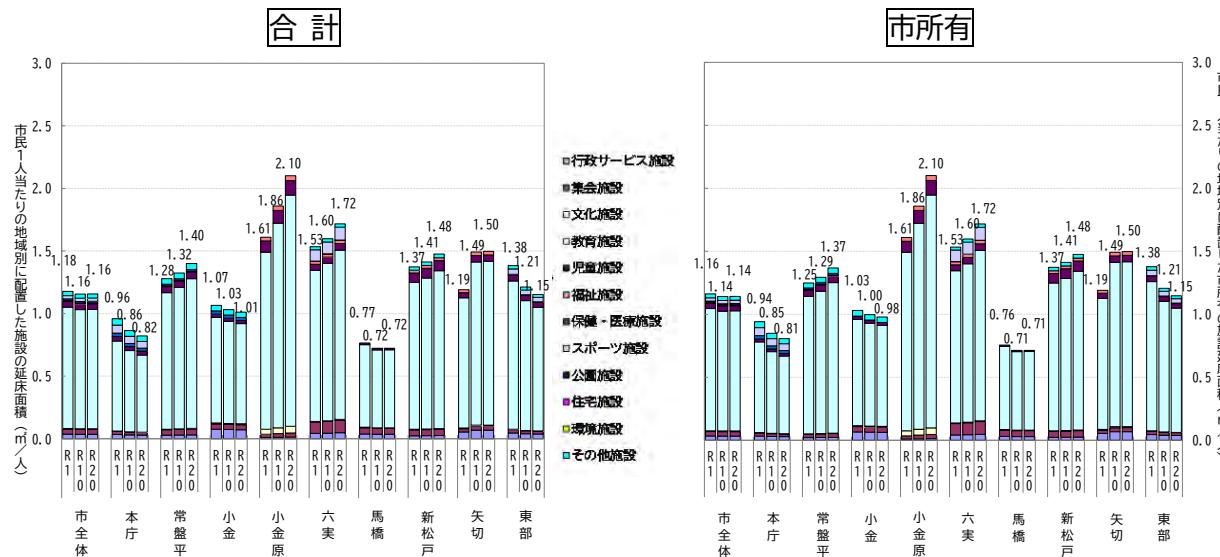


図 参-6 地域別市民1人当たり延床面積の動向 (対象地域を意識して地域別に配置した施設)

7. アンケート結果

市民ニーズを把握し、今後の公共施設再編の取組の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

(1) 利用者アンケート（抜粋）

実施方法：市民センター等の貸室機能のある施設（27 施設）の利用代表者に調査票を配布

回答者数：2,158 票 （図中の n=は回答数を表す）

実施期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月30日（水）

（一部施設のみ11月14日（月）～12月13日（火）で実施）

1) 利用者について

貸室利用者全体の男女別の内訳は、「男性」が 26.4%、「女性」が 73.2%となっており、女性の利用者が多い傾向にある。

アンケートに回答した利用代表者の年齢は、「70代」が 37.8%と最も多く、50代以上が 8割以上を占めている。

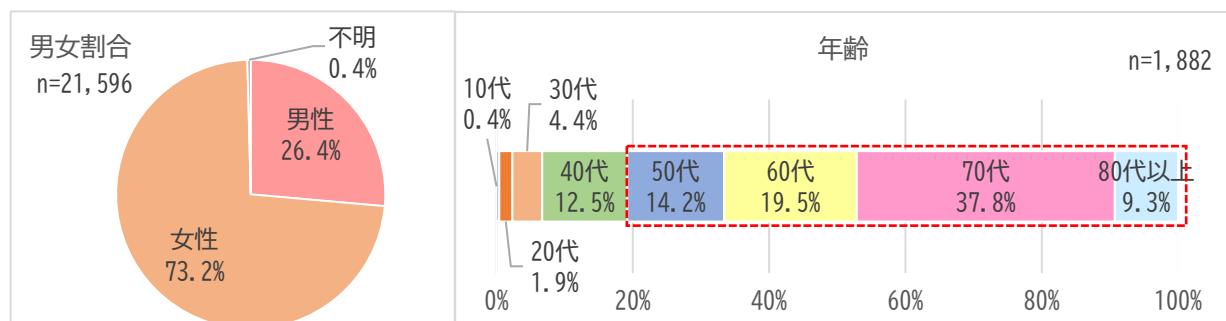


図 参-7 利用者の属性について

施設までの主な交通手段は「車（送迎を含む）」が 35.8%と最も多く、次いで「徒歩」が 29.9%、「自転車」が 18.8%となっている。また、移動時間は「15分以下」が 46.1%と最も多く、施設の近隣に住む方の利用が多い傾向となっている。

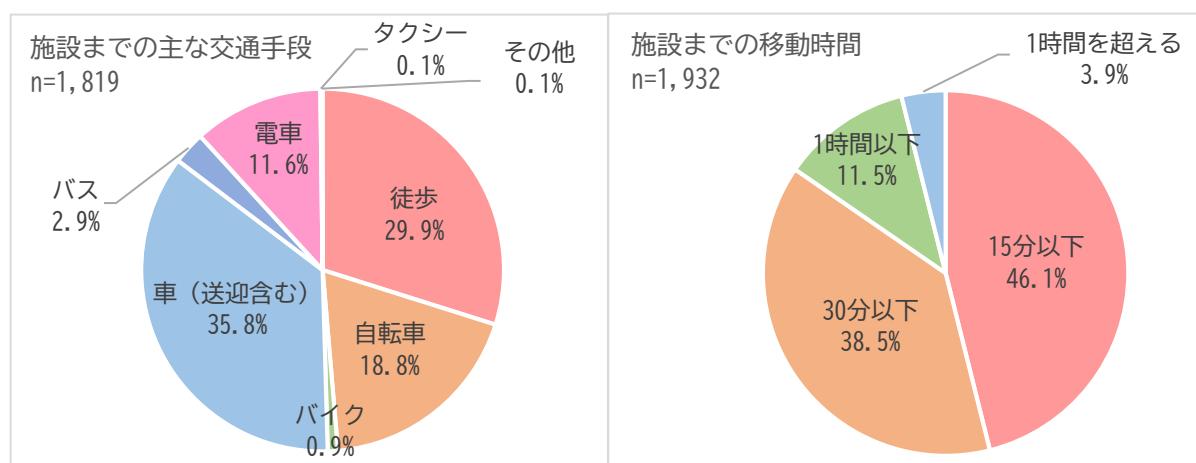


図 参-8 施設までの移動について

2)予約・利用状況について

貸室をよく利用する曜日は、「平日」が 63.6%と最も多い。

利用時間帯は、「13 時-15 時」が 29.7%と最も多く、9 時から 15 時までの比較的早い時間帯が約 7 割を占めている。

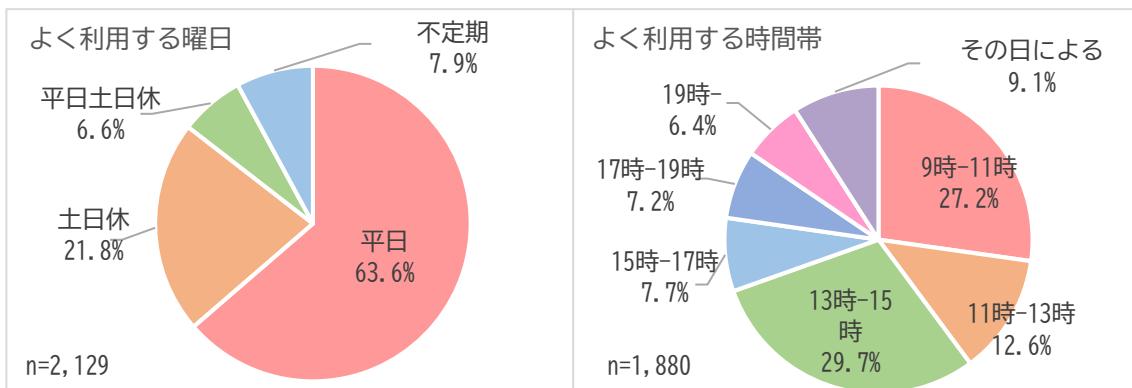


図 参-9 よく利用する曜日・時間帯について

利用目的については、「体を動かす活動」が 34.8%と最も多く、次いで「会議等」、「声や音を出す活動」となっており、諸室の本来の用途を超えて様々な活動に利用されている。

施設の利用頻度については、「月に数回」が 63.6%と最も多く、繰り返し貸室を利用している方が多い。

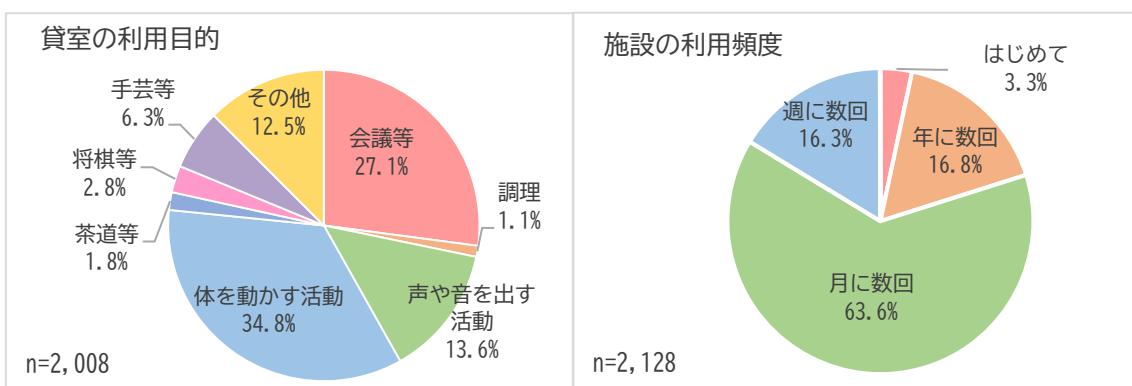


図 参-10 貸室の利用目的・利用頻度について

貸室の利用代表者の 76.9%が「予約は取りやすかった」と回答している。また、利用した貸室の広さについても 80.8%が「ちょうどいい」と回答していることから、貸室の部屋数や部屋の広さについては、現状を肯定する意見が多い。

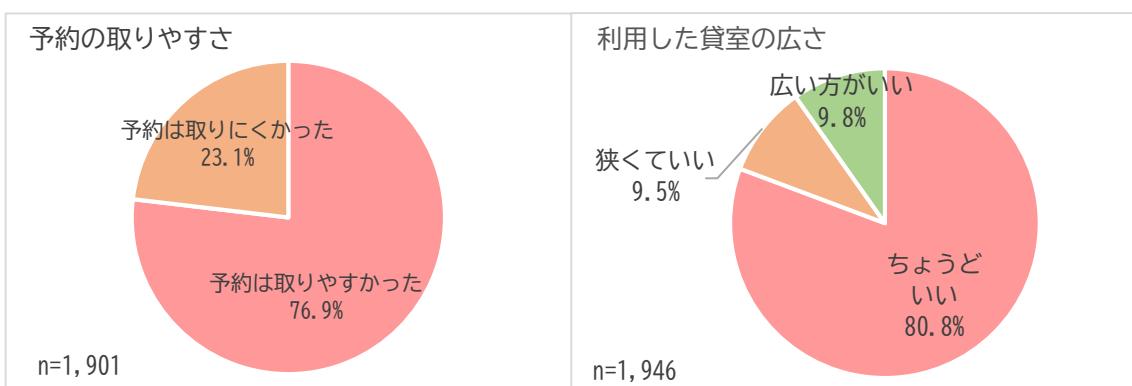


図 参-11 予約のとりやすさ・貸室の広さについて

3)諸室を利用するときに重要視することについて

貸室の利用代表者は、施設を利用するときに「近くにある」を最も重要視しており、次いで「利用可能な曜日や時間が活動と合う」となっている。

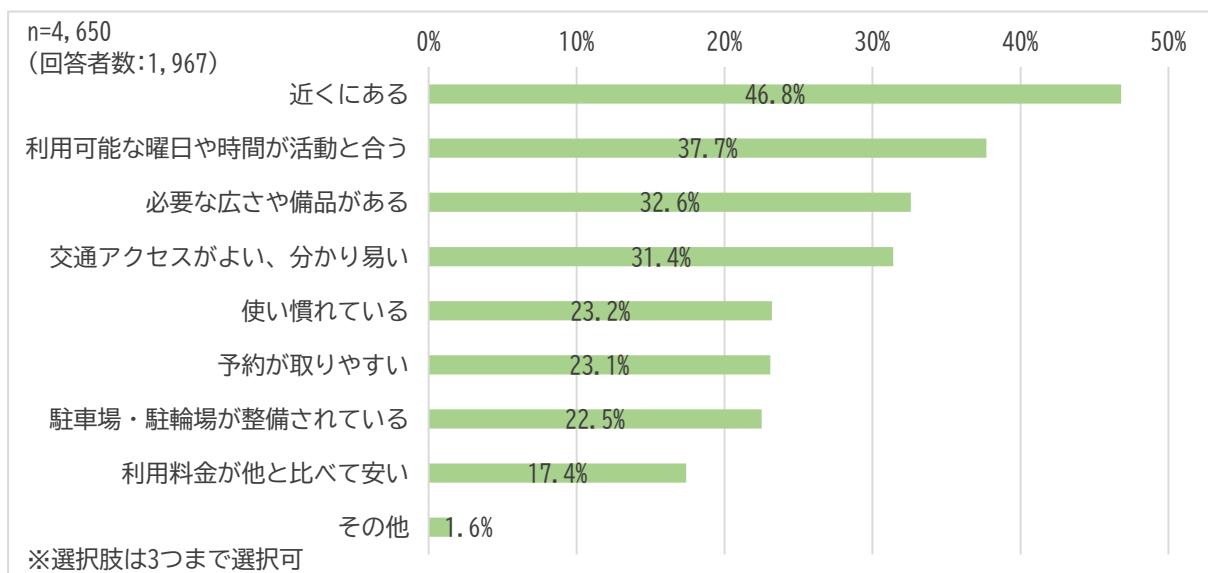


図 参-12 諸室を利用するときに重要視すること

(2)市民アンケート（抜粋）

実施方法：Webアンケート

（松戸市在住でアンケートサイトにモニター登録を行っている方に配信）

回答者数：1,100票

実施期間：令和4年12月5日（月）～令和4年12月7日（水）

（有効回答数が1,100票に達した時点で終了）

1)公共施設マネジメントの取組について

本市が取組んでいる公共施設マネジメントについては、84.8%が「知らなかった」と回答している。

情報をどのように発信すればよいか尋ねたところ、「広報まつど」が65.0%で最も多く、次いで「松戸市ホームページ」が64.4%となっている。

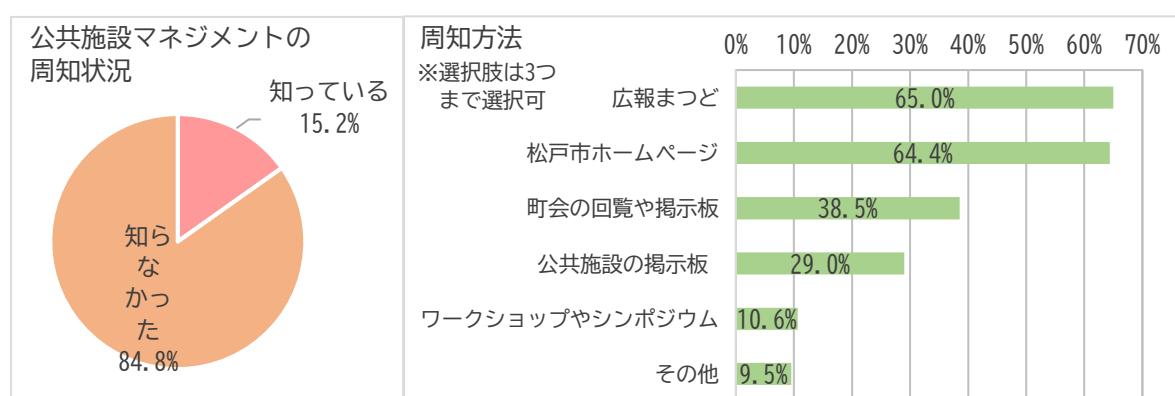


図 参-13 公共施設マネジメントの周知状況・周知方法

本市が必要と考えている公共施設マネジメントの取組について、「賛成である」と「どちらかといえば賛成である」の合計は74.0%で過半数の方が賛意を示している。また、平成26年度の調査と比較すると、賛成の割合が増加している。

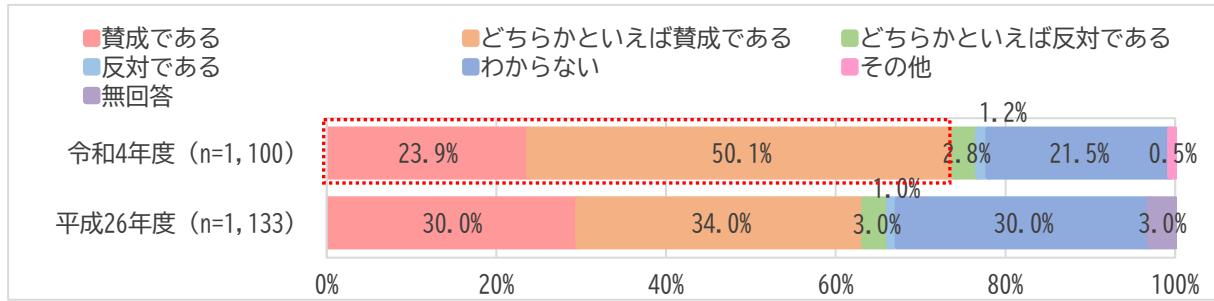


図 参-14 公共施設マネジメントの取組

2) 将来優先的に維持すべき施設、削減対象と考える施設について

今ある全ての公共施設を維持できなくなった場合に優先的に維持すべきと考える公共施設について、「教育施設」が58.1%で最も多く、次いで「支所」54.3%、「図書館」35.2%となっている。

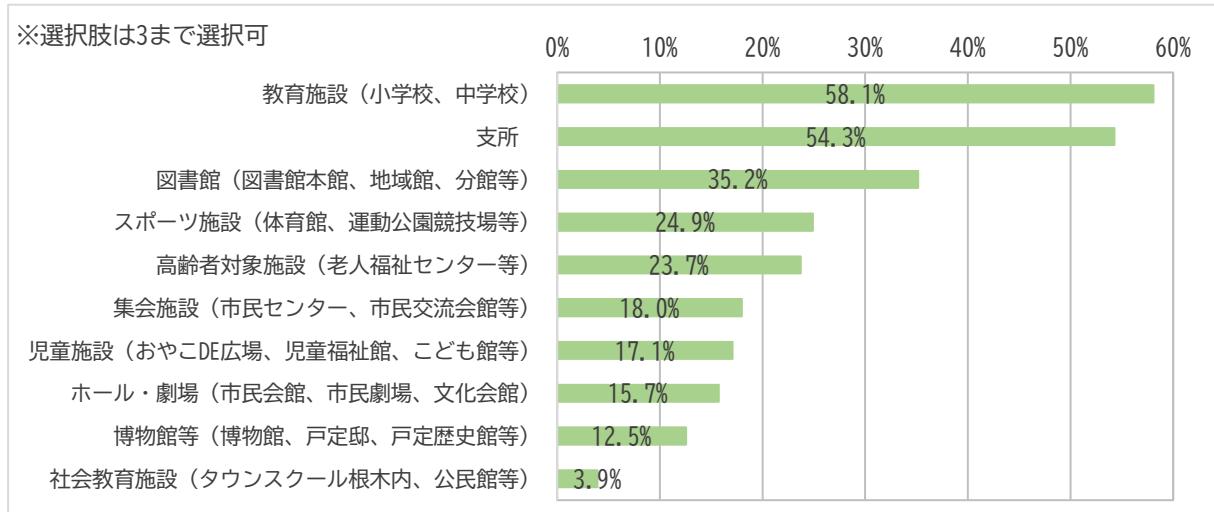


図 参-15 将来優先的に維持すべきと考える公共施設

公共施設の施設数を減らしていかなければならなくなってしまった場合に削減対象と考える施設について、「利用頻度や稼働率が低い（あまり利用されていない）」が72.2%で最も多い。

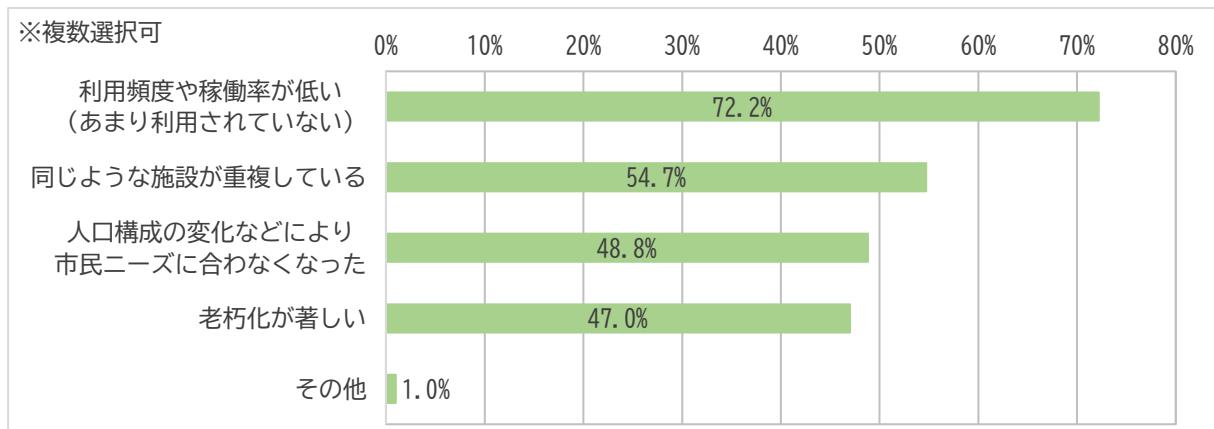


図 参-16 削減対象と考える公共施設

3)再編整備・財源確保の方法について

再編整備により維持管理費等の縮減を図る方法について、例示した全ての方法に対して「実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」合計が、過半数を超えており、**再編整備による維持管理費の縮減方法**として実施すべきである。

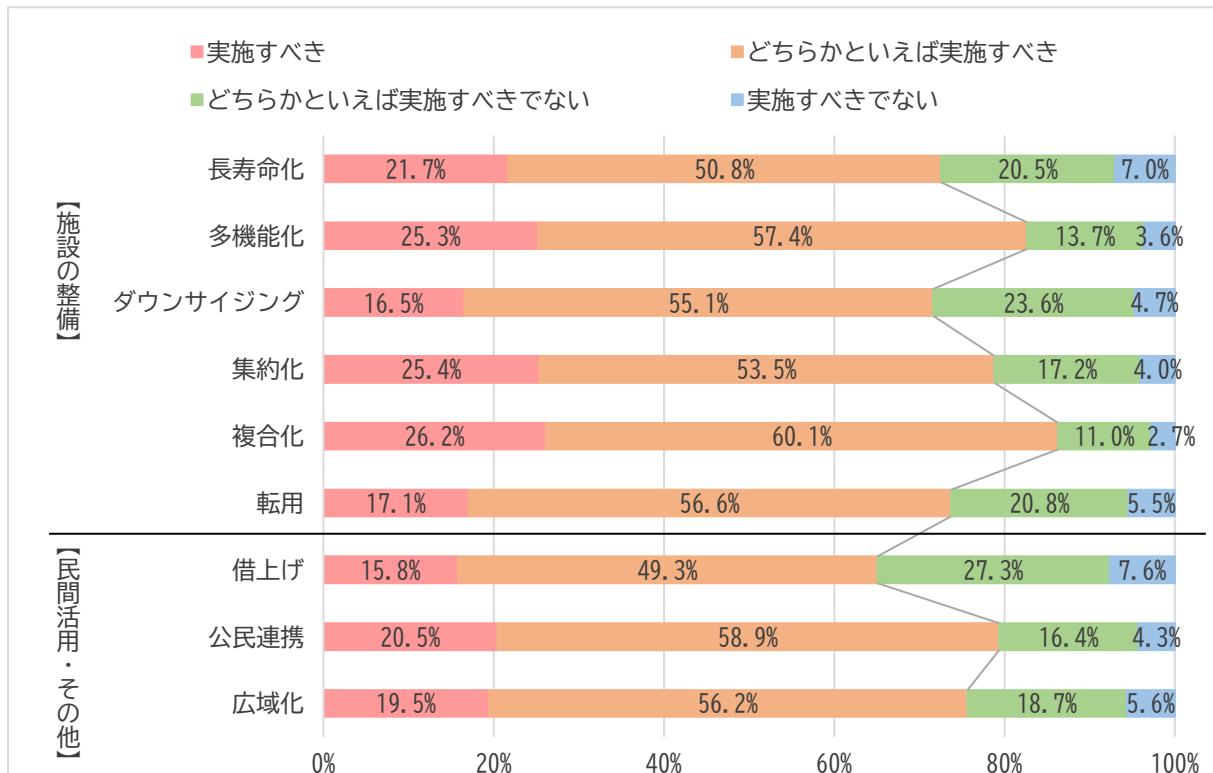


図 参-17 再編整備の方法

公共施設の維持管理のための財源確保の方法について、「実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」の合計をみると、「公的不動産の活用」が87.5%で最も高くなっています。次いで「受益者負担」が66.1%、「歳出配分の見直し」が52.0%となっています。

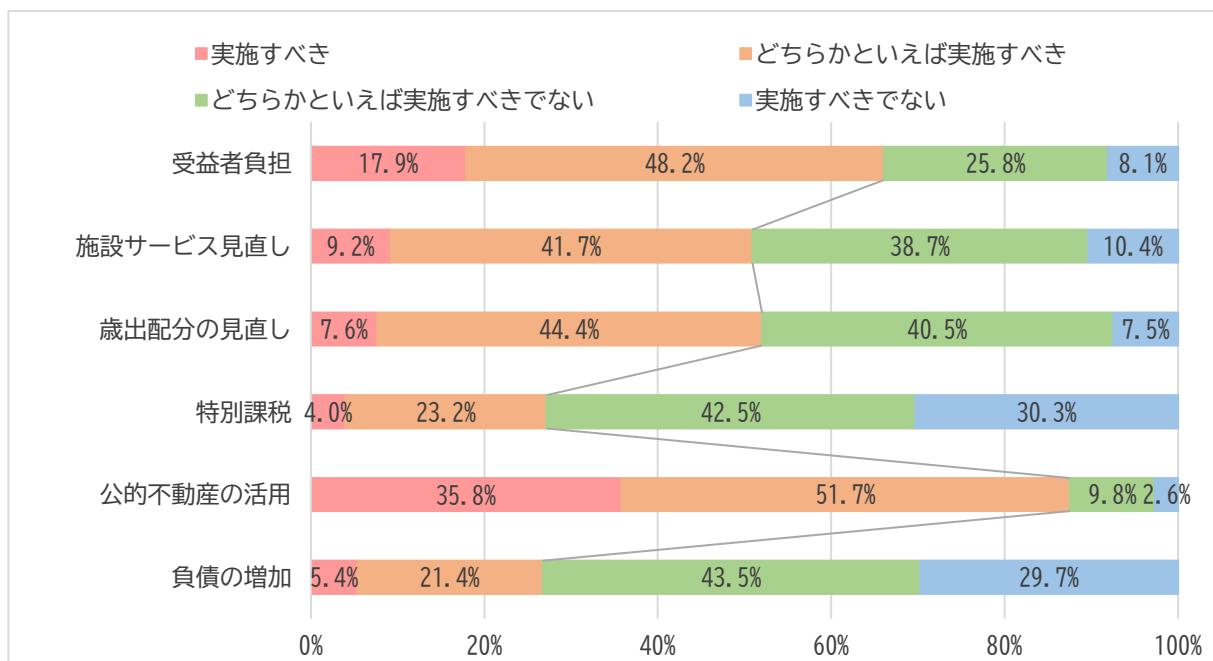


図 参-18 財源確保の方法

4) 公共施設の今後の運営について

公共施設の使用料について、「使用する照明や空調などの光熱水費や清掃・点検など維持管理にかかる費用を利用者が応分に負担するべきである(50%程度を負担)」が35.0%で最も多く、現状(10%程度)よりも多い費用負担額が適当とする回答が、約6割となっている。また、貸室を使ったことがある方に限ってみた場合でも、同様の傾向が見られた。

- 近隣の民間の同種の施設と同等程度は利用者が負担すべきである(100%+民間の利益相当分を負担)
- 公共施設の施設整備や維持管理、事業運営にかかる全ての費用を利用者が応分を負担すべきである(100%を負担)
- 使用する照明や空調などの光熱水費や清掃・点検など維持管理にかかる費用を利用者が応分を負担すべきである(50%程度を負担)
- 利用者が負担する費用は、これまでと同程度とすべきである
- よくわからない



図 参-19 適当と考える公共施設の使用料

公共施設の整備・管理運営に民間活力を導入することについて、「民間活力を積極的に活用した方がよい」が49.5%、「公共施設に関することは民間に任せず、全て市が負担していく方がよい」が7.9%となっており、民間活力の導入について賛意を示す方が多い。

しかし、平成26年度の調査と比較すると「民間活力を積極的に活用した方がよい」と回答した割合は減少し、「よくわからない」と回答した割合が増加している。

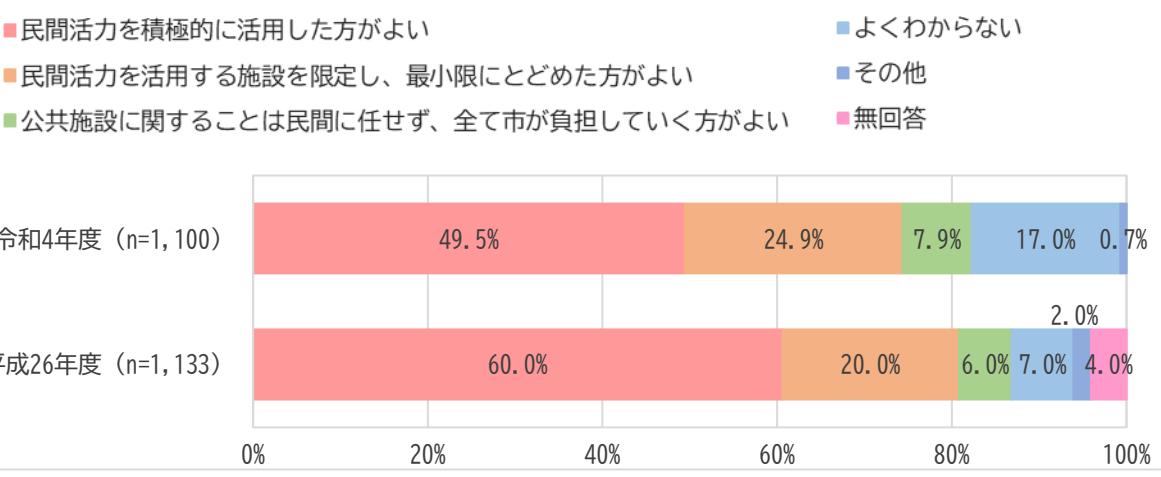


図 参-20 民間活力の導入

5)公共施設の利用頻度について

過去1年間の利用頻度について、手続き等で必要があって利用する市役所本庁と支所を除くと、利用頻度が最も高い（「1度も利用したことがない」が最も少ない）施設は図書館で、次いで児童施設となっている。利用頻度が最も低い施設は、高齢者対象施設で、利用対象者（60歳以上）のうち87.9%の方が、「1度も利用したことがない」と回答している。

また、「1度も利用したことがない」理由について、全ての施設で「利用する機会や必要がない」が最も多く、利用しない理由の5割程度を占めている。

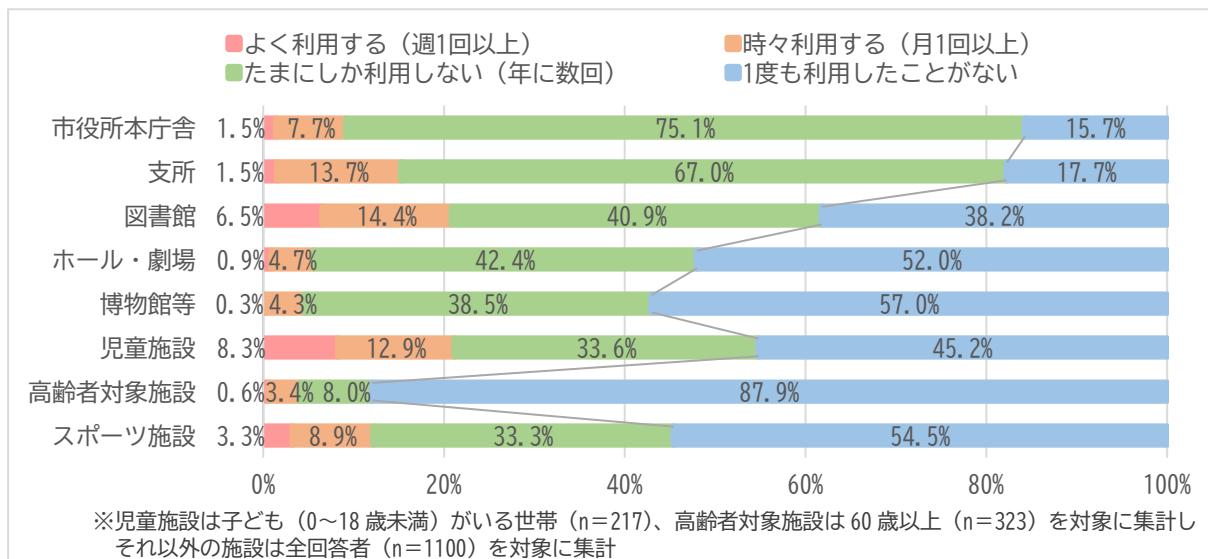


図 参-21 公共施設の利用頻度

6)公共施設の施設数について

公共施設の施設数については、利用者対象者が限られている高齢者対象施設や児童施設などで「よくわからない」とする回答が最も多かったが、「よくわからない」を除くと、全ての施設で、施設数は「普通である」との回答が最も多い。

施設数が「多いと思う」と回答したのは、どの施設も5%から8%程度で大きな差異は見られないが、「少ないと思う」は、施設の種類によって大きな差があり、図書館とスポーツ施設については「少ないと思う」の回答割合が高い。

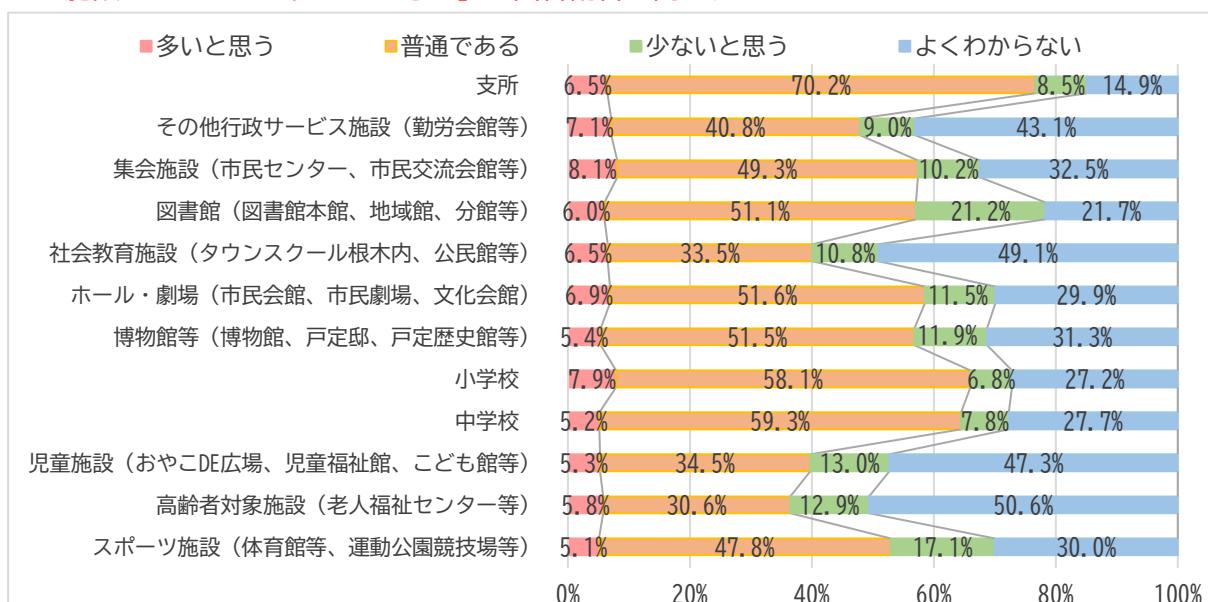


図 参-22 公共施設の施設数の満足度

7)貸室機能のある公共施設について

過去1年間の貸室機能のある公共施設の利用頻度について、全ての施設で約8割の方が、「1度も利用したことがない」と回答している。また、「1度も利用したことがない」理由について、全ての施設で「利用する機会や必要がない」が最も多く、利用しない理由の7割程度を占めている。

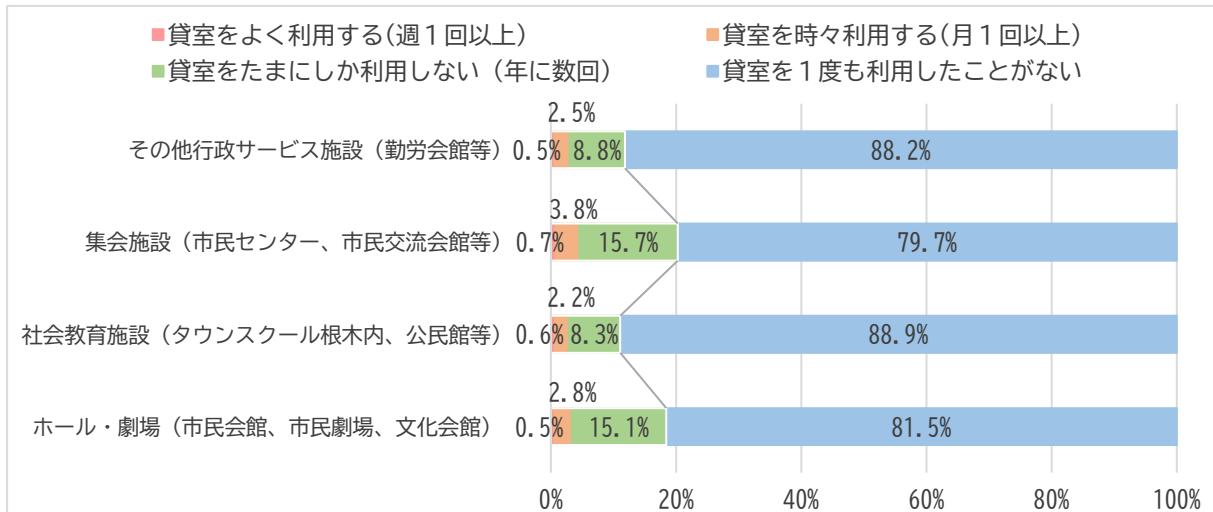


図 参-23 貸室機能のある公共施設の利用頻度

貸室機能を利用するときに重要視すること、利用したことが無い方はどのようなことが改善されれば利用したいと思うか尋ねたところ、「交通アクセスがよい、場所が分かりやすい」や「近くにある」といった施設へのアクセス性を重要視する回答が多い。これは、利用者アンケートでも同様の傾向が見られている。

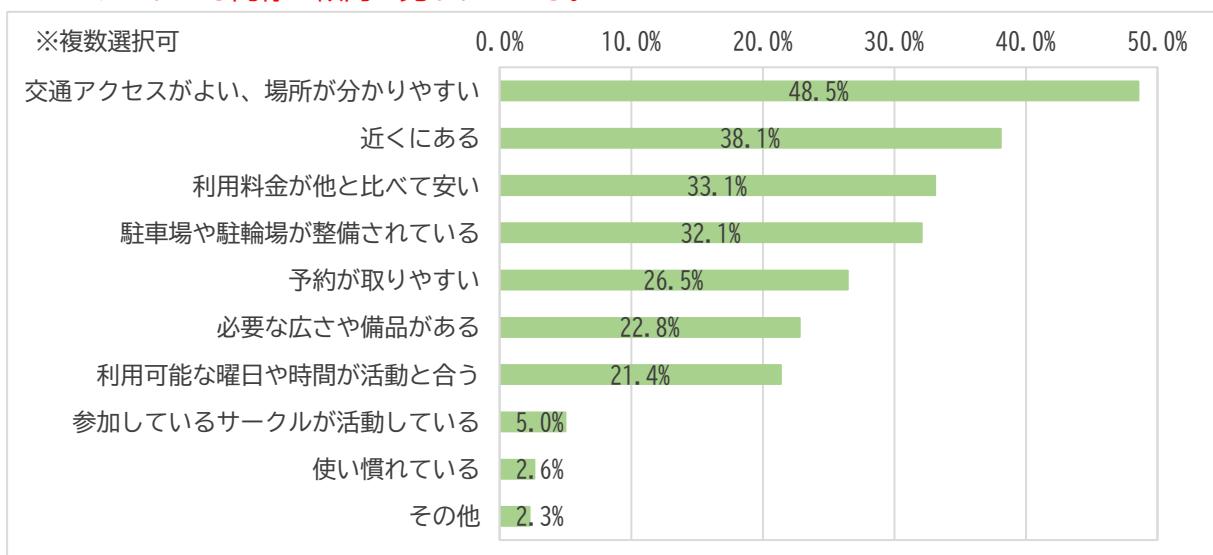


図 参-24 貸室機能を利用するときに重要視すること

8. 公共施設の一覧（令和4年4月1日現在）

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
1	行政サービス施設	本庁舎	市役所庁舎	1959	63
2			市役所庁舎(衛生会館)	1976	46
3			市役所庁舎(京葉ガスビル)	-	-
4			市役所庁舎(京葉ガス第2ビル)	-	-
5			市役所庁舎(共用物品倉庫、詰所、体育館)	1978	44
6			市役所庁舎(クミアイビル)	-	-
7		支所	常盤平支所	1972	50
8			小金支所	1993	29
9			小金原支所	1976	46
10			六実支所	1979	43
11			馬橋支所	-	-
12			新松戸支所	1981	41
13			矢切支所	1982	40
14			東松戸支所(東部支所)	2021	1
15			行政サービスセンター	-	-
16	消防施設	消防局	消防局	1982	40
17			中央消防署	2018	4
18			西口消防署	1983	39
19			二十世紀が丘消防署	1972	50
20			小金消防署	2012	10
21			馬橋消防署	1977	45
22			大金平消防署	1992	30
23			八ヶ崎消防署	1996	26
24			五香消防署	2002	20
25			六実消防署	1979	43
26		東部消防署	東部消防署	1985	37
27			南花島消防センター(1分団)	1993	29
28			上本郷消防センター(2分団)	2006	16
29			明消防センター(3分団)	2000	22
30			和名ヶ谷消防センター(4分団)	1994	28
31			本町消防センター(5分団)	1992	30
32			小山消防センター(6分団)	1992	30
33			栄町消防センター(7-1分団)	1993	29
34			古ヶ崎新田消防センター(7-2分団)	1994	28
35			古ヶ崎消防センター(7-3分団)	1999	23
36			馬橋消防センター(8分団)	1998	24
37			中根消防センター(9-1分団)	1994	28
38			新作消防センター(9-2分団)	2002	20

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
23,205.60	SRC 造	市所有	本庁	市域全体
1,233.62	RC 造	区分所有	本庁	市域全体
1,732.88	SRC 造	借用	本庁	市域全体
1,093.90	SRC 造	借用	本庁	市域全体
315.50	軽量 S 造	市所有	本庁	市域全体
1,045.36	RC 造	借用	本庁	市域全体
628.17	RC 造	区分所有	常盤平	地域
406.10	SRC 造	区分所有	小金	地域
163.00	RC 造	市所有	小金原	地域
325.00	RC 造	市所有	六実	地域
267.07	RC 造	借用	馬橋	地域
344.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
469.28	RC 造	市所有	矢切	地域
913.12	S 造	市所有	東部	地域
71.52	SRC 造	借用	本庁	市域全体
4,358.27	RC 造	市所有	本庁	市域全体
3,316.33	RC 造	市所有	本庁	地域
895.70	RC 造	市所有	本庁	地域
882.47	RC 造	市所有	矢切	地域
1,775.61	RC 造	市所有	小金	地域
894.71	RC 造	市所有	新松戸	地域
896.03	RC 造	市所有	小金	地域
899.99	RC 造	市所有	馬橋	地域
1,589.45	RC 造	市所有	常盤平	地域
865.50	RC 造	市所有	六実	地域
881.46	RC 造	市所有	東部	地域
61.36	S 造	市所有	本庁	地域
59.76	S 造	市所有	本庁	地域
57.74	S 造	市所有	本庁	地域
57.74	S 造	市所有	本庁	地域
44.50	S 造	市所有	本庁	地域
56.68	S 造	市所有	本庁	地域
59.09	S 造	市所有	本庁	地域
57.14	S 造	市所有	本庁	地域
57.74	S 造	市所有	本庁	地域
57.06	S 造	市所有	馬橋	地域
59.86	S 造	市所有	馬橋	地域
57.74	S 造	市所有	馬橋	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
39			三ヶ月消防センター(10分団)	2000	22
40			幸谷消防センター(11分団)	1992	30
41			旭町消防センター(12-1分団)	1996	26
42			新松戸消防センター(12-2分団)	2003	19
43			主水新田消防センター(13-1分団)	1997	25
44			八ヶ崎消防センター(14分団)	1997	25
45			小金原消防センター(15分団)	1994	28
46			根木内消防センター(16分団)	1997	25
47			ニツ木消防センター(17分団)	1993	29
48			小金消防センター(18分団)	2008	14
49			中金杉消防センター(19分団)	1999	23
50			大金平消防センター(20分団)	1993	29
51			金ヶ作消防センター(21分団)	1995	27
52			佐野消防センター(22分団)	1992	30
53			日暮消防センター(23分団)	2000	22
54			千駄堀消防センター(24分団)	1993	29
55			串崎南町消防センター(25分団)	2009	13
56			五香消防センター(26分団)	1989	33
57			六実消防センター(27分団)	1999	23
58			紙敷新田消防センター(28-1分団)	2004	18
59			秋山消防センター(28-2分団)	2001	21
60			高塚新田消防センター(29分団)	1994	28
61			紙敷中内消防センター(30分団)	1993	29
62			紙敷向消防センター(31分団)	1996	26
63			河原塚消防センター(32分団)	1998	24
64			中矢切消防センター(33分団)	1994	28
65			下矢切消防センター(34-1分団)	1993	29
66			栗山消防センター(34-2分団)	1998	24
67			大橋消防センター(35分団)	2015	7
68			消防訓練センター	1988	34
69	その他行政 サービス		勤労会館	1980	42
70			男女共同参画センター	1980	42
71			根木内東文書庫(校舎)	1978	44
72			松戸競輪場(事務所)	-	-
73			松戸市公設地方卸売市場南部市場	-	-
74			南花島建物	1979	43
75			六実駅周辺都市整備事業所	1982	40
76			パスポートセンター	-	-
77			松戸市マイナンバーカード交付センター	-	-

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
57.14	S 造	市所有	馬橋	地域
61.02	S 造	市所有	馬橋	地域
59.76	S 造	市所有	新松戸	地域
57.74	S 造	市所有	新松戸	地域
57.74	S 造	市所有	新松戸	地域
59.76	S 造	市所有	馬橋	地域
59.76	S 造	市所有	小金原	地域
57.58	S 造	市所有	小金原	地域
61.60	S 造	市所有	小金	地域
59.76	S 造	市所有	小金	地域
57.74	S 造	市所有	小金	地域
57.74	S 造	市所有	小金	地域
59.76	S 造	市所有	常盤平	地域
59.09	S 造	市所有	常盤平	地域
57.74	S 造	市所有	常盤平	地域
59.09	S 造	市所有	常盤平	地域
59.74	S 造	市所有	常盤平	地域
47.60	軽量 S 造	市所有	常盤平	地域
58.00	S 造	市所有	六実	地域
57.74	S 造	市所有	東部	地域
58.10	S 造	市所有	東部	地域
57.74	S 造	市所有	東部	地域
57.74	S 造	市所有	東部	地域
59.76	S 造	市所有	東部	地域
57.74	S 造	市所有	東部	地域
55.52	S 造	市所有	矢切	地域
57.74	S 造	市所有	矢切	地域
57.74	S 造	市所有	矢切	地域
61.16	S 造	市所有	東部	地域
1,122.31	SRC 造	市所有	馬橋	市域全体
1,164.59	RC 造	市所有	本庁	市域全体
1,050.89	RC 造	市所有	本庁	市域全体
3,752.10	RC 造	市所有	小金原	市域全体
125.00	S 造	借用	本庁	市域全体
5374.00	S 造	借用	本庁	市域全体
536.38	RC 造	市所有	本庁	市域全体
64.80	S 造	市所有	六実	市域全体
298.93	SRC 造	借用	本庁	市域全体
354.08	SRC 造	借用	本庁	市域全体

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
78	集会施設	市民センター	明市民センター	-	-
79			稔台市民センター	1974	48
80			古ヶ崎市民センター	1976	46
81			常盤平市民センター	1972	50
82			八柱市民センター	1988	34
83			小金市民センター	1978	44
84			小金北市民センター	1983	39
85			小金原市民センター	1976	46
86			六実市民センター	1979	43
87			五香市民センター	1977	45
88			松飛台市民センター	1984	38
89			馬橋東市民センター	1982	40
90			八ヶ崎市民センター	1991	31
91			新松戸市民センター	1981	41
92			馬橋市民センター	1976	46
93			二十世紀が丘市民センター	1985	37
94			東部市民センター	1973	49
95		その他 集会施設	まつど市民活動サポートセンター	1974	48
96			市民交流会館	2016	6
97	文化施設	図書館	図書館本館	1973	49
98			子ども読書推進センター	1971	51
99			図書館東松戸地域館	2021	1
100			図書館常盤平分館	1972	50
101			図書館小金原分館	1976	46
102			図書館小金分館	1978	44
103			図書館新松戸分館	1981	41
104			図書館明分館	-	-
105			図書館稔台分館	1974	48
106			図書館八柱分館	1988	34
107			図書館松飛台分館	1984	38
108			図書館五香分館	1977	45
109			図書館六実分館	1979	43
110			図書館古ヶ崎分館	1976	46
111			図書館馬橋分館	1976	46
112			図書館馬橋東分館	1982	40
113			図書館八ヶ崎分館	1991	31
114			図書館小金北分館	1983	39
115			図書館矢切分館	1975	47
116			図書館二十世紀が丘分館	1985	37
117			図書館和名ヶ谷分館	1995	27

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
891.30	S 造	借用	本庁	地域
1,575.24	RC 造	市所有	本庁	地域
921.38	RC 造	市所有	本庁	地域
1,418.00	RC 造	区分所有	常盤平	地域
688.16	RC 造	市所有	常盤平	地域
1,120.73	RC 造	市所有	小金	地域
695.33	RC 造	市所有	小金	地域
703.58	RC 造	市所有	小金原	地域
2568.47	RC 造	市所有	六実	地域
949.84	RC 造	市所有	常盤平	地域
843.10	RC 造	市所有	常盤平	地域
1,102.07	RC 造	市所有	馬橋	地域
905.39	RC 造	市所有	馬橋	地域
1,761.01	RC 造	市所有	新松戸	地域
1,045.57	RC 造	市所有	新松戸	地域
689.91	RC 造	市所有	矢切	地域
1,059.80	RC 造	市所有	東部	地域
1,906.08	RC 造	市所有	矢切	市域全体
1,407.17	S 造	市所有	新松戸	市域全体
1,881.36	RC 造	市所有	本庁	市域全体
651.00	RC 造	市所有	本庁	市域全体
933.97	S 造	市所有	東部	市域全体
178.00	RC 造	区分所有	常盤平	地域
188.00	RC 造	市所有	小金原	地域
275.00	RC 造	市所有	小金	地域
212.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
104.70	S 造	借用	本庁	地域
121.00	RC 造	市所有	本庁	地域
103.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
79.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
70.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
146.00	RC 造	市所有	六実	地域
78.62	RC 造	市所有	本庁	地域
66.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
96.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
93.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
79.00	RC 造	市所有	小金	地域
101.97	RC 造	市所有	矢切	地域
90.00	RC 造	市所有	矢切	地域
183.00	RC 造	市所有	本庁	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
118	社会教育施設		図書館倉庫	-	-
119			タウンスクール根木内	1976	46
120			矢切公民館	1975	47
121			松戸文化ホール	1973	49
122			青少年会館	1975	47
123			青少年会館樋野口分館	1989	33
124		ホール・劇場	市民会館	1964	58
125			市民劇場	1980	42
126			文化会館	1993	29
127	博物館等		戸定邸	1884	138
128			戸定歴史館	1990	32
129			旧斎藤邸	1901	121
130			松雲亭	1978	44
131			博物館	1992	30
132	教育施設	小学校	中部小学校	1971	51
133			東部小学校	1969	53
134			北部小学校	1966	56
135			相模台小学校	1967	55
136			南部小学校	1966	56
137			矢切小学校	1967	55
138			高木小学校	1965	57
139			高木第二小学校	1966	56
140			馬橋小学校	1965	57
141			小金小学校	1964	58
142			常盤平第一小学校	1959	63
143			常盤平第三小学校	1966	56
144			稔台小学校	1964	58
145			常盤平第二小学校	1964	58
146			上本郷小学校	1967	55
147			小金北小学校	1967	55
148			根木内小学校	1969	53
149			栗ヶ沢小学校	1969	53
150			松飛台小学校	1968	54
151			松ヶ丘小学校	1970	52
152			柿ノ木台小学校	1970	52
153			古ヶ崎小学校	1970	52
154			六実小学校	1970	52
155			八ヶ崎小学校	1971	51
156			梨香台小学校	1972	50
157			寒風台小学校	1971	51

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
303.00	RC 造	借用	本庁	市域全体
931.48	RC 造	市所有	小金原	地域
529.24	RC 造	市所有	矢切	市域全体
1,672.23	SRC 造	区分所有	本庁	市域全体
1,997.41	RC 造	市所有	新松戸	市域全体
303.80	RC 造	市所有	本庁	市域全体
5,556.87	RC 造	市所有	本庁	市域全体
1,698.99	SRC 造	市所有	本庁	市域全体
29,989.73	SRC 造	市所有	常盤平	市域全体
725.58	W 造	市所有	本庁	市域全体
489.17	RC 造	市所有	本庁	市域全体
187.59	W 造	市所有	東部	市域全体
153.45	W 造	市所有	本庁	市域全体
5,446.73	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
6,548.00	RC 造	市所有	本庁	地域
7,042.74	RC 造	市所有	東部	地域
7,802.00	RC 造	市所有	本庁	地域
7,143.00	RC 造	市所有	本庁	地域
5,921.00	RC 造	市所有	本庁	地域
6,906.00	RC 造	市所有	矢切	地域
5,930.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
8,071.00	RC 造	市所有	六実	地域
7,222.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
8,420.00	RC 造	市所有	小金	地域
6,049.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
6,616.40	RC 造	市所有	常盤平	地域
7,214.00	RC 造	市所有	本庁	地域
6,573.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
6,886.00	RC 造	市所有	本庁	地域
5,970.00	RC 造	市所有	小金	地域
7,452.00	RC 造	市所有	小金原	地域
7,935.00	RC 造	市所有	小金原	地域
7,710.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
5,343.10	RC 造	市所有	本庁	地域
7,055.00	RC 造	市所有	矢切	地域
7,699.00	RC 造	市所有	本庁	地域
5,759.00	RC 造	市所有	六実	地域
6,186.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
6,214.00	RC 造	市所有	東部	地域
5,813.00	RC 造	市所有	本庁	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
158			河原塚小学校	1973	49
159			和名ヶ谷小学校	1975	47
160			旭町小学校	1974	48
161			牧野原小学校	1974	48
162			貝の花小学校	1975	47
163			金ヶ作小学校	1975	47
164			馬橋北小学校	1975	47
165			殿平賀小学校	1976	46
166			横須賀小学校	1976	46
167			八ヶ崎第二小学校	1976	46
168			六実第二小学校	1976	46
169			新松戸南小学校	1977	45
170			松飛台第二小学校	1977	45
171			上本郷第二小学校	1968	54
172			大橋小学校	1980	42
173			六実第三小学校	1972	50
174			幸谷小学校	1982	40
175			新松戸西小学校	1986	36
176			東松戸小学校	2015	7
177	中学校		第一中学校	1965	57
178			第二中学校	1964	58
179			第三中学校	1967	55
180			第四中学校	1969	53
181			第五中学校	1972	50
182			第六中学校	1978	44
183			小金中学校	1979	43
184			常盤平中学校	1966	56
185			栗ヶ沢中学校	1969	53
186			六実中学校	1980	42
187			小金南中学校	1972	50
188			古ヶ崎中学校	1974	48
189			牧野原中学校	1976	46
190			河原塚中学校	1977	45
191			根木内中学校	1977	45
192			新松戸南中学校	1978	44
193			金ヶ作中学校	1980	42
194			和名ヶ谷中学校	1981	41
195			旭町中学校	1984	38
196			小金北中学校	1989	33
197	高等学校		市立松戸高等学校	1975	47

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
5,988.00	RC 造	市所有	東部	地域
7,013.00	RC 造	市所有	本庁	地域
8,391.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
8,325.50	RC 造	市所有	常盤平	地域
7,014.00	RC 造	市所有	小金原	地域
5,085.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
7,272.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
6,180.00	RC 造	市所有	小金	地域
7,330.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
5,641.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
5,184.00	RC 造	市所有	六実	地域
7,001.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
5,769.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
5,819.75	S 造	市所有	本庁	地域
5,906.00	RC 造	市所有	矢切	地域
6,358.70	RC 造	市所有	六実	地域
6,086.67	RC 造	市所有	馬橋	地域
6,858.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
10,582.00	RC 造	市所有	東部	地域
9,591.00	RC 造	市所有	本庁	地域
9,022.00	RC 造	市所有	矢切	地域
8,675.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
9,495.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
8,824.40	RC 造	市所有	東部	地域
10,730.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
10,007.11	RC 造	市所有	新松戸	地域
10,605.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
9,104.00	RC 造	市所有	小金原	地域
9,980.00	RC 造	市所有	六実	地域
7,234.00	RC 造	市所有	小金	地域
9,220.00	RC 造	市所有	本庁	地域
8,067.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
9,878.82	RC 造	市所有	東部	地域
7,734.00	RC 造	市所有	小金原	地域
9,049.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
7,768.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
8,785.00	RC 造	市所有	本庁	地域
6,893.28	RC 造	市所有	新松戸	地域
8,928.00	RC 造	市所有	小金	地域
16,513.08	RC 造	市所有	東部	市域全体

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
198		その他 教育施設	旧古ヶ崎南小学校	1981	41
199			旧根木内東小学校(体育館、倉庫、プール)	1978	44
200	児童施設	放課後 児童クラブ	新松戸西放課後児童クラブ	2011	11
201			柿ノ木台放課後児童クラブ	1970	52
202			高木第二放課後児童クラブ	1976	46
203			六実放課後児童クラブ	1978	44
204			矢切放課後児童クラブ	1980	42
205			旭町放課後児童クラブ	1977	45
206			横須賀放課後児童クラブ	2021	1
207			寒風台放課後児童クラブ	1981	41
208			金ヶ作放課後児童クラブ	1975	47
209			栗ヶ沢放課後児童クラブ	1974	48
210			古ヶ崎放課後児童クラブ	1978	44
211			松ヶ丘放課後児童クラブ	2016	6
212			幸谷放課後児童クラブ	2020	2
213			梨香台放課後児童クラブ	1979	43
214			高木放課後児童クラブ	1975	47
215			根木内放課後児童クラブ	1976	46
216			貝の花放課後児童クラブ	1975	47
217			小金放課後児童クラブ	1976	46
218			小金北放課後児童クラブ	1972	50
219			北部放課後児童クラブ	1975	47
220			松飛台第二放課後児童クラブ	1981	41
221			松飛台放課後児童クラブ	1973	49
222			上本郷第二放課後児童クラブ	2002	20
223			上本郷放課後児童クラブ	1975	47
224			常盤平第一放課後児童クラブ	1968	54
225			常盤平第二放課後児童クラブ	2014	8
226			新松戸南放課後児童クラブ	1984	38
227			稔台放課後児童クラブ	-	-
228			相模台放課後児童クラブ	2009	13
229			大橋放課後児童クラブ	2011	11
230			中部放課後児童クラブ	1971	51
231			殿平賀放課後児童クラブ	1976	46
232			東部放課後児童クラブ	2001	21
233			南部放課後児童クラブ	1979	43
234			馬橋放課後児童クラブ	1981	41
235			馬橋北放課後児童クラブ	1984	38
236			八ヶ崎第二放課後児童クラブ	1979	43
237			八ヶ崎放課後児童クラブ	1972	50

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
5,621.00	RC 造	市所有	本庁	市域全体
813.00	S 造	市所有	小金原	その他
114.80	軽量 S 造	市所有	新松戸	地域
75.00	RC 造	市所有	矢切	地域
85.35	RC 造	市所有	六実	地域
83.70	RC 造	市所有	六実	地域
86.90	RC 造	市所有	矢切	地域
81.10	RC 造	市所有	新松戸	地域
587.85	軽量 S 造	市所有	新松戸	地域
95.00	RC 造	市所有	本庁	地域
64.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
85.98	RC 造	市所有	小金原	地域
63.00	RC 造	市所有	本庁	地域
168.90	軽量 S 造	市所有	本庁	地域
380.48	S 造	市所有	馬橋	地域
98.00	RC 造	市所有	東部	地域
76.50	RC 造	市所有	常盤平	地域
159.35	RC 造	市所有	小金原	地域
84.50	RC 造	市所有	小金原	地域
65.63	RC 造	市所有	小金	地域
94.50	RC 造	市所有	小金	地域
76.50	RC 造	市所有	本庁	地域
99.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
63.00	RC 造	市所有	常盤平	地域
117.43	軽量 S 造	市所有	本庁	地域
94.00	RC 造	市所有	本庁	地域
95.35	RC 造	市所有	常盤平	地域
128.47	軽量 S 造	市所有	常盤平	地域
175.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
168.29	-	借用	本庁	地域
164.28	軽量 S 造	市所有	本庁	地域
81.00	軽量 S 造	市所有	矢切	地域
161.00	RC 造	市所有	本庁	地域
64.00	RC 造	市所有	小金	地域
100.88	軽量 S 造	市所有	東部	地域
63.75	RC 造	市所有	本庁	地域
164.13	RC 造	市所有	新松戸	地域
220.87	軽量 S 造	市所有	新松戸	地域
128.00	RC 造	市所有	馬橋	地域
126.00	RC 造	市所有	馬橋	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
238			東松戸放課後児童クラブ	2015	7
239			常盤平第三放課後児童クラブ	1976	46
240			牧野原放課後児童クラブ	1975	47
241			六実第三放課後児童クラブ	1972	50
242			六実第二放課後児童クラブ	2009	13
243			和名ヶ谷放課後児童クラブ	2006	16
244			河原塚放課後児童クラブ	2017	5
245	保育所		梨香台保育所	1973	49
246			二十世紀ヶ丘保育所	1977	45
247			松ヶ丘保育所	1978	44
248			北松戸保育所	-	-
249			八柱保育所	1976	46
250			牧の原保育所	1974	48
251			松飛台保育所	1979	43
252			六実保育所	1974	48
253			古ヶ崎保育所	1975	47
254			古ヶ崎第二保育所	1981	41
255			馬橋西保育所	1975	47
256			新松戸中央保育所	1979	43
257			新松戸南部保育所	1980	42
258			新松戸北保育所	1981	41
259			小金北保育所	1976	46
260			小金原保育所	1968	54
261			コアラ保育所	1972	50
262			ケヤキッズ保育園	2016	6
263	その他 児童施設		ほっとるーむ新松戸	2008	14
264			ほっとるーむ東松戸	-	-
265			おやこ DE 広場ふれあい 22	1997	25
266			おやこ DE 広場ゆうまつど	1980	42
267			おやこ DE 広場旭町	1990	32
268			おやこ DE 広場小金原	1976	46
269			ほっとるーむ常盤平	1967	55
270			ほっとるーむ松戸	1973	49
271			おやこ DE 広場南花島	1999	23
272			おやこ DE 広場馬橋	-	-
273			おやこ DE 広場北小金	-	-
274			おやこ DE 広場北松戸	2017	5
275			おやこ DE 広場矢切	1982	40
276			小金原幼児教室	1991	31
277			常盤平児童福祉館	1967	55

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
334.81	RC 造	市所有	東部	地域
187.60	RC 造	市所有	常盤平	地域
127.50	RC 造	市所有	常盤平	地域
121.30	RC 造	市所有	六実	地域
120.95	軽量 S 造	市所有	六実	地域
114.18	軽量 S 造	市所有	本庁	地域
201.52	S 造	市所有	東部	地域
938.27	RC 造	市所有	東部	地域
854.42	RC 造	市所有	矢切	地域
777.93	RC 造	市所有	本庁	地域
1,050.30	軽量 S 造	借用	本庁	地域
1,079.68	RC 造	市所有	常盤平	地域
1,131.63	RC 造	市所有	常盤平	地域
823.56	RC 造	市所有	常盤平	地域
981.04	RC 造	市所有	六実	地域
578.07	RC 造	市所有	本庁	地域
649.64	RC 造	市所有	本庁	地域
840.26	RC 造	市所有	新松戸	地域
902.34	RC 造	市所有	新松戸	地域
957.63	RC 造	市所有	新松戸	地域
790.27	RC 造	市所有	新松戸	地域
903.19	RC 造	市所有	小金	地域
632.22	RC 造	市所有	小金原	地域
1,197.57	RC 造	市所有	小金原	地域
538.26	S 造	市所有	本庁	地域
77.92	RC 造	市所有	新松戸	地域
244.58	-	借用	東部	地域
176.74	S 造	市所有	常盤平	地域
42.00	RC 造	市所有	本庁	地域
72.00	RC 造	市所有	新松戸	地域
74.52	RC 造	市所有	小金原	地域
67.59	RC 造	市所有	常盤平	地域
337.50	SRC 造	区分所有	本庁	地域
90.29	軽量 S 造	市所有	本庁	地域
121.00	-	借用	馬橋	地域
0.00	-	借用	小金	地域
59.94	軽量 S 造	借用	本庁	地域
42.20	RC 造	市所有	矢切	地域
226.80	軽量 S 造	市所有	小金原	地域
213.09	RC 造	市所有	常盤平	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
278			野菊野こども館	-	-
279			中高生の居場所(五香六実地区)	-	-
280			中高生の居場所(八柱地区)	-	-
281			ほっとるーむ八柱	-	-
282			おやこ DE 広場八ヶ崎	-	-
283			六実こども館	1979	43
284			樋野口こども館	1989	33
285			青少年プラザ	2021	1
286			小金原老人福祉センター	1976	46
287	福祉施設	高齢者 対象施設	シニア交流センター	1990	32
288			東部老人福祉センター	1980	42
289			野菊野敬老ホーム	1974	48
290			矢切老人福祉センター	1975	47
291			六実高柳老人福祉センター	1979	43
292			常盤平老人福祉センター	2013	9
293		身体障害者 対象施設	子ども発達センター	1997	25
294			障害者福祉センター	1997	25
295	保健・医療 施設	病院施設	休日土曜日夜間歯科診療所	1976	46
296			市立総合医療センター	2017	5
297			上本郷第二医師住宅	1990	32
298			市立総合医療センター看護師寮	1986	36
299			市立総合医療センター附属看護専門学校	1985	37
300			市立総合医療センター附属保育所	1976	46
301			東松戸病院・梨香苑	1966	56
302			東松戸病院(看護師寮、保育施設)	1993	29
303			夜間小児急病センター	2017	5
304		保健 センター	中央保健福祉センター	1992	30
305			常盤平保健福祉センター	1997	25
306			常盤平保健福祉センター六実保健室	1979	43
307			小金保健福祉センター	1993	29
308	スポート 施設	体育館等	クリーンセンター(体育施設)	1980	42
309			運動公園体育館	1974	48
310			柿ノ木台公園体育館	1999	23
311			小金原体育館	1984	38
312			常盤平体育館	1986	36
313			東部スポーツパーク	1979	43
314			和名ヶ谷スポーツセンター	1995	27
315			市民交流会館(体育施設)	1980	42

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
251.41	RC 造	借用	本庁	地域
76.66	S 造	借用	常盤平	地域
76.38	RC 造	借用	常盤平	地域
197.47	RC 造	借用	常盤平	地域
38.88	W 造	借用	馬橋	地域
80.75	RC 造	市所有	六実	地域
100.00	RC 造	市所有	本庁	地域
486.53	S 造	市所有	東部	地域
825.94	RC 造	市所有	小金原	地域
1,301.57	RC 造	市所有	新松戸	地域
215.50	RC 造	市所有	東部	地域
93.89	RC 造	区分所有	本庁	地域
643.34	RC 造	市所有	矢切	地域
706.20	RC 造	市所有	六実	地域
625.57	RC 造	市所有	常盤平	地域
4,366.14	S 造	市所有	常盤平	市域全体
2,276.99	S 造	市所有	常盤平	市域全体
94.20	RC 造	区分所有	本庁	市域全体
46,817.37	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
787.13	RC 造	市所有	本庁	市域全体
956.83	RC 造	市所有	本庁	市域全体
2,516.03	RC 造	市所有	本庁	市域全体
646.66	RC 造	市所有	本庁	市域全体
14,571.80	RC 造	市所有	東部	市域全体
1,646.08	RC 造	市所有	東部	市域全体
203.35	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
3,832.06	RC 造	市所有	本庁	地域
1,105.60	S 造	市所有	常盤平	地域
38.00	RC 造	市所有	六実	地域
1,111.34	SRC 造	区分所有	小金	地域
2,667.74	SRC 造	市所有	六実	地域
6,830.71	SRC 造	市所有	本庁	市域全体
3,344.23	RC 造	市所有	矢切	市域全体
3,228.78	RC 造	市所有	小金原	市域全体
2,270.91	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
1,836.08	RC 造	市所有	東部	地域
8,843.77	RC 造	市所有	本庁	地域
1,292.00	S 造	市所有	新松戸	市域全体

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
316	公園施設	競技場、球場	運動公園競技場	1971	51
317			金ヶ作庭球場	1970	52
318			栗ヶ沢公園庭球場	1972	50
319		プール	運動公園プール	1971	51
320			新松戸プール管理棟	1981	41
321		公園管理施設等	21世紀の森と広場(アウトドアセンター)	1999	23
322			21世紀の森と広場(カフェテラス)	1993	29
323			21世紀の森と広場(パークセンター)	1993	29
324			21世紀の森と広場(野外活動受付棟)	1999	23
325			21世紀の森と広場(南事務棟)	1986	36
326			21世紀の森と広場(自然観察舎)	1994	28
327			21世紀の森と広場(作業員休憩所)	1993	29
328			21世紀の森と広場(売店)	1987	35
329			21世紀の森と広場(工作室)	1990	32
330			21世紀の森と広場(エレベーター)	1998	24
331			ユーカリ交通公園	1985	37
332			東松戸ゆいの花公園管理センター	2007	15
333	住宅施設	市営住宅	相模台住宅	1966	56
334			小金原住宅	1969	53
335			八ヶ崎住宅	1970	52
336			小金原併存住宅	1972	50
337			幸田住宅	1973	49
338			横須賀住宅	1974	48
339			常盤平南部住宅	1975	47
340			幸田第二住宅	1979	43
341			常盤平南部第二住宅	1980	42
342			天神山住宅	1980	42
343			新松戸住宅	1982	40
344			松戸新田住宅	1984	38
345			新松戸第二住宅	1985	37
346			三矢小台住宅	1987	35
347			六高台住宅	1988	34
348			シルバ-中金杉	1992	30
349			松戸新田第二住宅	1993	29
350			三ヶ月住宅	-	-
351			八柱住宅	-	-
352			栄町住宅	-	-
353			日暮住宅	-	-
354			八柱第二住宅	-	-
355			八柱第三住宅	-	-

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
3,348.53	RC 造	市所有	本庁	市域全体
19.80	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
391.28	RC 造	市所有	小金原	市域全体
430.28	RC 造	市所有	本庁	市域全体
1,537.20	RC 造	市所有	新松戸	市域全体
289.00	W 造	市所有	常盤平	市域全体
391.00	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
992.00	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
169.08	W 造	市所有	常盤平	市域全体
265.00	軽量 S 造	市所有	常盤平	市域全体
301.00	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
56.00	軽量 S 造	市所有	常盤平	市域全体
26.00	W 造	市所有	常盤平	市域全体
59.92	W 造	市所有	常盤平	市域全体
53.00	S 造	市所有	常盤平	市域全体
324.87	RC 造	市所有	小金原	市域全体
241.89	S 造	市所有	東部	市域全体
3,236.66	RC 造	市所有	本庁	市域全体
2,048.65	RC 造	市所有	小金原	市域全体
8,407.39	RC 造	市所有	馬橋	市域全体
3,574.10	RC 造	市所有	小金原	市域全体
3,052.41	RC 造	市所有	小金	市域全体
4,285.04	RC 造	市所有	新松戸	市域全体
9,434.27	SRC 造	市所有	常盤平	市域全体
10,733.04	SRC 造	市所有	小金	市域全体
1,928.70	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
3,733.60	RC 造	市所有	本庁	市域全体
7,986.09	SRC 造	市所有	新松戸	市域全体
3,735.33	RC 造	市所有	本庁	市域全体
5,375.48	RC 造	市所有	新松戸	市域全体
2,744.49	RC 造	市所有	矢切	市域全体
8,075.10	RC 造	市所有	六実	市域全体
2,016.29	RC 造	市所有	小金	市域全体
3,887.95	RC 造	市所有	本庁	市域全体
2,500.39	RC 造	借用	馬橋	市域全体
2,140.69	RC 造	借用	常盤平	市域全体
3,442.47	RC 造	借用	本庁	市域全体
3,296.02	RC 造	借用	常盤平	市域全体
2,114.42	RC 造	借用	常盤平	市域全体
2,096.45	RC 造	借用	常盤平	市域全体

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
356			牧の原団地住宅	-	-
357	環境施設	クリーンセンター	クリーンセンター	1980	42
358			東部クリーンセンター	1980	42
359			日暮クリーンセンター	1987	35
360			和名ヶ谷クリーンセンター	1995	27
361			ごみ中継施設	2019	3
362		資源リサイクルセンター	資源リサイクルセンター	1980	42
363			日暮資源リサイクル施設	1990	32
364			日暮最終処分場	1983	39
365	その他施設	自転車駐車場	五香駅西口第1自転車駐車場	1985	37
366			五香駅東口第2自転車駐車場	1984	38
367			松戸駅西口公園下自転車駐車場	1983	39
368			松戸駅東口自転車駐車場(南棟)	1980	42
369			常盤平駅北口第3自転車駐車場	1984	38
370			八柱駅南口第1自転車駐車場	1985	37
371			北小金駅南口第1自転車駐車場	1985	37
372			北小金駅北口参道第1自転車駐車場	1982	40
373			北松戸駅西口自転車駐車場	1996	26
374			稔台駅南口第1自転車駐車場	1987	35
375			六実駅第2自転車駐車場	1986	36
376			松戸駅西口高架下自転車駐車場	1981	41
377			松戸駅東口高架下自転車駐車場	1980	42
378			新松戸駅西口高架下第一自転車駐車場	1979	43
379			松戸駅西口第5自転車駐車場	-	-
380			八柱駅南口第2自転車駐車場	-	-
381	自動車駐車場	斎場等	松戸駅西口地下駐車場	1985	37
382			斎場	1973	49
383			白井聖地公園管理事務所	1987	35
384			白井聖地公園無縁墓地	2007	15
385			白井聖地公園(便所)	2012	10
386			北山市民会館	1973	49
387	その他		すぐやる課詰所	1978	44
388			金ヶ作育苗圃管理棟	1976	46
389			古ヶ崎本田集会所	1980	42
390			高塚新田集会所	1979	43
391			紙敷新田集会所	1980	42
392			七衛門新田集会所	1974	48
393			秋山集会所	1978	44

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
4,180.70	SRC 造	借用	常盤平	市域全体
6,516.42	RC 造	市所有	六実	市域全体
11,284.26	RC 造	市所有	東部	市域全体
2,808.47	S 造	市所有	常盤平	市域全体
18,942.42	SRC 造	市所有	本庁	市域全体
1,062.84	S 造	市所有	常盤平	市域全体
1,244.75	S 造	一部借用	常盤平	市域全体
415.55	S 造	市所有	常盤平	市域全体
96.46	軽量 S 造	市所有	常盤平	市域全体
887.56	S 造	市所有	常盤平	地域
638.74	S 造	市所有	常盤平	地域
1,726.58	RC 造	市所有	本庁	地域
1273.83	S 造	市所有	本庁	地域
875.37	S 造	市所有	常盤平	地域
930.27	S 造	市所有	常盤平	地域
1159.99	S 造	市所有	小金	地域
783.72	S 造	市所有	小金	地域
2229.84	S 造	市所有	本庁	地域
617.64	RC 造	市所有	本庁	地域
637.30	S 造	市所有	六実	地域
360.00	S 造	市所有	本庁	地域
200.00	S 造	市所有	本庁	地域
789.00	S 造	市所有	新松戸	地域
610.52	S 造	借用	本庁	地域
456.00	S 造	借用	常盤平	地域
7,226.40	RC 造	市所有	本庁	市域全体
2259.28	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
239.80	S 造	市所有	市外	市域全体
159.75	RC 造	市所有	市外	市域全体
89.00	RC 造	市所有	市外	市域全体
1659.63	RC 造	市所有	常盤平	市域全体
161.90	RC 造	市所有	小金原	市域全体
279.41	軽量 S 造	市所有	常盤平	市域全体
79.49	W 造	市所有	本庁	地域
229.18	W 造	市所有	東部	地域
190.46	W 造	市所有	東部	地域
120.07	W 造	市所有	新松戸	地域
186.93	W 造	市所有	東部	地域

番号	大分類	中分類	施設名	建築年度	築年数
394			旧青松園	1979	43
395			松戸競輪場選手宿舎(A棟)	1991	31
396			松戸三丁目西自治会集会所	1959	63
397			松戸市警防ネットワーク安全安心ステーション	2008	14
398			松戸地域職業訓練センター	1993	29
399			常盤平会館	1976	46
400			新松戸未来館	2008	14
401			相川会館	1975	47
402			旧向新橋青年館	1969	53
403			旧中内青年館	1968	54
404			宮前公衆便所	1978	44
405			北松戸公衆便所	1981	41
406			馬橋公衆便所	1985	37
407			新松戸公衆便所	1988	34
408			総合福祉会館	1975	47
409			矢切苑便所	1992	30
410			野菊苑便所	1992	30
411			松戸スタートアップオフィス	-	-
412			旧東部支所	1983	39
413			旧小金消防署	1965	57
414			小金原文書庫	1972	50

※構造が、「市所有」及び「一部借用」の施設のみ建築年度を記載しています。

※構造の種類は、「SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造」、「RC 造：鉄筋コンクリート造」、「S 造：鉄骨造」、「軽量 S 造：軽量鉄骨造」及び「W 造：木造」としています。

※利用圏域の種類は、「市域全体：市域全域を対象とした施設」、「地域：対象地域を意識して地域別に配置した施設」及び「その他：その他施設」としています。

延床面積 (m ²)	構造	建物所有形態	地域	利用圏域
346.21	W 造	市所有	新松戸	市域全体
2970.97	RC 造	市所有	本庁	市域全体
103.95	W 造	市所有	本庁	地域
104.34	軽量 S 造	市所有	常盤平	市域全体
1221.40	RC 造	市所有	小金原	市域全体
197.67	W 造	市所有	常盤平	地域
571.45	RC 造	市所有	新松戸	地域
132.50	軽量 S 造	市所有	新松戸	地域
194.95	W 造	市所有	東部	地域
294.30	W 造	市所有	東部	地域
11.14	RC 造	市所有	本庁	市域全体
23.57	RC 造	市所有	本庁	市域全体
10.08	軽量 S 造	市所有	新松戸	市域全体
48.41	RC 造	市所有	新松戸	市域全体
3152.08	RC 造	市所有	矢切	市域全体
12.70	RC 造	市所有	矢切	市域全体
11.13	RC 造	市所有	矢切	市域全体
210.00	SRC 造	借用	本庁	市域全体
539.42	RC 造	市所有	東部	その他
864.46	RC 造	市所有	小金	その他
695.80	RC 造	市所有	小金原	その他

9. 松戸市公共施設再編整備検討委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、本市の公共施設再編整備の推進に向けた取組に関し、広く検討を行うため、松戸市公共施設再編整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項を協議及び調整することとする。

- (1) 公共施設再編整備に係る計画に関する事項
- (2) 松戸市公共施設再編整備推進審議会での審議事項
- (3) その他、公共施設再編に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会の構成は、別表1のとおりとする。

2 委員長は、必要に応じ、臨時委員を置くことができる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事務について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(松戸市公共施設のあり方検討プロジェクト)

第6条 委員会の下部組織として、その所掌事務に関する個別的・専門的事項の調査を行うため、松戸市公共施設のあり方検討プロジェクト（以下「検討プロジェクト」という。）を設置する。

2 検討プロジェクトの構成は、別表2に掲げる課等の長の推薦により、その所属する職員を充てる。

3 検討プロジェクトの運営は、別に定める。

(庶務)

第7条 委員会及び検討プロジェクトの庶務は、総合政策部公共施設再編課において処理する。

(その他の事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、**令和5年8月7日**から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	副市長
副委員長	総合政策部長
委員	総務部長
委員	財務部長
委員	市民部長
委員	経済振興部長
委員	環境部長
委員	健康医療部長
委員	福祉長寿部長
委員	子ども部長
委員	都市再生部長
委員	街づくり部長
委員	建設部長
委員	生涯学習部長
委員	学校教育部長
委員	病院事業管理局長
委員	消防局長

別表2（第6条関係）続

課名等	人数
にぎわい創造課	
消費生活課	
公営競技事務所	
清掃施設整備課	
環境業務課	
東部クリーンセンター	
日暮クリーンセンター	
和名ケ谷クリーンセンター	
地域医療課	
健康推進課	
予防衛生課	
高齢者支援課	
健康福祉会館	
子育て支援課	
子どもわかもの課	
幼児教育課	
保育課	
こども家庭センター	
街づくり課	各1名
交通政策課	
みどりと花の課	
公園緑地課	
住宅政策課	
建築保全課	
新庁舎整備課	
道路建設課	
下水道維持課	
管財課	
東松戸病院総務課	
教育政策研究課	
社会教育課	
文化財保存活用課	
スポーツ課	
図書館	
学校施設課	
市立高等学校	
消防総務課	

別表2（第6条関係）

課名等	人数
行政経営課	
文書管理課	
男女共同参画課	
すぐやる課	
財政課	
財産活用課	
市民自治課	
市民安全課	
市民課	
常盤平支所	各1名
小金支所	
小金原支所	
六実支所	
馬橋支所	
新松戸支所	
矢切支所	
東松戸支所	
商工振興課	

※別表1及び2は、令和5年度の組織改正により修正を行っています。

10. 公共施設再編に係る市民参加型ワークショップ等の開催状況

年度	日付	場所	内容
平成27年度	10月23日	中央保健福祉センター	公共施設マネジメントワークショップ第1回（全3回） 「レクチャー」 ・公共施設マネジメントに至る背景や前提の理解を深める ・松戸市の公共施設の現状と課題の理解を深める ・これからの公共施設のあり方について、普段の生活を通じて参加者が自由に意見交換する
	11月19日	聖徳大学	公共施設マネジメントシンポジウム01 「オガールに学ぶ」 ・オガールプロジェクトとは ・オガールプロジェクトの仕掛け方 ・トークセッション
	12月15日	中央保健福祉センター	公共施設マネジメントワークショップ第2回（全3回） 「現地視察（新松戸、東松戸）」 ・意見交換 ・施設、周辺環境の感想、課題等をガリバーマップにまとめる
	1月31日	聖徳大学	公共施設マネジメントシンポジウム02 「まちを支える未来のハコモノ」 ・これからの公共施設 ・脱成長時代の都市 ・まちの将来像と空間計画 ・公共施設マネジメントからまちづくりへ ・ディスカッション
	2月23日	中央保健福祉センター	公共施設マネジメントワークショップ第3回（全3回） 「シナリオシミュレーション」 ・ガリバーマップにまとめた課題の解消などを実現するため、施設マネジメントのロールプレイング
平成28年度	5月27日	小金原市民センター	東京大学都市計画研究室（村山准教授）を中心に、大学研究室のメンバーでワークショップを実施 ・松戸市の公共施設再編整備に関わるモデル地域の骨格 ・小金原地域の公共施設等の各種情報の整理 ・小金原地域の主要施設の見学 ・小金原地域の可能性や課題の整理
	7月13日	東京藝術大学	千葉大学（柳澤要教授）、東京藝術大学（藤村龍至准教授）と松戸市の合同意見交換会を開催 ・千葉大学柳澤研究室による東松戸まちづくり用地（65街区）を対象として、低層案・高層案・分棟案とタイプ別の検討 ・東京藝術大学3年生による小金原市民センターを意識したタウンセンターのあり方や50年という時間の考え方について、提案模型等をもとに議論
	9月7日	松戸市民劇場	公共施設マネジメントシンポジウム03 「タウンセンターの50年」 ・これからの公共施設 ・課題成果発表 ・ディスカッション ・ギャラリートーク
	9月8日～9月11日	松戸市文化ホール	上記のマネジメントシンポジウム03と連動して、東松戸地域と小金原地域を想定した公共施設の模型を展示、9月11日のみギャラリートークを実施
	11月16日	松戸市民劇場	公共施設マネジメントシンポジウム04 「まち空間の豊かさを考える」 ・水都大阪の取り組みについて ・MAD City の取り組みについて ・『21世紀の森と広場ドコでもシアター』等の取り組みについて ・ディスカッション
	12月17日～12月18日	東部支所	千葉大学建築学科と東京藝術大学建築学科の学生が、東松戸まちづくり用地の土地を対象に、支所・図書館・コミュニティ・子育て支援の4つの機能を有した公共施設の模型を制作し、展示

※ドラフト版

年度	日付	場所	内 容
平成28年度	1月28日	ひがまつタウンカフェ	ひがまつトークイベント01 まちを支える未来のハコモノ 「これからの地域施設のあり方」 ・これまで大学と市で進めてきた学官連携の取組のレビューとこれからの地域施設のあり方や公民連携にフォーカスした事業の進め方について議論
	2月5日	小金原市民センター	公共施設マネジメントワークショップ@小金原 「公共施設再編から考えるコミュニティの未来」 ・小金原のハコモノの現在 ・小金原のハコモノの2030年シナリオ
	2月11日	ひがまつタウンカフェ	ひがまつトークイベント02 まちを支える未来のハコモノ 「地域施設を構想する」 ・地域施設の基本構想（案）の考え方について、建築と施設運営の専門家をゲストに迎え、来場者とのトークセッション
	3月7日	聖徳大学	公共施設マネジメントシンポジウム05 「地域経営の視点で考える、コミュニティの未来」 ・活力ある超高齢化社会の協創 ・ニュータウン再生とコミュニティビジネス ・ディスカッション
平成29年度	12月10日	小金原市民センター	公共施設マネジメントワークショップ@小金原 「みんなで考える小金原の未来」 ・小金原のハコモノの現在（2017） ・小金原のハコモノ2030年シナリオ
	2月4日	松戸市立栗ヶ沢中学校	公共施設マネジメントシンポジウム06 in 小金原 「鳩山に学ぶ」 ・持続可能な郊外住環境に必要な空間像 ・公共施設運営について
	3月4日	小金原市民センター	小金原まちづくり懇談会2018 「誰もが安心して暮らしつづけることのできる社会づくり」
平成30年度	9月16日	小金原市民センター	ワークショップ 「公共施設将来シナリオを見直して、地域のみんなで小金原に活気を取り戻す」 ・小金原のウリ・キャッチフレーズ ・小金原の公共施設のあり方
	10月21日	小金原市民センター	ワークショップ 「公共施設将来シナリオを見直して、地域のみんなで小金原に活気を取り戻す」 ・これからの学校の活用方法を考える ・小金原地域の学校再編の方向性を考える
	2月7日	青少年会館	シンポジウム「新松戸地域の公共施設とまちづくり」 ・人口減少社会における公共施設の現状と課題 ・地域創生のためのまちづくり ・ディスカッション
	3月9日	小金原市民センター	ワークショップ 『公共施設将来シナリオを見直して、地域のみんなで小金原に活気を取り戻す』 ・小金原地域に住み続ける理由は ・小金原中心部の将来のあり方を考える
令和元年度	12月15日	聖徳大学	シンポジウム「ニュータウンの将来に備えこれからの「まち空間」を考える」 ・地域の賑わいを団地活性化の先行事例に学ぶ ・商店街はなぜ滅びるのか～これからの商店街未来を考える～ ・ディスカッション
	3月11日	小金原市民センター	懇談会「将来の小金原市民センターのあり方を考える」 ・先進事例の紹介 ・現在の小金原市民センターの課題は ・小金原市民センターのこれからの使い方は

11. 用語集

	用語	説明
ア行	圧縮梱包処理	リサイクルするプラスチックを圧縮・梱包すること。
	維持保全	既存建築物の初期の性能を維持するために行う保全のこと。
	一級市道	<p>地方生活圏及び大都市圏域の基幹的道路網を形成するために必要な道路で一般国道及び都道府県道以外の道路のうち次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画決定された幹線街路 2. 主要集落（戸数 50 戸以上。以下同じ）とこれと密接な関係にある主要集落とを連絡する道路 3. 主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路 4. 主要交通流通施設、主要公益的施設、主要生産施設または主要観光地の相互間において密接な関係を有するものを連絡する道路 5. 主要集落、主要交通流通施設、主要公益的施設または主要観光地と密接な関係にある一般国道、都道府県道、または幹線 1 級市町村道を連絡する道路 6. 大都市または地方開発のため特に必要な道路
	一般会計	地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計のこと
	一般会計	で、福祉、教育、道路の整備等の基本的な行政サービスを行うためのもの。
	インフラ	インフラストラクチャー (infra-structure) の略。公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋梁等の交通施設や公園、上下水道等の施設の総称。
	雨水貯留池	集中豪雨等の局地的な出水により、河川の流下能力を超過する可能性のある洪水を河川に入る前に一時的に溜める池のこと。
	雨水ポンプ	台風等の大暴雨時に河川の水位が上昇して道路や住宅地に降った雨が河川へ自然排水できなくなることを防ぐために、排水できなくなった雨水をポンプで汲み上げて強制的に河川等へ放流する仕組みのこと。
	SDGs	SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標。2015 年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられた。2030 年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されている。
	温室効果ガス	大気を構成する成分のうち、温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。
力行	改修	劣化した建築物、部位、部材等の機能を原状もしくはそれ以上に改善すること。

用語	説明
ガバメントクラウドファンディング	政府（自治体）が行う寄附制度であり、自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちから寄附を募る仕組みのこと。
借上げ方式	民間事業者等が建設・保有する住宅を借上げることにより供給される公営住宅であり、平成8年の公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正において、それまでの公営住宅の供給方式である直接建設方式に加え、民間住宅ストックを活用した公営住宅の供給方式として導入された方式のこと。
カルバート	道路や鉄道等の下に埋設された水路（用水、排水）のこと。水路の断面形状によって、ボックスカルバートやアーチカルバート等がある。
幹線道路	全国的や地域的、あるいは都市内において骨格的な道路網を形成する道路のこと。高速自動車国道、一般国道及び都道府県道が幹線道路網を構成している。
基幹改良工事	主要な設備・機器の更新、設備・システムの改良を行うことで、老朽化したクリーンセンターの性能回復と延命化を図る工事のこと。
基幹管路	導水管・送水管及び配水本管のこと。
企業会計	民間企業と同じように事業収益によって運営している会計のこと。
北千葉広域水道企業団	千葉県、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、習志野市及び八千代市の1県7市が、共同して事務を処理するために設けられた一部事務組合であり、水道用水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業のこと。
機能保全	機能が失われたり、性能が低下したりすることを抑制または回復すること。
強じん化整備	ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせ、災害時の被害の最小化や迅速な復旧が可能となるよう整備すること。
行政財産	市において公用または公共用に供し、または供することを決定した財産のこと。行政財産は公用財産と公共用財産に分類される。 公用財産（市が直接使用する財産）：庁舎、消防施設等 公共用財産（市民が共同利用する財産）：学校、図書館、公民館、公営住宅、公園等
供用廃止	現在及び将来とも公共の用に供する必要がないと市が判断し、行政財産としての用途を廃止すること。
橋梁	河川、渓谷、湖沼、海峡、運河、道路、鉄道等の上方に輸送路を設けるために造られる構造物の総称。橋の種類には、使用材料による分類（鋼橋、コンクリート橋等）、用途による分類（道路橋、鉄道橋、人道橋等）、通路の位置による分類（上路橋、下路橋等）、平面形による分類（直線橋、曲線橋等）がある。
区分所有	建物全体を市で所有せず、市と民間事業者等が区分けされた建物を共同で所有すること。

用語	説明
繰出金	普通会計から特別会計等への支出にかかる費用。
決算	1年間にどのような収入があり、各事業にどれだけ支出したかの結果を報告すること。
減価償却	使用や年月の経過に伴う資産の価値が減少すること。
健全度	評価する対象物が有する機能、状態の健全さを示す指標であり、状態監視保全施設の診断の際に修繕、改築等の対策手法の判断を行うためのもの。
公園愛護活動	町会、自治会、子ども会育成会、老人会等の地域住民の福利向上を目的とした市民が組織する団体が、本市が管理する公園及び緑地の日常的な管理作業を行うことにより、公園愛護心の育成、地域コミュニティ活動の推進及び地域の美観の向上を図ることを目的とした活動。
公共施設等	公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路、橋梁等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）等も含む包括的な概念である。本計画においては、本市の所有施設以外にも賃借等の施設も含めている。
公共施設マネジメント	いわゆるファシリティマネジメント（FM）のこと。 公共施設の老朽化等の問題を背景に、適切な公共サービスの提供と健全な財政状況を継続するために、保有する全ての公共施設を総合的に把握し、財政運営と連動させながらこれらを企画、管理及び利活用する仕組みのこと。
更新	劣化した部位・部材・機器等を新しいものに取り替えること。 また、施設そのものを建替えること。
構造躯体	建築物の構造体のこと。または建築構造を支える骨組み部分のこと。
交通結節点	電車、バス、タクシー、自動車や自転車等の様々な交通手段の接続が行われる乗り換え・乗り継ぎの拠点のこと。
高欄	歩行者及び自転車の橋梁外への転落を防止することを目的として設置される防護柵のこと。
合流処理方式	下水の排除方式のうち、汚水と雨水を同一の管渠系統で排除する方式のこと。
高齢化	人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が増加すること。
コージェネレーション	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムのこと。
跨線橋	架道橋のうち、鉄道線路を立体交差で超えるために架けられた橋のこと。
サ行	最終処分 廃棄物の収集・分別・焼却等の一連の処理工程の最後に行われる処理のことであり、埋立処分、海洋投入処分または再生のことをいう。

用語	説明
歳出	一つの年度の支出のこと。主な支出を使われる目的別に分類すると、土木費、民生費、衛生費、教育費等がある。また、同じ支出の内容を使われた性質によって分類すると、支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な義務的経費（人件費、扶助費及び公債費）、社会資本の整備のための経費としての投資的経費（普通建設事業費）とその他経費に分類される。
歳入	一つの年度の収入のこと。市の歳入の主なものとしては、市税（地方税）、国庫支出金、県支出金、市債（地方債）等がある。
再生可能エネルギー	太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの。政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
産学官民連携	大学や研究機関等が持つ研究成果、技術やノウハウを民間企業が活用し、実用化や産業化へと結びつける仕組みのこと。企業（産）、大学・研究機関（学）、行政（官）の三者が連携して行う共同研究を指す場合や、企業と大学の間を行政が結びつけるケースを指す場合がある。
市街地	都市において、道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在する地域のこと。
市債	市が国や金融機関等から長期に借りたお金。地方債。
市場化テスト	透明・中立・公正な競争条件の下、公共サービスの提供について、官民競争入札を実施し、価格と質の面で、より優れた主体が落札し、公共サービスを提供していく官民競争入札制度のこと。
指定管理者制度	平成15年9月の地方自治法改正により導入された制度で、これまで公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人等も含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。 この制度の活用により、民間企業やNPO法人等がもつ様々なノウハウを公の施設の管理運営に活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることが期待されている。 なお、指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置目的は変わるものではなく、市には施設の設置者としての責任があるため、指定管理者に施設の管理運営を委ねた後も、指定管理者が管理運営を適切に行っているかチェックしていく必要がある。
市民サービス	公共施設及びインフラ施設の整備・維持管理・運営だけでなく、学校教育、生涯学習事業、住民窓口サービス、ごみの収集・処理、住民健康診査、国民健康保険、介護保険事業、保育事業、各種医療費助成制度等の市が提供しているサービス全般のこと。
社会教育	学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）のこと。

用語	説明
社会保障関係経費	市民が安心して生活していくために必要な、医療、年金、福祉、介護、生活保護等の公共サービス事業に関係してかかる費用のこと。
修繕	機能・性能を原状まで回復させること。
住宅ストック	国内に建築されている既存の住宅のこと。
終末処理場	下水道管渠によって集めてきた下水を処理し、河川その他の公共の水域または海域に放流するための施設のこと。
住民基本台帳人口	住民基本台帳（「毎月末現在」・当該月の移動）に基づき集計した人口のこと。
受益者負担	公共事業に必要な経費に充てるため、当該公共事業の施設利用者（受益者）に料金を負担してもらうこと。
使用料収入	自治法第 225 条を根拠に行政財産の使用または公の施設の使用への対価として徴収して得られる収入のこと。
浄水場	河川、貯水池、深井戸等から取水した水道水のもととなる水（原水）を、沈殿池やろ過池等によって浄水処理し、国が定めた水質基準に適合した安全な水道水を作る施設のこと。
除却	設備や施設を取り除くこと。また、施設そのものを解体すること。
除却債	地方財政法に基づき、公共施設・公用施設・その他の当該地方公共団体が所有する建築物・その他の工作物の解体撤去に要する経費の財源に充てるための地方債のこと。
諸元重要度	「交差区分」、「緊急輸送路」、「迂回路」、「交通量」及び「橋梁規模」により算定した修繕に係る重要度のこと。
人口集中地区	都市的地域の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として、昭和 35 年国勢調査から設定されたもの。 人口集中地区の設定に当たっては、国勢調査基本単位区及び基本単位区内に複数の調査区がある場合は調査区（以下「基本単位区等」という。）を基礎単位として、1)原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有するこの地域を「人口集中地区」とした。
親水性	水に親しみやすくすること。または水との親しみやすさのこと。河川においては、親水性に配慮した護岸形状として親水護岸がある。
深層地下水	50~60m よりも深い位置にある地下水のこと。ただし、明確な深さの定義はない。

	用語	説明
	ZEB	先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物のこと。
タ行	耐震	地震によって構造物の健全性が損なわれないこと。
	耐用年数	資産において利用が可能な年数のこと。本計画においては、資産の種類によって個別に設定している。
	ダウンサイ징	建替えや改修時または施設の集約化や複合化を図る場合に、施設の面積を小さくすることで建物にかかる費用を縮減させること。
	単独公共下水道	公共下水道の種類の一つで、終末処理場を有するもの。なお、流域下水道に接続するものは流域関連公共下水道という。
	地域排水ポンプ	小規模エリアの雨水（浄化槽排水を含む）の排除を行うマンホール形式ポンプ施設のこと。
	中継ポンプ	汚水や雑排水が自然流下できない場合に、汚水や雑排水を汲み上げ浄化槽に送るためのポンプのこと。
	低層住宅地	都市計画法において定められた用途地域のうち、「第一種低層住宅専用地域」及び「第二種低層住宅専用地域」のこと。 第一種低層住宅専用地域：低層住宅のための地域であり、小規模な店舗や事務所を兼ねた住宅や、小中学校等を建てることができる。 第二種低層住宅専用地域：主に低層住宅のための地域であり、小中学校等のほか、150 m ² までの一定の店舗等を建てることができる。
	特別会計	市が特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入・歳出と区分して収支経理を行う会計のこと。
	独立採算	公私の企業において、部門ごとに経営管理権を委ね、独立に自己の収支で採算をとるように経営させる制度のこと。
	都市基盤	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設等の生活・産業基盤となるインフラ関連施設や学校、病院、公園等の公共施設を合わせた総称。
	都市構造	計画的な都市づくりを行うため、土地利用と交通体系等を要素に都市のかたちを表したもの。
ナ行	二級市道	幹線一級市町村道以上の道路を補完し、基幹道路網の形成に必要な道路で、次の各号のいずれかに該当する道路。 1. 都市計画決定された補助幹線街路 2. 集落（25戸以上。以下同じ）相互を連絡する道路 3. 集落と主要交通流通施設、主要公益的施設もしくは、主要な生産の場を結ぶ道路 4. 集落とこれに密接な関係にある一般国道、都道府県道、また

用語	説明
	は幹線一級市町村道とを連絡する道路 5. 大都市または地方開発のために必要な道路
	延床面積 建物の各階の床面積の合計のこと。
	法面 切土または盛土によってつくられた人工的傾斜面のこと。
ハ行	配水池 浄水場からの送水を受け、当該配水区域の需要量に応じた配水を行うための浄水貯留池で、配水量の時間変動を調整する機能とともに、非常時にも一定の時間、所定の水量、水圧を維持できる機能を持つもの。
	排水機場 ポンプによって河川または水路の流水を河岸、または堤防を横断して排水するために、河岸または堤防の付近に設けられる施設であり、ポンプ場とその付属施設(吐出水槽、樋門等)の総称。
	配水場 浄水場で作った水道水を一時的に貯留する施設であり、浄水場などで事故が起こってもすぐに断水しないよう、また、水道使用量の変動を吸収する等、安定して水道水を供給するための役割がある。
	バリアフリー 障がい者や高齢者等が日常生活を送る上での妨げとなる、様々な障壁(バリア)を取り除くこと。
	PFI Private-Finance-Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う公共事業の手法のこと。
	PDCA サイクル マネジメント手法のひとつで、「計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、反映 (Action)」の流れを次の計画に活かしていくプロセスのこと。
	PPP Public-Private-Partnership の略で、官民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFI は、PPP の代表的な手法の一つであり、PFI の他、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託等も含まれる。
	ヒューム管 遠心力をを利用して成形・締固めを行い製造される鉄筋コンクリート管のこと。
	表流水 河川の表面を流れる水のこと。
	扶助費 医療や福祉など、生活を助けるための支援にかかる費用のこと。
	普通建設事業費 公共施設等の社会資本の整備にかかる投資的経費のこと。
	普通財産 行政財産以外の公有財産のこと。行政財産以外の公有財産のこと。行政財産とは異なり、特定の用途または目的を持たないため、貸付、交換、売却、譲与や私権を設定することができる。
	プラント 設備や機器が複数組み合わさって作られた工場のこと。
	分流処理方式 下水の排除方式のうち、汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する方式のこと。
	平準化 公共施設及びインフラ施設の建設時期のばらつきから、それらの更新等の時期や費用にもばらつきが生じるため、対応の優先順検討や長寿命化の推進等によってそれらのばらつきをならし、財政

	用語	説明
	法定点検	負担を安定化させること。
	法定点検	ここでは、建築基準法の12条点検を指し、安全性や適法性を確保するために、専門の調査官や検査官により建築物等を定期的に調査・検査し、特定行政庁に報告すること。
	保守点検	建築物等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査すること。
マ行	マンホールポンプ	マンホールの中に設置されている電気を動力とする水中ポンプで汚水をくみ上げて送水する、小規模の中継ポンプ施設のこと。
ヤ行	有形固定資産	土地や建物などで1年を超えて利用する資産のうち、目に見える資産のこと。
	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方にして快適な環境をデザインすること。
	予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般に、予防保全を行うことで、構造物や建築物の寿命が長くなることから、ライフサイクルコストの縮減が期待される。
ヲ行	ライフサイクルコスト	建築物では、計画・設計段階から工事段階、運営・管理段階及び処分段階までに要するコストの総計のこと。建設費用、維持管理費用、改修・更新費用、解体費等を含む。
	流域関連公共下水道	公共下水道の種類の一つであり、流域下水道に接続するもの。なお、終末処理を有するものは単独公共下水道という。
	流域下水道	複数の市町村の下水を広域的に集め、終末処分場で処理し県で管理するもの。本市は江戸川左岸流域下水道と手賀沼流域下水道の2つの流域に含まれている。
	利用圏域	ある施設を主に利用している人、もしくは利用を想定している人が多く含まれる地理的な範囲のこと。例えば、市域全体の市民から多くの利用がある施設は市域全体が利用圏域、主に地域の住民の利用を想定している施設は地域が利用圏域である。
	臨時財政対策債	地方財政収支の財源不足を補てんするために地方財政法の特例として発行された市債のこと。
	歴史的建造物	機能・用途・技術・意匠・設計思想等において特徴があり、その存在が貴重である建築物、土木構造物及びその他の工作物のこと。
	路面性状調査	舗装のひび割れ・わだち堀れ・平坦性を調査し、そのデータを基に道路の現状を把握する調査のこと。
ワ行	わだち掘れ	交通荷重によるアスファルト混合物の変形等により、道路舗装面の車輪走行位置が帯状にへこむ現象のこと。